

第2編 水害等編

第1章 災害予防計画

第1節 避難行動計画

(危機管理課、保護課、学校教育課、病院総務課、健康増進課、人権施策課、監査委員事務局、こども家庭課、保育幼稚園課、社会福祉課、関係各課)

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。住民個々の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に理解されていないという課題がある。そのため、市及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る。」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第1 定義

1 避難について

本市計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活を行う行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

2 用語について

本節において使用している用語は次のとおりとする。

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

指定避難所・・・・・・・・一定期間滞在して避難生活を送る場所

第2 避難路の選定基準

次の事項に留意して避難路の選定および住民への周知に努める。

- 1 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- 2 避難路は、可能な限り河川等による水害の危険がない道路とする。
- 3 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- 4 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第3 指定緊急避難場所の指定

1 指定基準

災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。なお、指定緊急避難場所等は第5編資料編第1章26「避難所及び収容人員一覧表」による。

(1) 災害の種類

- ア 洪水
- イ 大規模な火事
- ウ 洪水・内水による浸水

(2) 指定基準

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）等に開放されること。
- イ 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下、「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- ウ 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであることとする。
- エ 災害により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- オ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- カ その他、以下についての基準を満たす指定緊急避難場所の指定に努める。
 - (ア) 避難者 1 人当たりの必要面積を十分確保するよう配慮する（おおむね 1 名あたり 2 m²）。
 - (イ) 地区分けをする場合においては、校区単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

2 指定にあたっての注意事項

指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（大和高田市を除く）の同意を得なければならない。

3 県への通知

指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知し公示する。

4 指定の取消

当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

5 着事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

第 4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、

次のとおり整備に努める。

- 1 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- 2 高齢者、障がい者や外国人等に配慮した避難場所看板等の整備
- 3 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- 4 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- 5 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの円滑な避難のための避難活動の促進
- 6 誘導標識設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

第5 指定緊急避難場所の公表

指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するよう努める。なお、状況把握のための確認項目の設定の際には、必要に応じて県に協力を要請する。

第6 発令基準

災害が発生したとき、又は、発生する可能性があるときの高齢者等避難、避難指示の発令基準は、第2章「第1節 避難行動計画」に記載の通りである。なお、発令基準については、災害の傾向、避難の実施状況、社会的な要請等を検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第7 住民への情報伝達手段の確保

防災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。その際は、要配慮者、外国人等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

- 1 テレビ放送
- 2 ラジオ放送（コミュニティFM含む）
- 3 Lアラートを通じての各メディア情報
- 4 防災行政無線（同報系）（屋外拡声器）
- 5 緊急速報メール
- 6 ホームページ、SNS
- 7 広報車、消防団による広報
- 8 電話、FAX、登録制メール
- 9 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）

第8 住民への周知及び啓発

1 災害に関するリスク等の開示

円滑な避難が行われるよう住民に対し、ハザードマップ、ホームページ、広報紙等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難の指示等の発令基準などを周知する。あわせて、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるような分かりやすい洪水等リスクの開

示に努める。また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努めるものとする。

2 ハザードマップの内容の理解促進

ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域等、早期の立ち退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。市は、ハザードマップの作成に関し、必要に応じて、県に技術的助言などその支援を要請するとともに、市のハザードマップを県ホームページに集約し県のリスク情報の充実に寄与する。

3 迅速かつ適切な避難行動等の促進

災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するよう努める。

また、一人で2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、市や自主防災組織、自治会等が連携して取り組むものとする。さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。これを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物への緊急避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。

4 生活再建に向けた事前の備え

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

第9 市における計画

災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成し、次の事項を具体的に定め、避難訓練を行う。

- 1 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する基準及び伝達方法（以下、「高齢者等避難」「避難指示」を「避難指示等」という。）
- 2 避難指示等の発令区域・タイミング
- 3 水害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生
- 4 指定緊急避難場所の名称、所在地
- 5 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 6 指定緊急避難場所の整備に関する事項

- 7 避難準備及び携帯品の制限等
- 8 その他必要な事項

第10 防災上重要な施設における計画

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務付けられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

1 学 校

学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2 病 院

病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

第11 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市は、住民の防災活動を推進、支援、協力を行う。市は、県から必要な支援、助言を受ける。

第 1 2 所在外国人への配慮

所在在留外国人等は、コミュニケーションの困難さから災害弱者となる可能性が高く、平素から外国語や「やさしい日本語」を活用した各種伝達要領により、避難対策を講じる必要がある。

第2節 避難生活計画

(危機管理課、保護課、人権施策課、学校教育課、監査委員事務局、こども家庭課、保育幼稚園課、関係各課)

避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

第1 避難の定義

避難について

本市計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

第2 指定避難所等の指定

1 指定基準

次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、指定避難所等は資料編のとおりである。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (4) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に災害時に特別な援護を必要とする者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。また、以下についての基準を満たす指定避難所の指定に努める。

ア 避難者1人当たりの必要面積を十分確保するよう配慮する。

イ 耐震構造を有するなど、比較的安全な公共施設とする。

ウ 給水及び給食施設を有するか、又は比較的容易に設置できるところとする。

エ なるべく被災地に近く、かつ、集団的に収容できるところとする。

オ 学校施設においては、避難者の健康状況等考慮し、体育館のみならず、格技場や教室の一部も施設管理者と調整し計画する。

2 指定に当たっての注意事項

指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（大和高田市を除く）の同意を

得なければならない。

3 県への通知

指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

4 指定の取消

当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

5 住民への周知

広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。また、避難する住民等にわかるよう、指定避難所に案内標識等を設置するよう努める。

6 福祉避難所の指定

各学校の一部および交流センターの一部を福祉避難エリアに指定する。また、協定福祉避難所を設定する。

○第5編 第1章 26 「避難所及び収容人員一覧」

第3 多様な施設の利用

1 県有施設の利用

指定避難所の不足に備えて、県と県有施設の指定について、協議を行う。

2 民間施設の利用

指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院や旅館等の民間施設の利用についても検討する。その際、要配慮者に対し多様な避難場所を確保するため、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合と県が締結した「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」の活用に留意する。

3 隣接市町村等における受入体制の検討

避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

4 その他の施設の利用

国の施設も指定避難所の対象として検討する。なお、検討に当たっては、施設の管理者（所有者）に対し、目的、避難所として使用する際の条件等協議を行うものとする。特に、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

第4 指定避難所の整備

指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。なお、必要に応じて、県に協力を要請する。

1 指定避難所に指定されている施設等の整備

(1) トイレのバリアフリー化

要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備に努める。

(2) 耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。

(3) 家庭動物のための避難スペースの確保

飼主がケージ等に入れることにより、ペット避難所を設定（総合福祉会館、武道館、葛城コミュニティセンターを指定）

2 設備の充実による避難施設としての機能強化

(1) 非常用電源、自家発電機

(2) 非常用電話器（自主避難所）、無線機の複数の通信手段

(3) 換気や空調、照明の設備

(4) シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備

(5) 食料、飲料水、生活用品、仮設水槽

(6) マスクや手指消毒液

(7) 冷房・暖房器具

(8) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料

(9) 簡易トイレ

(10) パーティション

(11) 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄等

3 要配慮者、外国人、女性及び性的マイノリティを考慮した避難施設・物品の整備

(1) 紙おむつ等の介護用品

(2) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事

(3) 生理用品

(4) 液体ミルク、おむつ等の乳幼児用品

(5) 所在外国人にも理解できる各種表示の実施

4 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を施設管理者と危機管理課に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

第5 指定避難所の公表

指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するよう努める。なお、状況把握のための確認項目の設定の際には、必要に応じ県に協力を要請する。

第6 避難所の運営

自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

1 避難所運営マニュアルの作成

災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、避難所運営マニュアルを作成する。

○ 第5編資料編 第5章 第3節「避難所マニュアル」

【マニュアルの主な記載内容】

- 1 避難所運営の基本方針
- 2 マニュアルの目的・構成及び使い方
- 3 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
- 4 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
- 5 災害時要援護者への対応
- 6 女性への配慮
- 7 避難所のペット対策
- 8 大規模災害時の避難所の状況想定
- 9 関係機関の役割
- 10 様式

2 避難所としての学校施設利用計画の策定

指定避難所、福祉避難エリア（両者を合わせて、「避難所エリア」という。）のある学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、各学校と連携し、学校ごとの避難所エリアを具体化し、学校及び自治会と共有する。また、作成した具体的な避難所エリアは避難所運営マニュアルと連携したものとし、避難所備蓄の避難所キットに配置することとする。

3 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知

地域による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報伝達、食料・飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織を主体として自主運営する。なお、避難所運営については専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努める。

4 避難所開設・運営訓練の実施

地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。なお、市職員は、県の実施する避難所運営訓練等に努めて参加するとともに、必要に応じて、県に技術的助言等の協力を要請する。

5 女性や性的マイノリティ等の多様な視点の取り入れ、避難施設の整備

住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。必要に応じ、県から住民への啓発や市への支援、助言を受ける。市は県とともに、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど、要配慮者への配慮や女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を避難所運営組織と連携し積極的に行う。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

避難所等に避難した住民票の無い避難者にも適切に対応し、地域の実情・避難者の心情を勘案しつつ、対策を講じて受入れるよう努める。

第7 在宅被災者等への支援体制の整備

在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、対象者の把握や広報の方法等支援体制の整備に努める。

第8 市における計画

災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成し、次の事項を具体的に定め、避難訓練を行う。

- 1 避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法
- 2 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- 3 その他必要事項

第9 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。市は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行うとともに、必要に応じ県から必要な支援、助言を受ける。

第10 広域避難の体制整備

災害が大規模となり、市内だけで避難所の確保が困難となる場合があるため、市外に避難所を確保するための、体制整備に努めるとともに、相互応援協定の拡充に努める。また、他市町村又は県外から避難者の受け入れを要請される場合があるため、避難者受け入れのための態勢整備に努める。

第3節 帰宅困難者対策計画

(危機管理課、商工振興課、学校教育課、広報広聴課)

水害・土砂災害等により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、多数の帰宅困難者の発生が予想される。市は、過去の災害の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

第1 基本原則の周知

「帰宅困難者」の定義

通勤・通学、観光等のために市外から本市に訪問した者で、災害による交通機関の途絶等により帰宅が困難になる者

大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

第2 企業等の取組の促進

企業等に対し、従業員等の施設内待機や待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等に係る計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

第3 避難対策

マニュアル・備蓄計画の作成

市は、施設管理者と連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や避難所運営マニュアルの作成及び避難所等の一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

第4 徒歩帰宅者対策

事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努め、各交通事業者と連携し駅周辺の避難所等の運用を推進する。

第5 訓練の実施

関係機関の協力を得て、帰宅困難者の避難所等の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

第6 帰宅支援対策

交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

第4節 要配慮者の安全確保計画

(危機管理課、社会福祉課、介護保険課、地域包括ケア推進課)

要配慮者とは災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。なお、平時には支援が必要でなくとも、被災者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。市は国、県の指針やガイドライン等を参考に、要配慮者支援の体制整備に努める。

第1 避難行動要支援者への避難支援

1 避難支援等関係者となる者

- (1) 自治会関係者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 近隣者
- (4) 自主防災組織関係者
- (5) その他

2 避難行動要支援者名簿の作成、掲載する者の範囲

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するための措置を実施するための基礎とする名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難情報の入手、避難行動の判断又は自ら避難することが困難な在宅で生活する者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者

3 名簿の更新に関する事項

当該記載事項に変更が生じた場合は、基本的に名簿記載者からの申告により、更新を行う。また、市は、作成した名簿について、定期的に点検・更新を行い、常に最新の情報を把握するよう努める。

4 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

入手した情報は申請のあった避難支援等関係者のみに提供するものとする。情報提供を希望しない者については、名簿を別途作成し、市関係者のみが閲覧できるものとする。避難支援等関係者に対し、情報の管理、漏えいの禁止について、説明を行い、誓約書等を提出させる。

5 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難情報等により避難行動要支援者に避難の必要性が生じた場合、避難支援等関係者は、その情報を避難行動要支援者に電話、戸別訪問、その他の方法により伝達し、避難誘導等の支援を行う。

6 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難支援に努める一方、本人の安全の確保のため、状況に応じて、自らの安全の確保を最優先する行動をとるものとする。

第2 避難行動要支援者名簿の整備に当たっての留意事項

災害対策基本法（以下、「法」という。）第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し必要な事項

なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、本人の申請を基本とするものの、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の方々の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者の方が安心して地域住民の方々に情報提供できる雰囲気づくりに努める。

災害時には、法制度上、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、市は個人情報について、平時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められている。したがって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意のうえ、名簿情報を適切に避難支援等関係者に提供するものとする。

第3 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、避難行動要支援者の一人ひとりの状況を踏まえた個別避難計画の作成を支

援する。

市は、地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人や自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者とともに、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打ち合わせを行いながら、個別避難計画作成を支援する。そして、個別避難計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び市の必要最小限の関係部署のほか避難支援等関係者など避難行動要支援者本人が同意した者にのみ配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、適宜、情報の管理状況を確認する。

なお、個別避難計画内容に変更が生じた場合は、状況を確認し、速やかな更新に努めるとともに、関係者に新たな名簿、個別避難計画の配布及び更新前の名簿、個別避難計画の回収及び廃棄を行う。

第4 地域における支援体制のネットワークづくり

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

第5 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）

県は、令和元年度11月より、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）を整備している。災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図っている。市は必要に応じ避難所等への本チームの派遣を要請する。

第6 避難所における対策

1 福祉避難所等の整備

- (1) 一般の避難所は階段や段差が多いこと、障がい者用のトイレが少ないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、福祉避難所については、要配慮者が円滑に利用できるようバリアフリー化された施設を努めて選定するものとする。また、市は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設を指定する必要がある。協定福祉避難所については、平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を努めて明確にして、施設側と事前協定の締結に努める。なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。
- (2) 福祉避難エリアの設定

指定避難所施設内に学校の教室等の一定の配慮がなされたエリア「福祉避難エリア」を設定する。指定避難所では生活が困難等の要配慮者とその家族等支援者が一時的に避難できる場所として、指定避難所とは別の教室等に設定し、必要に応じ健康相談等を受けられる体制確保に努める。

- (3) 市は県と連携し、福祉避難所に関する情報を入手し地域住民へ周知するとともに避難者の受け入れ要領の確立と周知を進める。

2 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。災害時に外国人が迅速に避難できるよう、市は日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

第7 情報伝達手段の整備

1 様々な情報伝達手段の整備

過去の災害においては、特に要配慮者には災害時に情報がなかなか伝達されなかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

2 外国人に対する情報提供

外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、市は、日頃から多言語や「ピクトグラム、図記号」、「やさしい日本語」による、防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS等での情報発信を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発に努める。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び養成に努める。

また、市は県とともにNPOや民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

第8 防災訓練・教育の実施

地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、自主防災組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体（又は関係団体）等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練などの防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障がいの特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加し、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。

第9 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

備蓄物資の食料品を検討する場合、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、また、インフラの被災により電気・ガス・水道が使用できない状況になりうることを考慮し、要配慮者等にも配慮した食料品の備蓄にも努める。また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄食料にも配慮に努める。現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとするすべての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。なお、大災害時には輸送ルートが遮断等により、物資が直ぐに届かない恐れがある点にも留意する。

第5節 住宅応急対策予防計画

(住宅課、営繕課)

県（地域デザイン推進局）との連携や県の協定団体である一般社団法人プレハブ建築協会により応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、公営住宅等の活用や不動産関係団体と連携し、大規模災害時には広域的な観点に立って民間賃貸住宅の被災者への提供等に努める。

第1 応急仮設住宅の供給体制

市は、災害時に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、県及び一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

なお、防災活動拠点・災害復旧活動拠点との競合は避けて設置する。

第2 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

第3 市営住宅の統廃合及び市営住宅の空家状況の把握

災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な市営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第6節 防災教育計画

(危機管理課、教育総務課、学校教育課、保育幼稚園課)

災害発生時における被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。

第1 学校における防災教育

1 趣 旨

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

- (1) 幼稚園段階における目標
安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。
- (2) 小学校段階における目標
日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。
- (3) 中学校段階における目標
日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。
- (4) 高等学校段階における目標
安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。

なお、障がいのある児童生徒等については、各校種毎の目標の他に、障がいの状態、発達の段

階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

2 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- (4) 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (5) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (6) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (7) ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (8) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- (9) 災害時における心のケア。

3 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、学校教育活動全体を通じて防災教育を組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の地形や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起するなど、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。
- (4) 避難訓練の計画作成に当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、洪水など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・じ後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解

させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、市危機管理室、奈良県広域消防組合高田消防署（以下、「高田消防署」という。）、大和高田市消防団、奈良県警察高田警察署（以下、「高田警察署」という。）、自主防災組織等と連携して、計画実施に努める。

- (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、市、県、国、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、ICTを活用するなど指導方法の多様化にも務める。
- (6) 児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
- (7) 障がいのある児童生徒等について、個々の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障がいのある児童生徒等が在籍している学校においては、他市等の特別支援学校等の助言等を活用する。
- (8) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
- (9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に務める。
- (10) 学校は、教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。
- (11) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討する。その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

4 教職員に対する防災研修

市教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第2 住民に対する防災教育

災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。そのため、市及び防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで住民の防災意識の高揚を図り、住民の災害に対する備えを進める。

1 普及の内容

普及する知識は住民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

- (1) 本市地域防災計画の概要
- (2) 地域の災害危険箇所
- (3) 過去の主な災害事例及びその教訓
- (4) 気象災害に関する一般的知識（特に近年の局地的大雨、洪水等への対応）
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (7) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難指示等の発令基準など避難に関する知識
- (8) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における災害予防や安全対策に関する知識
- (9) 応急手当等看護に関する知識
- (10) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (11) 飼主による家庭動物の同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (12) 災害発生時の行動（家族の安否確認、情報収集等）
- (13) ライフライン途絶時の対策
- (14) 生活再建に向けた事前の備え（水害保険の加入など保険・共済等の加入等）
- (15) 家屋が被災した際に、片づけや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活再建に資する行動
- (16) 地区防災計画に関する知識等

2 普及の方法

市は、各種の広報媒体、防災訓練、出前講座などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

- (1) 「市政だより」等広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (2) 防災行政無線、広報車、FMヤマトの利用
- (3) インターネットの活用
- (4) 出前講座の実施
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災器具、災害写真等の展示
- (7) 災害リスクの現地表示
- (8) 避難訓練（特に水害等のリスクがある学校）等

第3 市職員に対する防災教育

職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、次の事項について、防災に関する研修、講習等の教育を実施する。また関係防災機関等が開催する研修会等に参加させるとともに、各部においても、図上訓練等を実施し、職員に行動マニュアルを含めた防災知識の普及徹底を図る。

- 1 気象災害に関する基礎知識
- 2 災害の種別と特性

- 3 市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- 4 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に係る知識
- 5 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- 6 家庭及び地域における防災対策

第4 防火管理者に対する防災教育

防災管理者に対し、市防災訓練等を活用し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養い自主防災体制の整備を図る。

第7節 防災訓練計画

(危機管理課、関係各課)

災害発生時において、住民（自主防災組織等）、市は防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、市は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援を行う。

第1 訓練の考え方

住民（自主防災組織等）、市及び防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも着意し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

1 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、また関係機関と合同して実施するものとする。

(1) 実施時期

洪水発生が予想される台風時期前等の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

河川の危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

(3) 方法

水防作業は、暴風や大雨の最中、しかも夜間に行う場合も多いことを考慮しながら、地域の特性に応じて訓練を実施する。

2 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する次の訓練を実施する他、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村と合同で実施するものとする。

(1) 実施時期

春秋2回の防火週間、その他適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

学校、病院、工場、事業所、大型商業施設等その他多数の者が出入りし勤務し、または居住する箇所等あらゆる防火活動についても検討し実施する。

ア 消防ポンプ操法

イ 放水

ウ 非常招集

エ 通信連絡

- オ 人命救助
- カ 避難
- キ 一般火災防衛
- ク 水利統制
- ケ 災害応急対策

3 災害救助訓練

災害発生の際において迅速、的確な救助を実施するため、市単独又は他関係機関と合同して次の事項について訓練を行うものとする。その際、自力避難の困難な高齢者や障害者等の救助を考慮したものとする。

(1) 実施時期

実施効果のある時期を選んで実施する。

(2) 方法

訓練の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 通信連絡
- イ 避難救出
- ウ 炊き出し
- エ 給水
- オ 物資輸送
- カ 医療救護

学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所、作業場、運輸機関等にあつては、避難についての施設を整備し、随時訓練を実施するものとする。

4 災害通信訓練

通信情報計画に基づき、予警報の伝達、災害現場との無線等による連絡を円滑に実施できるよう、市職員、消防団により各種通信施設を有効に利用して訓練を行う。

(1) 実施時期

実施効果のある適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

実施の方法については、その都度定めるが、おおむね次の事項に留意して実施する。

- ア 正確度
- イ 伝達所要時間
- ウ 訓練通信文の作成
- エ 特別ルート利用による通信
- オ 無線通信訓練にあつては、機器の応急修理、交信感度、混信、雑音等

5 電話呼集等訓練

災害の発生を考慮し、動員計画に基づき電話等により発令し、突発的災害時において速やかに登

庁して万全の警備体制が整えられるよう、適当な時期に訓練を実施する。

6 学校等安全避難訓練

授業中において火災その他不慮の災害が発生した場合に、迅速かつ規律正しく安全な場所に避難して児童・生徒を危険から守ることができるよう、各学校等において防火管理者が適当な時期を選んで定期的に訓練を実施するものとする。また、情報連絡や児童生徒等の引渡しなど、必要に応じて、保護者の参加を検討する。

7 住民の訓練

災害時に住民組織が適切に行動できるよう、自主防災組織を中心とした救出救護、消火、避難等の訓練を適宜実施するものとする。その際、自力避難が困難な高齢者や障害者等の救助を考慮したものとする。また、学校、病院、駅、工場、事務所、興行場等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を毎年定期的に実施するものとする。訓練を行うに当たっては災害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう努める。

8 総合防災訓練

(1) 市の総合防災訓練

防災関係機関等連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、高田警察署、高田消防署、奈良県広域水道企業団、西日本電信電話(株)奈良支店、関西電力送配電(株)、自衛隊など防災関係機関の参加、また自治会など住民の参加協力を得て、次のような様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。また、訓練実施後には評価し、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

- ア 情報収集・通信訓練
- イ 交通規制訓練
- ウ 電話施設応急復旧訓練
- エ 断水広報・給水訓練
- オ 水防訓練
- カ 応急送電訓練
- キ 避難誘導訓練
- ク 住民による初期消火訓練
- ケ ガス施設復旧訓練
- コ 水道施設復旧訓練
- サ 救助救急訓練・消火訓練
- シ 避難所運営訓練

(2) 県防災総合訓練への参加

県が、市町村その他の関係機関と合同して、毎年1回実施する県防災総合訓練に努めて参加し、防災対策要員の技術向上等を図るものとする。

(3) 隣接市町村等が実施する防災訓練への参加

隣接市町村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

9 訓練実施にあたっての留意事項

(1) 実践的かつ効果的な訓練の推進

災害の想定を明らかにするとともに、災害が季節、天候、時間（日中、夜間）の状況を問わず発生すること、また、同時に地震が発生し複合災害が発生する可能性があることを考慮する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(2) 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施組織を超えた防災対策を推進していくために、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高める。

(3) 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

(4) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

(5) 訓練の客観的な分析・評価の実施 訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

10 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

11 県の協力・支援

(1) 必要に応じて、防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して支援・協力の要請を行う。

ア 自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力

イ 消防防災ヘリコプターの派遣

ウ 避難所訓練等のモデル事業の実施

エ 職員による出前講座の実施等

(2) 市、県は、単独又は共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常招集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。また、地震、水害、火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

第8節 自主防災組織の育成に関する計画

(危機管理課、まち振興課)

災害による被害を防止・軽減するには、住民一人ひとりが我が事という意識をもって防災対策を実践することはいうまでもなく、地域住民が平時からコミュニケーションを図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。

市及び消防機関は、これらの取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、下記1項以下の事項を実施する。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

1 平常時の活動内容

- (1) 地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発
(例：ハザードマップ等による避難指示等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成等)
- (2) 地域における危険箇所の把握
(例：本市ハザードマップの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等)
- (3) 地域における消防水利の確認
(例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等)
- (4) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
(例：家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等)
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認
(例：有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難指示等の避難情報の伝達訓練等)
- (6) 要配慮者の把握
(例：要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)
- (7) 指定緊急避難場所・指定避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
(例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、指定避難所の設備の点検等)
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理
(例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等)
- (9) 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加

(例：初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等)

(10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成

(例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等)

(11) 地域全体の防災意識向上の促進

(例：PTAや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等) 等

2 災害発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- (3) 地域住民の安否確認
- (4) 正しい情報の収集、伝達
- (5) 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- (6) 避難所の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- (8) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援等

第2 自主防災組織の規約・地区防災計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、市及び高田消防署と協議の上、規約、地区防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織内の編成にあたっては、役割分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努めること。

なお、自主防災組織の防災計画は、以下の事項について記載するものとする。

- 1 地域の周辺及び危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関する事。
- 2 地域住民のそれぞれの能力に応じた任務分担に関する事。
- 3 自主防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関する事。
- 4 防災関係機関、自主防災組織本部及び各世帯の組織的連絡方法、情報交換に関する事。
- 5 出火防止、消火に関する役割、消火器その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関する事。
- 6 避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関する事。
- 7 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関する事。
- 8 防災用資機材や食糧等の備蓄、配置場所及び点検整備に関する事。
- 9 地域内外の他の団体・機関との連携に関する事。
- 10 その他自主的な防災に関する事。

第3 育成強化対策

1 市及び高田消防署の育成強化対策

市及び高田消防署は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、下記の方法で未結成の自治会への組織化及び活性化を支援する。なお、今後高齢化が進み、担い手となる人材の不足が懸念されることや、多様な視野を取り入れるため、女性や若年層の参加促進の取り組みについても検討を推進する。

- (1) 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会及び出前講座の実施
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練や自主防災組織のリーダー養成のための演習を含む研修会への積極的な支援、指導
- (3) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
- (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (5) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）
- (6) 自主防災に関する啓発資料の作成
- (7) 自主防災に関する情報の提供等

2 自主防災組織への具体的支援策

- (1) 「大和高田市市自主防災組織助成金交付要綱」を活用して自主防災組織の育成、整備を促進
- (2) 防災資機材等の活用 防災訓練等を実施する際には、市内に設置されている防災備蓄倉庫の防災資機材を使用するなど、防災資機材の使用方法を習得し、災害発生時に備える。

市は、市の防災器資材の使用方法を周知するため、作成したマニュアルを配布する等協力する。

第4 地区防災計画の策定

- 1 市内の一定の地区内の居住者・自主防災組織及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。

2 内閣府ホームページ内の地区防災計画ガイドライン

自主防災組織や当該地区の事業者は、地区防災計画作成に当たっては、内閣府防災情報のページにおけるガイドラインを参考にする。

市は自主防災組織に内閣府ガイドラインの周知に努め地区防災計画作成を啓発する。

○内閣府ホームページ 防災情報ページ みんなでつくる地区防災計画
「地区防災計画ガイドライン、概要・本体」参照

第9節 企業防災の促進に関する計画

(危機管理課、商工振興課)

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定する。市及び商工団体等は、企業の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

第1 企業・事業所の役割

1 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市、県、国が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。

事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時から防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。

また、地域防災力強化と事業所の協力のため「消防団を中核とした地域防災の充実に関する法律」に基づいて消防団員の処遇改善等を進め、広くPRし、事業所従事者の消防団への入団、消防活動への参加を支援する。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努めるものとする。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等にあたっては特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっては目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

【事業継続力強化計画】

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続のために設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

また、事業継続計画（BCP）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（BCP）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

第2 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、大和高田商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

さらに、大和高田商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定支援に努める。

第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

(危機管理課)

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

第1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

第2 他の組織との連携

1 高田消防署との連携により地域の防災力の柱となるよう連携体制をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

2 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰等の検討
- (2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

第3 消防団員数の確保

1 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性発揮のため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3 女性消防団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。

また、市は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

(社会福祉課、まち振興課、関係各課)

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、市は、平時より市社会福祉協議会と協働して、市内外のボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体との相互の連携を図り、支援のための環境を整備する。

第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

1 活動支援環境の整備

(1) ボランティアの活動支援拠点の確保

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動支援を行うネットワークを構築・強化する。

(2) 受入窓口の整備

災害時に迅速に災害ボランティアの受入体制をとることができるよう、あらかじめ受入窓口の担当を救援部と定め、整備を図るものとする。

2 災害ボランティアの育成

(1) ボランティア活動の普及・啓発 災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、「防災とボランティア週間」等を利用して住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。

(2) 災害ボランティアの事前登録

ア 平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録を推進する。

イ 県が構築を進めている「地域サポートシステム」の登録者を活用し市の災害ボランティアに登録を図る。

(3) 災害ボランティアコーディネーターの養成等

災害ボランティアの登録を推進するとともに、その中から災害ボランティアコーディネーターを養成し、またボランティア活動団体等のネットワーク化を図る。

(4) 防災訓練への参加

市は、災害ボランティアコーディネーターや専門技術ボランティア等を市等が実施する防災訓練への参加促進に努める。

第2 災害時活動への迅速な対応

市は、大和高田市社会福祉協議会等と協働して、災害時に迅速・効果的に災害ボランティア活動が行われるよう、平時より市民に対し、研修や訓練等への参加促進に努める。

第12節 まちの防災構造の強化計画

(土木管理課、住宅課、都市計画課)

本市には、浸水常襲地域が複数所在し、対策が進められている過程にある。災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「災害に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。また、災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、防災拠点となる公共施設においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。

第1 都市施設に求められている防災機能

道路、公園・緑地、河川等の都市施設は、延焼被害を極小化する遮断空間の役割等を果たす防災空間である。

1 道路の防災機能

広幅員の幹線街路や区画街路は、災害時に緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能が求められている。

2 公園・緑地の防災機能

公園・緑地は、災害時に、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能が求められている。

3 河川の防災機能

河川の付属施設等は、災害時に一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能が求められている。

第2 災害に備えた計画的なまちづくり

災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、令和5年度に策定した都市計画マスタープランに防災に関する都市計画の方針を定め、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。

1 避難所となる公共施設の耐震性の確保

耐震改修促進計画に基づき、住宅、民間建築物の耐震化を促進。ライフライン等の耐震性の向上による機能確保を図る。

2 防災を考慮した土地利用

災害による危険性が特に高い地区について、人命保護の観点から、土地利用の規制や誘導方策を検討する。

3 地域の防火能力向上

地域住民や自主防災組織に活用可能な耐震性貯水槽・ため池等貯水施設を整備し、防災資器材その他消防用施設の整備を図る。

第3 災害に備えた取り組み

1 公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

(1) 避難場所、防災拠点の確保

災害時に住民の生命・身体を守る学校等の避難施設や防災拠点の耐震化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共施設、病院含む）の整備

ア 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化を進める。

イ 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

ウ 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

2 災害に強いまちづくり施策

市は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）

洪水ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

(2) 都市防災総合推進事業の活用

市街地の防災機能を強化するため、既成市街地の避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等）の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

(3) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用

ア 土地区画整理事業の活用

都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備すると共に、市北部を中心とした既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。

イ 市街地再開発事業の活用

地震、火災等の災害危険度の低下を図るため、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。

(4) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設【耐震性貯水槽、備蓄倉庫等】の整備を図る。

第13節 災害に強い道づくり

(危機管理課、土木管理課、都市計画課)

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。本市においては、中心市街地と周辺地域を結ぶ道路の整備・強化、多重化、安全性の確保等の対策が不可欠である。

定期的にパトロールを実施するとともに、県と協力し、道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制も整備するものとする。

第1 道路施設等の耐久性の強化

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和8～令和12)を積極的に活用する。

1 道路の整備

道路の被害は、通行止めを余儀なくされることにより、災害復旧、住民の生活環境に甚大なる悪影響を及ぼす。過去の県内の災害でも諸所において道路破損が発生したが、その際においても、橋・トンネルからなる高い規格で整備された区間については、壊れることなく緊急車両や復旧車両の通行に役立つなど、災害に強い道路の必要性が強く認識された。この教訓から、緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。また、本市においても、豪雨時において、冠水等による通行不能道路も複数所在し対策が必要である。

- (1) 緊急輸送道路である、京奈和自動車道は積極的に整備促進を働きかける。
- (2) 都市計画道路は、整備の優先順位を明確にし、段階的整備を図る。密集市街地では、防災性の向上を図るため、建築物の中心線後退による拡幅の働きかけ、隅切りの設置等により、狭隘道路の改善を図る

2 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワーク指定された路線等をはじめ長寿命化計画に基づく施設の点検、改修等を実施し橋梁の維持保全を図る。

第2 連絡体制の整備

1 職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関との応援体制

- (1) 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情

報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。

(2) 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

1 道路管理者の役割

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

2 奈良県建設業協会等の役割

一般社団法人奈良県建設業協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

第4 道路利用者等に対する防災知識の普及

防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を通して、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

第14節 緊急輸送道路の整備計画

(危機管理課、土木管理課、都市計画課、総務課、スポーツ振興課、
未来まちづくり局)

平成23年に発生した紀伊半島大水害等の経験から、災害の発生時やその復旧時において避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる道路が重要であることから、多重性・代替性を有する緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

第1 緊急輸送道路の整備

1 県指定の緊急輸送道路

県は、大規模災害時や災害復旧時において、輸送路となる道路が重要であることに鑑み、多重性、代替性を有し避難拠点・救助活動等を行う防災拠点とを連絡するような緊急輸送道路のネットワーク化を図っている。

県は、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、緊急輸送道路を次の2つに区分して指定している。

(1) 第1次緊急輸送道路

- ア 県外からの支援を受けるための広域幹線道路
- イ 県内の主な市町村を相互に連絡する道路
- ウ 京奈和自動車道ICにアクセスする道路
- エ 災害拠点病院にアクセスする道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

2 緊急輸送道路と防災拠点

(1) 防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から表1「防災拠点の機能区分」の5つに区分している。

(2) 緊急輸送道路と生活圈

緊急輸送道路を、県全域を対象とし、防災拠点の相互の連絡に配慮するとともに他府県との調整を行い、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図っている。

第2 緊急輸送道路の整備

1 市域における県指定緊急輸送道路

県は、緊急輸送道路を発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、県が計画する奈良県地震防災緊急事業五箇年計画により、本市域に係る事業の推進に努める。また、国が策定した「第1次国土強靱化実施中期計画」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を促進する。なお、市域における県指定緊急輸送道

路は、資料編「緊急輸送道路」のとおりである。

2 市道の整備

市は、市域の県指定緊急輸送道路と、市役所、指定緊急避難場所・避難所、災害活動用緊急ヘリポート、救援物資集積場所など防災拠点とを結ぶ市道について、拡幅や耐震強化の整備を推進するとともに、県指定緊急輸送道路の道路管理者に対し、当該道路の耐震強化等の整備の推進を要請するなど、市域の緊急輸送網の整備を行う。

3 応急活動体制の整備

- (1) 道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、高田土木事務所及び市内建設業者との連絡体制及び協力体制の整備を図る。
- (2) 市は障害物（がれき）等の仮置場を市民運動場とし、発災後早期に運営を開始する。

表1 防災拠点の機能区分

拠 点	果たすべき機能	種 別	対応施設
災害管理 対策拠点		地方公共団体	県庁
			総合庁舎
			市町村役場
			道路管理者(土木事務所)
			交通管理者(県警)
		地方公共団体 指定公共機関 指定地方行政機関	陸運支局
			気象台
			NEXCO 西日本
			郵便局
			鉄道会社
			放送局
輸送拠点	緊急時における人的、物資輸送の玄関 口、備蓄、集積	物資の輸送拠点	ヘリポート
			卸売市場
			トラックターミナル
		交通空間を利用した拠点	インターチェンジ
			サービスエリア
			道の駅
			鉄道駅前広場
ライフライン 拠点	日常生活に必要不可欠なライフラインの 維持	地方公共団体	下水道
		特別地方公共団体	上水道
		指定公共機関 指定地方公共機関	ガス
			電気
			電話
救助活動 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・災害後の消火、救助等の救難活動 ・負傷者の治療介護 	指定公共団体	消防署
		指定公共機関	日本赤十字社
		医療拠点	災害拠点病院
		その他	広域避難地
			自衛隊基地
広域防災 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資、復旧用資器材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送拠点 ・救援、復旧活動に当たる期間の駐屯拠 点 	地方公共団体(県)	県営競技場
			第2浄化センター
			消防学校
			吉野川浄化センター

第3 車両・燃料の確保

1 災害対策用車両の確保

平時より庁用車両の定期点検・整備等を実施し、運行能力を把握するとともに、車両等の不足が生じる場合をあらかじめ想定し、企業等との間に災害時における車両の供給に関する協定を締結するなど、車両の確保に努める。

2 緊急通行車両や規制除外車両の事前届出

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両や規制除外車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両や規制除外車両として使用される車両について、県（公安委員会）に事前に届出を行う。

○第5編 第1章 32 「車両配備状況」

(1) 事前届出の対象車両

ア 次の①及び②のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

1	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項
2	消防、水防その他の応急措置に関する事項
3	被災者の救難、救助その他保護に関する事項
4	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
5	施設及び設備の応急の復旧に関する事項
6	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
7	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
8	緊急輸送の確保に関する事項
9	その他災害の発生の防衛または拡大の防止のための措置に関する事項

① 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、下記②事項の車両

② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用される車両または災害時に他の関係機関・団体から調達する車両

イ 事前届出の申請手続き

申請者	緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者
申請先	指定行政機関等の事務所等を管轄する警察署
申請書類等	「緊急通行車両事前届出書」2通 ※ 指定行政機関等が所有する車両以外の車両であっては、契約を証明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付

○第5編 第4章 様式13 「緊急通行車両事前届出書」

(2) 緊急通行車両事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」が交付される。

○第5編 第4章 様式13「緊急通行車両事前届出書（済証）」

(3) 災害発生時の措置

最寄りの警察署、または交通検問所に「緊急通行車両事前届出済証」に必要事項を記載して提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

○第5編 資料編 様式12「緊急通行車両確認標章」

(4) 車両燃料の確保

燃料販売業者との間に災害時における車両燃料の供給に関する協定を締結するなど、車両燃料の確保に努める。

第15節 ライフライン施設の災害予防計画

(危機管理課、土木管理課、下水道課)

市及び関係機関は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。特に上水に関しては、奈良県広域水道企業団（以下、「水道企業団」という。）との連携を図る。

第1 上水道（水道企業団）

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、水道企業団と連携した防災体制の整備に努める。また、水道企業団との日頃からの連携に努め、防災体制の整備を促進する。

防災訓練の実施

水道企業団等との情報共有体制を確保し、協力体制の充実強化を図る。また、防災意識の高揚を図るため、計画的に水道企業団との防災訓練を実施する。

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から下水道の防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 下水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備・点検

- (1) 異常気象に備え機器の整備点検を定期的実施し、施設の漏水、腐食箇所がないか補修点検を徹底する。
- (2) 定期的にマンホール等の地表よりの異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。
- (3) 雨天時の流入量が増大することから不明水の究明も継続的に進める。
- (4) 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。
- (5) 平常時から保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

3 管渠及び処理場施設の系統の多重化

万一、下水道施設が被災した場合、ライフラインとしての機能を確保できる体制を整備する。そのため、必要に応じて、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保を図る。

第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。また、国及び県・市等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水害対策

ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各水力発電所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。

(ア) ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上、下流護岸

(イ) 導水路と溪流との交差点及びその周辺地形との関係

(ウ) 護岸、水制工、山留壁

(エ) 土捨場

(オ) 水位計

イ 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行

う。

(3) 雷害対策

ア 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置および接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

イ 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(4) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

(5) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

4 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設及び設備

イ 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

ア 無線伝送設備

(ア) マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備

(イ) 移動無線設備

(ウ) 衛星通信設備

イ 有線伝送設備

(ア) 通信ケーブル

(イ) 電力線搬送設備

(ウ) 通信線搬送設備

ウ 交換設備

エ IPネットワーク設備

オ 通信用電源設備

- (3) 非常用電源設備
長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。
- (4) コンピューターシステム
コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。
特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震及び火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。
- (5) 水防・消防に関する施設及び設備等
被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。
 - ア 水防関係
 - (ア) ダム管理用観測設備
 - (イ) ダム操作用の予備発電設備
 - (ウ) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
 - (エ) 排水用のポンプ設備
 - (オ) 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
 - (カ) 警報用設備
 - イ 消防関係
 - (ア) 消火栓、消火用屋外給水設備
 - (イ) 各種消火器具及び消火剤
 - (ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備
- (6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等 被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設及び施設の整備を図る。
 - ア 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
 - イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材
- (7) その他災害復旧用施設及び設備
重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電設備等を整備しておく。

5 災害対策用資機材等の確保及び整備

- (1) 災害対策用資機材の確保
災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- (2) 災害対策用資機材等の輸送
災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- (3) 災害対策用資機材等の整備点検
災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資器材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社及び電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。

(オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れの無いことや器具の安全を確認すること。

(キ) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

第4 電信電話施設

1 NTT西日本株式会社

NTT西日本は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に

関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 水害対策

- a 豪雨・洪水等の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- b 通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。

(イ) 風害対策

- a 暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。
- b 無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- c 電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

(ウ) 火災対策

- a 火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- b 建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- c 火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

イ 電気通信システムの高信頼化

- (ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とすること。
- (イ) 通信ケーブルの地中化を推進すること。
- (ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置すること。
- (エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために 災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を 定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常

事態に備える。

エ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 市、県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

市及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。なお、市及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定するものとする。

2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西はNTTグループの定める「防災業務計画」により、以下のとおり実施する。

(1) 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加

ア 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。

イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。

ウ 中央防災会議、あるいは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(2) 電気通信設備等に対する防災計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。）（以下、「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

イ 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル等について災害時における減失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(3) 重要通信の確保

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生時において通信を確保し、または災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(5) 災害対策用資機材等の確保

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 災害対策用資機材等の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

オ 食糧、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

カ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

ア 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

イ 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関

して連絡調整を図る。

ウ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調整し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

(3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

ア 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

イ 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、または災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災機器等を配備するものとする。

(5) 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に即して適宜実施するものとする。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、通信疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食料等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(8) 防災に関する教育、訓練

ア 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

イ 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生にかかわる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急

復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

ウ 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

4 ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話）

ソフトバンクモバイル株式会社では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

(1) 顧客への発災時の支援 大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

ア 停電対策

イ 伝送路対策

ウ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

(ア) 移動電源車

(イ) 移動無線基地局車

(ウ) 可搬型無線機

エ 緊急時・災害時の通信網整備

(2) 社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

ア 対応マニュアルの徹底

イ 非常時体制の確立と連絡網の整備

ウ 防災備蓄品の配備 【災害対策用設備及び防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品なども確保している。併せて、飲料水及び食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

(3) 防災訓練の実施

毎年大規模災害に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

ア ネットワーク障害対応訓練

イ 安否確認訓練

- ウ 火災・地震の対応訓練
- (4) 応急復旧設備の配備 代替基地局設備
 - ア 基地局の代替サービスエリアの確保
 - イ 代替基地局の研究開発

第5 ガス事業者（高圧ガス、LP ガス事業者は、第16節第2による）

大和ガス株式会社

- (1) 防災体制の整備
 - ガス保安規程に基づく「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」等により、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。
- (2) 施設対策 災害によるガス漏洩を防止するため、次のような供給施設の強化と保全を図る。
 - ア ガス供給施設の耐震性確保
 - 供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。
 - イ ガスの安定供給
 - 大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的なガス供給停止と他の地域へのガス供給継続を可能にするため、導管網をブロック化するシステムを推進する。
 - ウ 緊急用資材の確保
- (3) その他防災設置
 - ア 埋設導管で経年化をたどっているものから順次、耐震性と可とう性に優れたポリエチレン管および鋼管に取り替えを推進してゆく。
 - イ 連絡・通信設備の整備 災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに遠隔監視・操作を行うため、連絡設備を整備する。
 - ウ 教育訓練
 - (ア) 災害想定訓練を繰り返し実施する。
 - (イ) 日本ガス協会近畿部会が行う、ガス漏洩対応訓練に積極的に参加して社員のレベルアップを図る。
 - エ 広報活動
 - 災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。
 - (ア) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
 - (イ) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。

第16節 危険物施設等災害予防計画

(危機管理課、総務課、土木管理課、まち振興課、病院総務課)

県及び関係団体は、危険物施設の火災や、ガス爆発及び火薬類による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

市は、これらの対策の状況を把握し、災害発生時に速やかな対応に取り組めるよう、体制の整備に努める。

第1 危険物施設（資料編 第1章14）

県、消防機関及び危険物施設の管理者等は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

1 県、消防機関が実施する対策

- (1) 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- (2) 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令及び奈良県広域消防組合危険物規制規則等を遵守させる。
- (3) 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、水害等による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
- (4) 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し水害等発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (5) 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。
- (6) 消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

2 危険物施設の管理者が実施する対策

- (1) 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。
 - ア 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
 - イ 自主的な防災組織の結成
 - ウ 保安教育の充実
 - エ 防災訓練の実施
- (2) 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

第2 高圧ガス・LPガス施設（資料編 第1章14）

県及び高圧ガス・L Pガス事業者等は、ガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

1 県が実施する対策

- (1) 高圧ガス製造施設等の保安検査及び立入検査を実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導・取締りを行うとともに自主保安検査の励行を推進する。
- (2) 高圧ガス製造施設等の耐震性の強化及び安全確保について、必要に応じ改善、移転等の指導、助言を行い耐震性及び安全確保の向上を推進する。
- (3) 消費者保安対策の中核推進者であるL Pガス販売事業者に対して、立入検査を実施し、法令遵守の指導を通じて、業務の適正化を確保し事故防止の徹底を図る。
- (4) L Pガス販売事業者、液化石油ガス設備士を対象とした保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚を図る。
- (5) 高圧ガス保安活動促進週間等において優良製造所、優良販売事業所、保安功労者等の表彰事業を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

2 高圧ガス事業者等が実施する対策

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- (2) L Pガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- (3) L Pガス販売事業者は、その貯蔵施設内のL Pガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるL Pガス漏出事象発生防止を徹底する。
- (4) 一般社団法人奈良県L Pガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の支援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (5) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

第3 火薬類施設

1 県が実施する施策

県は、公安委員会の協力の下に、「火薬類取締法」に基づき、関係者及び事業場等に対する立ち入り、検査並びに保安指導に努める。

(1) 煙火製造関係

ア 県内の煙火製造関係事業場に対し、定期保安検査及び随時立入検査を実施し、製造所及び火薬庫と保安物件に対する保安距離並びに製造施設等の基準維持、製造方法の指導監督を強化する。

イ 事業主及び従業者に対する保安意識の高揚を図り、製造にかかる諸基準の遵守徹底と製造技

術向上のため保安講習を実施し、また自主保安教育を励行せしめることにより、自主保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類販売関係

ア 県内の火薬類販売所に対しても前記と同じく検査を実施し、火薬庫等の保安維持と販売方法の指導監督に努める。

イ 前記アに準じて保安講習の実施に努め、また、自主保安教育を励行せしめて自主保安体制の強化を図る。

(3) 火薬類消費関係

消費現場の立入検査を強化し、消費する火薬類の運搬、貯蔵、保管についての管理状況を検査するとともに、消費にかかる技術上の基準遵守の徹底を指導監督する。許認可上の重点事項は次のとおりである。

ア 火薬庫の設置許可申請に際しては、設置場所が主な活断層や自然災害に係る危険地にかかっている場合は、事業者に対し、各種情報を提供し、設置場所の変更等を指導する。

イ 工事用現場火薬庫等については、万一の爆発災害を考慮し、集落、人家、道路等からの保安距離を確保することはもちろんのこと、二次的災害の原因となる盗難予防についても十分な措置をとらせる。特に水害による火薬類流出を防ぐため、火薬庫設置場所に留意し、台風接近時等には火薬類を安全な位置に移動させるなど必要な対策を実施させる。

ウ 火薬類の消費許可については、当事者の安全確保と同時に付近の建物、人家並びに通行人等に対する危害予防対策を審査し、また一時的な火薬類の貯蔵、保管について管理の適正を期するための措置をとらせる。

2 施設管理者等が実施する対策

施設管理者等は、認可を受けた危害予防規程の遵守はもちろん、自主保安体制を強化し、設備については定期自主検査を実施する等、点検・整備の励行に務める。また、保安教育計画を作成し、従業員に対し保安教育を実施する。

第4 毒物・劇物保管施設

1 県が実施する対策

- (1) 毒物・劇物営業者に対し当該保管施設について防災を考慮し、耐震化を図るとともに、流出による被害防止を図るよう指導する。また、シアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、保管、管理等を指導する。
- (2) 毒物・劇物製造業者、販売業者等の取扱責任者の研修を実施し、保安教育の向上を図る。
- (3) その他毒物及び劇物を業務上多量に取り扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

2 施設管理者が実施する対策

- (1) 施設の管理・点検等の強化を図る。
- (2) 県庁薬務・衛生課等への届出体制を確立する。
- (3) 除毒作業に必要な中和剤を備蓄する。

(4) 従事者に対し教育・訓練を実施する。

第5 放射性物質保管施設

県は、放射性物質汚染の一次災害を予防するため、医療法に基づき、X線装置、診療用放射線照射装置等を使用する病院、診療所の規制並びに管理運営指導に努める。

また、消防機関は、放射性物質保管施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

第17節 防災体制の整備計画

(危機管理課、関係各課)

災害時に迅速かつ、的確に対処できるよう災害対策本部、設置手順等を定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、地域防災拠点としておおむね小学校区を単位とする「防災校区」ごとに、各防災拠点と避難所、緊急物資の備蓄倉庫等の整備を図り、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

第1 防災体制の整備

1 初動体制の整備

災害発生時に速やかに災害対策本部の立ち上げができるよう、平素から次のような整備を推進する。

- (1) 緊急連絡網及び動員計画を作成し職員に対し災害時における配備基準等の周知徹底
- (2) 災害時初動マニュアルを作成し、これに基づく各班行動マニュアルを作成させ、徹底により災害時に適格な対応を実施
- (3) 本部に準備すべき物品のリストアップ
- (4) 市防災行政無線、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等の使用方法の習得
- (5) 市役所庁舎が被災し災害対策本部開設困難な場合は、市民交流センターに設置する。

2 備蓄等の推進

- (1) 災害対策本部職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害対策本部職員の食料、水及び毛布等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害対策本部の活動を維持するため災害対策本部職員用の物資の備蓄を推進する。

- (2) 避難所への備蓄

指定避難所へ、避難所を開設する際に必要な食料、毛布、非常用自家発電機、仮設トイレ等の備蓄を推進する。備蓄状況は毎年、県等と調整し公開する。

○第5編 第1章 5 「備蓄倉庫備蓄品目一覧表」

- (3) 調達体制の確立

備蓄よりも調達する方が効果的、現実的と思われる物品等については、関係業者等と調達体制を確立する。また、必要によっては関係業者等と災害時における応援協定の締結を推進する。

第2 防災拠点の整備

1 防災拠点の指定

大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を市の防災拠点として位置づけ、整備する。

(1) 中枢防災拠点

災害発生時の避難・救援活動、救援物資の保管や集積、ヘリポート、応急活動用要員の宿営場等の機能を有し、大規模災害時における救援、救護、復旧活動の拠点を以下に整備・確保する。

種別	設置場所	役割と機能
災害対策本部	市役所 (予備、市民交流センター)	市の災害への対応方針・対処措置の意思決定を行う機能や各種情報の収集・共有、伝達を行う機能を担う。
物資輸送拠点	市役所、総合福祉会館（ゲートボール場）、市民交流センター（備蓄品倉庫）	緊急物資の備蓄 地域内外からの物資の集積、配送拠点
災害復旧資材置場	※総合公園（グラウンドゴルフ場）	屋内保管困難な復旧資材の集積拠点
災害ゴミ仮置場	市民運動場	災害ゴミの分別、仮置場
航空搬送拠点・ヘリポート	※総合公園（仮設グラウンド（サッカー場、野球場））	緊急時における人的、物資輸送の玄関口、備蓄、集積
救助活動拠点	※総合公園（グラウンドゴルフ場）、第2健民運動場	自衛隊等防災組織の指揮、宿営、救援、救護、燃料補給等を行う復旧活動の拠点

※総合公園に関する各拠点

○第5編 第1章34「各防災拠点（総合公園）、応急仮設住宅建設予定地」参照

(2) その他防災拠点

地区防災拠点は小学校区を基本として、校区に各避難所を設定するとともに、各学校等に「市防災倉庫」を設置し飲料水、食料、資器材、発電機、仮設トイレ等の備蓄品を整備し、非常用物資の集配や救護拠点としての機能を保持させる。また、防火・水防機能を地域毎に確保、整備する。

種別	設置場所	役割と機能
指定緊急避難場所【内7か所指定避難所】	資料編 26「避難所及び収容人員一覧表」	発災時、またはおそれがある場合に、一時避難する場所として災害の種別ごと市が指定する施設
給水拠点	水道企業団大和高田事務所	平時、発災時市民への上水を提供する拠点
消防活動拠点	高田消防署、高田消防署東出張所、高田消防署南出張所、大和高田市消防団（資料編 36「消防団詰所一覧表」）	防火及び水防機能拠点

2 防災拠点の整備

- (1) 避難所に非常用自家発電装置等を設置し、地域の防災拠点として機能する体制の整備を図る。
- (2) 災害時における関係機関との連絡体制確立のため、防災行政無線、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等を活用する。

第3 業務継続計画の策定（BCP）

災害発生時に応急復旧対策に取り組むとともに、住民の生活に関する通常業務を継続できるよう、業務継続計画の策定に努める。業務継続計画には首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の予備施設の特定など、重要な準備項目を明確化しておく。あわせて、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

○第5編 第5章 第1節「業務継続計画」

第4 防災関係情報の共有化

市は、県、県内他市町村、その他防災関係機関と協力し、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第5 大規模地震発生時における庁舎の機能継続

防災拠点となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、水害、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、発災後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

- 1 新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害、水害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するように促す。
- 2 非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。
- 3 水害、大地震の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

第18節 航空防災体制の整備計画

(危機管理課)

災害時の情報収集、物資輸送、救急救助、大規模火災の空中消火、救難活動等を迅速かつ的確に行うため、道路破損、交通渋滞等の場合は、航空輸送を迫及する。このため、市は県消防防災ヘリコプター、自衛隊の受入体制を整えるよう努める。

第1 県消防防災ヘリコプター

1 県消防防災ヘリコプター諸元等

県は、災害時の情報収集、物資輸送、救急救助、大規模火災の空中消火、救難活動等を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプター「やまと3」を令和8年2月から運用している。

- (1) 機種 SUBARU BELL412E P X型
- (2) 座席数 15席（操縦員1名＋同乗者14名）
- (3) 全備重量 5,897kg
- (4) 巡航速度 約228km/h
- (5) 主要装備

テレビ映像電送装置、ビデオ録画装置、消火タンク・スーパーバケツ（空中消火装置）、ホイスト装置（救助用吊上機）、カーゴフック（懸架装置）、救命用担架装置、機外拡声装置、照明装置、動態管理システム

2 市が実施する対策

- (1) 要請担当窓口
要請は市長が行うものとし、関連する手続きの窓口は危機管理課とする。
- (2) 派遣要請手続き
奈良県防災航空隊に電話等により、下記(4)項を明らかにして、応援を要請する。
- (3) 自衛隊（陸自第3飛行隊、陸自中部方面飛行隊等）への依頼は、県庁防災統括室を通じ、下記(4)項を明らかにして実施する。
- (4) 依頼時の調整事項
 - ア 災害の種別
 - イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
 - ウ 災害発生現場の気象状況
 - エ 災害現場の最高責任者の職名、氏名及び連絡方法
 - オ 場外離着陸場の所在地及び陸上支援体制
 - カ 応援に要する資機材の品目及び数量
 - キ その他の必要事項
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定
本編 第2章 第10節「県消防防災ヘリコプターの活用計画」第5を基準とし各飛行隊と調整する。

第2 緊急ヘリポートの整備

1 災害活動用緊急ヘリポート

下記表のとおりであるが、新規に設置する場合は、災害活動用緊急ヘリポートとして着陸適地であるか調査を行い、設定する。

2 ヘリポート施設の管理者

現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。

3 防災ヘリ等の場外離着陸場

(1) 防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場

名 称	所在地	座 標	長さ×幅 (m)
総合公園仮設グラウンド	出32番地	北緯 34° 29' 32" 東経 135° 44' 54"	109×100

(2) 自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場

名 称	所在地	ヘリ利用可能状況		
		UH-1		CH-47
		離着陸	消火器吊上	離着陸
※市民運動場	材木町	◎2機	○2機	◎1機
総合公園仮設グラウンド	出32番地	◎2機	○2機	◎1機
※第二健民運動場	野口	◎2機	○1機	◎1機

※ 市民運動場は、災害ゴミ仮置場として利用の場合、第二健民運動場は、救助活動拠点として利用の場合、場外離着陸場としての運用不可

凡例 ◎：適地、○：条件付き適地

UH-1は、1ローター中型ヘリコプター、CH-47は2ローター大型ヘリコプター

第19節 通信体制の整備計画

(危機管理課、総務課)

防災関係機関との連携のもと、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、情報収集・連絡体制の整備を図る。また、最近の情報通信技術の進展等による総合的な防災情報システムを構築する。

第1 情報収集・連絡体制の整備

防災関係機関との連携を図り、大規模災害発生時においても迅速かつ確かな災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。

- (1) 防災関係機関との情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の確保を図る。
- (2) 夜間・休日等においても対応できるよう、体制の整備を図る。
- (3) 発災直後において、市内各地の情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

第2 通信施設等の整備

被害の未然防止や適切な応急対策の実施には正確な情報の収集・伝達が不可欠なため、通信施設の整備を推進する。

1 県防災行政通信ネットワーク設備

(1) 現況

災害時に県や他市町村等から迅速かつ確かな情報の収集、伝達を確保するため、光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線、さらにそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせた、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成29年4月から運用している。衛星系回線は一般財団法人自治体衛星通信機構(LASCOM)の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。市においては、市役所、高田消防署に県防災行政通信ネットワーク(以下、「県防災システム」という。)が整備されている。

(2) 災害予防計画

ア 市は各端末局の設備及び各機器について保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させ耐災性の向上に努める。

イ 市は、県が機器操作及び通信要領の習熟を目的として実施する定期的な情報伝達訓練等に参加する。

2 大和路情報ハイウェイ

(1) 現況

大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基

盤として平成17年4月から運用している。

(2) 災害予防計画

市、県と通信事業者での発災後の被害状況確認、復旧作業に関する役割分担、連絡体制を明確にしておき、発災後の相互の連携がスムーズになるよう努める。

3 市防災行政無線設備

(1) 現況

市が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等が整備されている。市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）および緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）が整備済みである。

ア 同報系無線

市庁舎から市内8小学校の屋上及び西坊城市営住宅・市場市営住宅に設置した屋外拡声器により周辺住民に対し災害情報の伝達に運用している。

イ 移動系無線（M C A無線、簡易無線機）

災害現場から市役所までの現地災害情報の伝達のほか、広報車による地域住民への情報伝達に活用される。（常設：市役所、全避難所（ゆうゆう、武道館、葛城コミュニティセンター他、16か所）、高田警察署、高田消防署、各消防分団、大和高田市立病院、関西電力、大和ガス）

(2) 災害予防計画

ア 各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、災害対応力の向上に努める。

イ 自家用発電機をはじめとした非常用電源設備の災害対応力の向上に努める。

ウ 機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

第3 通信訓練

非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第4 緊急速報メール

住民への防災情報を伝達する際に、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する。

第5 Lアラート

県防災システムは、Lアラート等に連携しており、住民への速やかな情報提供が可能である。市は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災システムに入力することで、住民へ速やかに周知できる。更に、避難指示等発令情報は携帯電話会社へも送られ、発令対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。

第20節 相互支援・受援体制の整備

(危機管理課、人事課、地域包括ケア推進課、土木管理課、営繕課、税務課、関係各課)

本市が被災した場合及び周辺地域が被災した場合、相互に支援・受援を速やかに行えるよう、体制の整備について必要な項目を定める。

第1 応援体制の整備

1 公共団体間と協定

2 各種団体・企業等との協定

○第5編 第2章 応援協定書 参照

3 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については本章「第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第2 支援体制の整備（市外で災害発生の場合）

1 人的支援体制の整備

医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。

2 被災者受入体制の整備

- (1) 大規模災害の発生等による大量の被災者を受け入れる体制について、県と連携して整備に努める。
- (2) 大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

第3 受援体制の整備（市内で災害発生の場合）

1 防災関係機関の相互応援体制の整備

災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図っており、今後も県を中心とした全県的な相互応援体制を整備する。

2 応援受入体制の整備

大規模災害時においては、避難所運営（担当、災害対策本部：避難所班）、応急危険度判定（建物班）、建物被害調査（家屋等被害調査班）等は作業量膨大かつ、迅速な着手が必要である。他市町村等の支援を受け効率的に業務を遂行するため、特に平素からの計画的な準備が求められる。

- (1) 県の支援を受け災害時に要請する応援業務（人の派遣受け、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておく。これらのため、災害対策本部各班は、各災害応急対策業務等を具体化し、担当課ごと支援要員の運用を含んだ業務要領を具体化した「各班業務マニュアル」を作成する。

なお、各班業務マニュアルは、大規模災害を経験した他市町村等からそのノウハウを得て作成する。

- (2) 迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート、「建物被害調査アプリ」等を導入した多数のタブレット端末、支援職員用の多数のレンタカー等を確保する。

第21節 医療計画

(社会福祉課、健康増進課、病院総務課)

多数の負傷者が発生した時、被災地において、トリアージ及び応急治療を実施し、重症傷病者を被災地外へ搬送するなど、市、消防団、地域及び関係機関と連携し、人命救助を円滑に行う。

また、救護所等で必要となる医薬品等について確保し適切に管理する。

第1 保健医療活動体制の整備

1 初期医療体制の整備

災害発生後の負傷者の人数、医療機関の被災状況、救急医療体制が十分に機能しない事態に応じて、次により初期医療体制の整備を図る。

- (1) 医療救護所を医療機関と連携し、必要に応じ避難所に設置し、保健医療活動班を派遣し、住民への周知を図る。
- (2) 医療救護所等に医療救護用の資機材を緊急調達等により確保するよう努める。
- (3) 大和高田市医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社等の医療関係団体と協議し、保健医療活動班の編成及び派遣要請の方法、重症者の搬出方法、後方医療体制等を定めておく。また、県に応援調整し、災害派遣医療チーム（以下、DMATという。）支援を要請する。

2 医療体制等の整備

高田消防署、災害医療コーディネーターである市立病院は、連携に努め、その他医療機関との情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。また、傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、高田警察署等による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県ドクターヘリ等による搬送の要請など、関係機関との調整により実施する。

「大和高田市新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画」を策定し感染症対策に対する態勢を確立する。

3 住民に対する普及啓発

住民に対する心肺蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルス等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

第2 保健師等による健康管理・健康相談の実施（保健師班の整備）

災害から地域住民の生命及び健康を守るため関係機関と協力体制を整備し、災害の状況に応じた適切な健康管理体制を構築する。

1 情報の集約と提供の確保

被災者の情報を速やかに県に伝達し、県及び関係機関等との情報共有に努める。

2 要配慮者への対応

要配慮者が災害の犠牲者とならないようにするため、必要なケースを把握し、迅速で的確な支援を実施するために、必要に応じて県に支援を要請するほか、関係機関・支援団体及び自主防災組織等と連携を図る。

3 人材育成等

予測できる事態に対して対応能力を向上させるため、職員及び関係機関に対する啓発・研修等を行う。また、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。なお、人材育成等に当たっては、必要に応じて、県に支援を要請する。

第3 在宅難病患者対策（長期療養児含）

県は、在宅難病患者に対する災害時の医療や保健サービスを確保するため、次の対策を講じる。また、市は、在宅難病患者に対する災害時の医療や保健サービスを確保するため、県と情報を共有し、災害発生時に速やかに必要な支援を実施する体制の整備に努める。

1 在宅難病患者の療養状況の把握と情報の共有

- (1) 要支援者リスト・マップと個別ファイルの作成
- (2) 災害時の連絡方法の確保
- (3) 災害時個別支援計画の作成
- (4) 患者・家族の同意に基づいた市や関係機関への患者情報の提供

2 災害時の医療、保健サービス確保のための支援ネットワークの整備

- (1) 難病患者拠点病院、市立病院における災害緊急連絡体制の整備
- (2) 災害時の医療確保に向けた関係機関の協力体制の確立

第4 精神障害者対策、メンタルヘルス対策

県は、精神障害者に対する災害時の医療を確保するため、あらかじめ精神障害者の受療状況及び医療機関の稼働状況を把握する。

市は、迅速かつ適切なこころのケアに関して、災害派遣精神医療チーム（以下、DPA Tという。）と県の支援を得て、メンタルヘルス等の対策を行う。

また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、市はこれらに対する精神保健医療提供体制を確立するとともに、職員に対する教育研修体制の充実に努める。

第22節 防疫予防計画

(健康増進課、市民衛生課)

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

第1 防疫実施組織の設置

市及び県等は、災害防疫実施のための各種防疫作業を実施する組織として、次の班等を編成する。

1 市（防疫班）

救援部保健班は、防疫実施のため、保健班、市民衛生課の数名からなる防疫班を編成する。この際、中和保健所、大和高田市医師会の応援・協力を求め編成する。なお、実施不可能、困難な場合は、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の市町村又は県からの応援を受ける。

2 中和保健所（疫学調査班）

中和保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班を編成する。

3 県（防疫班）

県（医療政策局）は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動推進のため、防疫班を編成する。

第2 防疫計画の策定

中和保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、可能な限り周密な防疫計画を策定する。

第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備

災害防疫に備えるべき資機材等について、あらかじめ整備を図るとともに、発災時に不足品は緊急調達を行う。

第4 職員の訓練

平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第2 食品衛生対策

中和保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、可能な限り周密な防疫計画を策定する。

第23節 火葬場等の確保計画

(市民衛生課、市民課)

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

第1 火葬データベースの整理

火葬は、原則として市営斎場で行うこととするが、大規模災害により火葬場が被災して稼働できなくなり、多数の犠牲者が発生して対応が困難な場合も発生するため、市は、県が「奈良県災害時広域火葬実施要領」に基づき実施する火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数及びその他必要な事項に関する情報収集に協力するとともに、県から情報提供を受ける。

第2 応援協力体制の確立

県の協力により、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第3 死体安置所の検討

平素より、災害時に必要となる死体安置所の確保について検討を進めておく。

第24節 廃棄物処理計画

(企画整備課、美化推進課、市民衛生課)

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、市が実施する対策について定める。

第1 災害廃棄物処理計画による体制整備

1 市

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県と連携して広域的な処理体制の構築に努める。

(1) 災害廃棄物発生量の推計

ア 地震によるがれきの発生量

「第2次奈良県地震害想定調査報告書（平成16年10月公表）」により、想定されるがれきの発生量は以下に推計されている。

中央構造線断層帯金剛山地東縁断層帯地震	804,651 t
南海トラフ地震(南海、東南海)	15,295 t

イ 水害によるがれき発生量の推計

算出方法

葛城川はん濫による水害廃棄物を下記計算により算出。

$$\text{廃棄物量 (t)} = \text{床上浸水世帯数} \times 4.6 + \text{床下浸水世帯数} \times 0.62$$

(人と防災未来センター推計式より)

ウ 一般ごみの推計

過去の災害時では一般ごみ量は平時とほぼ同等となっており、平時と同量のごみが発生するものと想定している。

区分	平成22年	平成29年
人口	70,638人	63,139人
一般ごみ	12,997t	10,943t
粗大ごみ	645t	302t
資源ごみ	1,778t	2,205t
埋立ごみ	63t	50t
合計	15,483t	13,500t

※大和高田市地域 循環型社会形成推進地域計画(平成24年12月)による

エ 粗大ごみの推計

(ア) 算出方法（阪神・淡路大震災時の事例を参照）

$$\text{全壊建物からの粗大ごみ量} = \text{全壊建物総数} \times 1.03 \text{ t}$$

$$\text{半壊建物からの粗大ごみ量} = \text{半壊建物総数} \times 1.03 \text{ t} \times 0.6$$

(イ) 粗大ごみ予測量

地震災害時に増加するものと予想される粗大ごみ量を示す。

被害建物		粗大ごみ量
全壊棟数	5,841棟	6,016 t
半壊棟数	3,620棟	2,237 t
合計		8,253 t

※被害想定災害「中央構造線断層帯金剛山地東縁断層帯地震」

(2) し尿排出量の推計

し尿排出量＝避難人口 24,635 人×1.4 ℓ／日＝34.5 kℓ／日

(1.4 ℓ／日：し尿処理施設構造指針解説による)

※避難人口数は、被害想定「中央構造線断層帯金剛山地東縁断層帯地震」における1週間後で設定

2 県

県は、大規模災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ計画的に処理することを目的として策定した「奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）に基づき、「奈良県災害廃棄物対策連絡会（県・市町村担当部課長会議）」を設置・運営し情報共有等を図るとともに、毎年度、県・市町村合同による教育・訓練を実施することにより、市町村等との協働・共有化を図り、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。

※災害廃棄物処理計画の事項（例）

組織体制・指揮命令系統、ごみ発生量推計、処理フロー、処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場確保計画等）、資機材等の調達・備蓄計画、教育訓練計画、住民への広報など

第2 相互支援体制の構築

1 市

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

2 県

県は、相互支援協定に基づき下記に掲げる事項等を把握し、体制整備等の基礎資料とするとともに、有害物質（PCB、アスベスト等）の所在等の情報共有に努め、広域的な処理体制の整備・充実に努める。

- (1) 支援可能な処理内容、規模
- (2) 提供可能な資機材等
- (3) 職員派遣の可否（人数）

- (4) 組織、連絡体制
- (5) 支援にあたっての課題等

また、環境省近畿地方環境事務局主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会と締結（平成21年8月25日）及び奈良県解体工事業協会と締結（平成29年6月13日）した協力協定（以下、「協力協定」という。）に基づき、各団体に対して、平常時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。

第3 廃棄物処理施設等の整備等

1 市

- (1) 施設の整備

ごみ中継施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行うとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。

- (2) 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

- (3) 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

2 県

市の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて平常時から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。

第25節 食料、生活必需品の確保計画

(危機管理課、まち振興課、議会事務局、契約監理課、選挙管理委員会事務局、保険医療課、保護課、関係各課)

災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という。）の調達及び供給について、市・県・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

また、県及び市は物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 住民、市、県の役割分担

1 住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2 市の役割

平素から非常用食料を備蓄しているが、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

住民及び自主防災組織を対象に、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄の必要性について、啓発及び備蓄の促進に努める。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

第2 平常時の物資調達

平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

1 市の物資調達

供給に必要な物資の調達を行うために公的備蓄と併せ、流通関係業者との物資の調達に関する協定締結等を行い、物資の調達ルートを確認しておく。その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については要配慮者や女性、食品アレルギー患者、幼児用物資にも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結、共同備蓄又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (4) 学校のプールの貯留水を災害時の生活用水として活用するため、プール施設の耐震性確保を図るとともに、防災倉庫にろ過器を準備するものとする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

2 県の物資調達

県は、供給に必要な生活必需品の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市の要請を受けて必要となる品目とする。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。

また、関西広域連合が民間物流事業者・流通事業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑提供システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。

- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第4 食料等の備蓄率の向上

住民による食料等の備蓄率は、防災意識向上及び市による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、市は県の被害想定調査に基づき物資確保に努める。

災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第26節 文化財災害予防計画

(生涯学習課)

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。

本計画は国指定、県指定及び市指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

第1 基本計画

1 管理状況の把握

市または市教育委員会による適宜巡視、所有者・管理者等による情報提供を通じ、管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

○第5編 第1章 35「市内文化財一覧表」

2 文化財防災思想の普及活動及び地域協力体制の構築

「文化財防火訓練」等の行事を通じ、実地訓練の実施・参加をすすめ、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財防火予防に関する認識を高め、高田消防署、市消防団を含めた災害時の協力体制づくりを促す。

4 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

県が設置する文化財防災のための連絡会議に参加し、消防、警察、県内市町村、近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制の整備に協力する。

第2 文化財種別対策

1 建造物

- (1) 未設置文化財への防災設備の設置及び既設設備の点検整備の推進
- (2) 風水害に備えた周辺環境整備
- (3) 破損状況に応じた適切な保存修理による建築物としての性能維持

2 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進

3 史跡等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策等の措置を図る。

指定地域内の建造物の防災については建造物に応じて措置を行う。指定対象の構造物等の管理は

各々の特性に応じた措置を施す。

第3 災害別対策（文化財災予防対策）

災害別	予防方法	予防対策
1 火災	1 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2 警報設備の充実強化	1 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備・電話機設置、漏電火災警報器 2 既設設備の日常的な点検による維持管理
	3 消火設備の充実強化	1 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2 既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化
	4 その他	1 火元の点検、巡視・監視の励行 2 環境の整備と危険箇所の点検 3 火気使用禁止区域の制定及び標示 4 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練 5 延焼防止施設の整備 防火壁、防火扉、防火戸、防火植栽防火帯 6 収蔵庫等耐火建築物への収納
2 風水害	1 環境整備	1 倒壊、折損のおそれのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置
	3 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の修繕等
3 落雷	1 避雷設備の幹部	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
4 漏電	屋内外の電気設備の整備	1 定期的な設備点検の実施 2 漏電火災警報機の設置 3 不良配線の改修 4 安全設備の設置と点検
5 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1 定期点検による早期発見 2 環境整備 3 防虫処理
6 材質劣化	適度な温湿度の保持	1 温・湿度の定期的測定 2 保存箱・収蔵庫への収納 3 有害光線の減衰 4 扉の適時閉塞

7 全般	(全般)	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災訓練の見学と学習 2 防災施設の見学 3 防災講演会の実施 4 防災・防犯診断の実施 5 各種設置機械類の機能検査 6 文化財管理状況の把握 7 文化財の搬出避難計画の検討 8 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9 災害時（大規模停電等）の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	<ul style="list-style-type: none"> 1 施錠 2 入口・窓等の補強 3 柵・ケース等の設置 4 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5 記帳等による参観者の把握 6 監視人の配置 7 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

第27節 水害予防計画

(危機管理課、土木管理課、都市計画課、農業振興課)

治水安全度の向上を図るため、国・県・市が連携しながら、従来の河道改修等に加え、ため池利用や雨水貯留施設等を整備する対策や住民への啓発等の対策の推進を図る。

本市を流れる、葛下川、高田川、葛城川と、市境界の曾我川を大和川水系として、国・県が河川整備計画を策定している。市は、国・県の事業に協力し、総合的な対策の推進に努める。

第1 河川整備

県は、治水安全度の向上を図るため、治水対策として、国・県が策定した河川整備計画に基づく河道の改修や遊水地の整備に加え、流域対策としてため池の治水利用や雨水貯留施設等を整備するなど水系毎に、国・県・市町村等と連携しつつ、「第1次国土強靱化実施中期計画」も積極的に活用し、各水系の流域プロジェクトにのっとり、総合的な対策の推進を図っている。

大和川水系対策

奈良盆地を流れる大和川は放射状に河川が集まり、狭窄部の亀の瀬を抜け、大阪に流れる。支川が合流する地域で多くの浸水被害が発生しており、市街地が多い奈良盆地では、河川改修や遊水地整備などの治水対策だけでは、洪水を防ぐことが困難であり、県は、昭和58年に国・県・流域24市町村からなる大和川流域総合治水対策協議会を設立し、流域全体で水害に強いまちづくりを行う大和川流域総合治水対策に取り組んでいる。

また、県は、近年の新たな課題に対応するため、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」を制定した。令和3年12月には、大和川が特定都市河川に指定され、今後、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現に向け、より一層の取り組みの強化を図っている。

1 治水対策

河川整備計画に基づき、国および県は、洪水を安全に流下させる能力が不足する区間について計画的に河道改修を進めている。また、国においては、大和川の中流部において大和川の洪水を一時的に貯留する約100万 m^3 の遊水地の整備を行っている。

2 流域対策

県は、開発によって低下した奈良盆地の保水機能を回復し、雨水が河川に一気に流れ出すことを抑えることを目的とした流域対策に重点的に取り組んでいる。大和川流域では、ため池の保全やため池の治水利用、雨水貯留浸透施設整備、水田貯留を推進するとともに、開発行為等(0.1ha以上)に対して防災調整池の設置を求めている。

また、県と市は連携し、河川の水位上昇に伴う内水による床上・床下浸水被害を解消するため、必要な貯留施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」を推進している。

第2 洪水氾濫による被害軽減対策

市は、局地的大雨や集中豪雨等に伴う大規模な浸水被害や土砂災害に備え、国、県、市が連携・協

力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「大和川上流部流域治水部会」等を活用し下記の取組を推進する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、出水期前に、「大和川上流部流域治水部会」の最新の情報の共有を図るとともに、ため池等貯水施設管理者に対し水門管理について注意喚起を行う。また、これら施設管理者に対しては、水門管理について台風前や豪雨予測時にも注意喚起を行う。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。
- 5 市内開発事業に関しては、県の「特定都市河川に関する条例」によるものを除き本市「開発事業に係る雨水貯留指針」（平成30年10月）によるものとする。

第28節 水害への備え

(危機管理課、土木管理課)

水害による被害の軽減を図るため、市は、洪水浸水想定区域の公表など水防法に基づく水害対策、水防訓練等を行い、住民が日頃から水害に対し備えができるようなソフト対策の充実を積極的に図っていく。

第1 洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知

1 洪水浸水想定区域の指定・公表

水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域を公表するとともに、市長に通知する。

2 洪水浸水想定区域における避難確保措置

洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

なお、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）又は大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。））がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

3 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

(1) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告するものとする。また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

(2) 大規模工場等の浸水防止計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

4 住民への周知

洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水・地震ハザードマップ等を作成し公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知するとともに、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル3】高齢者等避難について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にハザードマップに記載し、平素から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、市は水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

周知にあたり、市ホームページに掲載された洪水・地震ハザードマップの活用を努める。

第2 水防訓練、避難訓練の実施

本市は、指定水防管理団体として水防訓練を実施するように努めるものとする。また、洪水・地震ハザードマップを活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図るものとする。

第3 水防協力団体、水防活動要員の育成

水防管理団体は、①水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力、②水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供、③水防に関する情報又は資料の収集、提供、④水防に関する調査研究、⑤水防に関する知識の普及、啓発、など業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。これら水防協力団体など、自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

第4 情報共有

県ホームページ内の「奈良県河川情報システム」における「水位情報」、「河川カメラ情報」における「磐築橋」等関係観測局の情報を入手し、情報共有し、水防活動に積極的に活用する。

第29節 風害予防計画

(危機管理課、農業委員会、農業振興課、土木管理課、都市計画課)

台風等に対しては、気象状況を早期に把握し、必要な措置を講ずる。

また、今後国等から示される施策をもとに、竜巻等突風対策についても検討を進める。

第1 風害の予防対策

公共施設の管理者及び民間施設の管理者並びに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（広告、看板、工事用建築資材等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努めなければならない。

第2 農作物、林産物の防災対策

適地適作等により災害の回避を図るとともに、積極的な対策として耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止、さらには防風垣、防風林等の防風施設の設置強化を図る。

第3 電力施設の防災対策

施設管理者は、電気設備について強風時においては予防巡視を実施するとともに、弱体設備の補強を行うほかルートを選定、支線の増強、電柱の根入れを規定値以上にする等補強措置を講ずる。（関西電力の防災対策については、本章「第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第3参照）

第4 通信施設の防災対策

施設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な整備更新を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。（電信電話施設の防災対策については、本章「第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第4参照）

第30節 ため池等災害予防計画

(危機管理課、農業委員会、農業振興課、土木管理課)

ため池等施設等に係る被害を防止するための予防対策について定める。

1 方針

防災重点ため池（県が指定した、堤体）が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、管理者等に対して日常の管理や点検の実施の周知徹底を図る。

あわせて、堤防、ひ門等の施設については、風水害に備え、点検による施設維持と必要に応じた補修を行う。

○第5編 第1章16「井堰一覧表」、同編 第1章18「市内ため池表」

2 ため池防災対策推進事業

(1) 「防災重点ため池」

県は、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」として指定している。【市内10池：松塚池、三角池、西代池、秋吉池、田井池、新池（材木町）、古池（三倉堂池）、三ツ池、古池（曾大根）、奥田池】

これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する機能診断調査やため池の定期的な監視（以下、「ため池パトロール」という。）等を進める市町村に対して支援を行う。

(2) ため池整備事業の実施

老朽化等による堤、余水吐、ひ門等の整備を必要とするため池、耐震調査の結果、補強を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池については県に申請し、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等で整備を行う。

3 堤防、ひ門等の施設の維持、補修点検

(1) 水害の危険性のある区域の河川堤防、ひ門等を中心に随時巡視し、水害の危険性のある箇所を発見に努めるとともに、補修等必要な処置を講ずるものとする。

(2) 井堰、ため池等の管理者（操作担当者を含む）は、常時水位堤防、水門扉等の状況を監視し点検を行う。

(3) 公共下水道については、常に整備補修に努める。

(4) 排水施設等については、係員による点検整備に努め、常時作動可能の状態に保持する。

4 防災減災対策の啓発・普及活動の実施

(1) 市は、破損決壊による災害を未然に防止するため、ため池ハザードマップを公表周知する。

(2) ため池管理者等は、ため池パトロールを通して日常の管理・点検を行う。

(3) 県「ため池支援センター」から防災重点ため池の管理者は直接相談し、管理等助言を受ける。

第31節 火災予防計画

(危機管理課)

市は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火防止・初期消火力の向上や消防力の向上に必要な環境整備に努める。

第1 出火防止・初期消火

火災に伴う被害を最小限に軽減するために、市は次の対策を実施する。

- 1 各種集会、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- 2 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
- 3 地域及び事業所等において自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成し、広域消防等の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

第2 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）並びに「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防施設等の整備に努める。

- 1 消防施設強化促進法及び消防施設・設備整備費補助金交付要綱の規定、県消防力強化支援事業に基づき、消防車両、通信システムなど消防施設の整備を促進する。
- 2 消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層・女性層の消防団への参加促進を図る等、消防団の充実強化に努める。
- 3 地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、可搬式小型動力ポンプ、消防ホース格納箱、消火器等の消火資機材について、本市自主防災組織助成金を活用し整備支援に努める。
- 4 災害による消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、耐震性貯水槽の増設を図るとともに、プール、農業用水、井戸、河川など、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。
- 5 消防団に対し、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、無線機器等の救助用資機材及び救助隊用支援資機材を整備し、機動力の強化を図るものとする。
- 6 施設及び設備が有事に際し遺憾なくその機能を発揮できるよう、消防団に係る、消防ポンプ車施設等の点検整備を行うとともに、市管理施設の消防施設の点検整備を行う。
- 7 救命率向上を図るため、防災訓練時等に救命講習等を実施し、住民に対し応急手当等の啓発活動を推進する。

第3 高田消防署との連携協力

1 火災予防査察の対象物件

高田消防署は、「奈良県広域消防組合火災予防査察規程」により火災予防査察を行う。危険物の製造所、貯蔵所、取扱所（以下、「製造所等」という。）及び多数の者が出入りし、勤務し、居住する防火対象物（以下、「指定防火対象物」という。）等を重点におき、消防法第4条並びに第16条の5に定める予防査察を実施するとともに、特に人命事故の危険性の大きい中高層建築物、寺院等に対しても特別予防査察を実施する。

一般家庭に対しては年間を通じ随時、防火診断を行う他、春秋全国一斉に実施される火災予防運動に呼応して、危険地域の総合的な予防査察を実施する。

○第5編 第1章 19「防火対象物数」

〃 13「中高層建築物」

〃 14「危険物施設・圧縮アセチレンガス施設・液化石油ガス施設の数」

2 防火対象物の火災予防

高田消防署に連携協力し、防火対象には防火管理者の設定を指導し、防火対象物の関係者（所有者、管理者または占有者）に、消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の設置と防火管理者の選解任の届出の励行、防火管理者に対しては、当該防火対象物の消防計画の作成並びに届出、同計画に基づく、次の実施の励行及び指示指導を行う。

1	自主防災組織の編成
2	消火、通報及び避難訓練の実施
3	定員の遵守、収容人員の適正化
4	消防用設備等の点検及び整備
5	防火教育の実施
6	その他防火管理に必要な業務

3 危険物製造所等の火災予防

高田消防署に連携協力し、危険物製造所等の関係者に対しては、消防法に基づき、次に掲げる事項の実施励行と指示指導を行う。

1	位置、構造及び設備を基準に適合させる。
2	危険物取扱者、保安監督者の選解任届出の励行
3	貯蔵、取扱い運搬等の基準の励行
4	不法貯蔵、取扱いの絶無とするための取締りの強化
5	その他安全管理と事故防止

4 中高層建築物の火災予防

高田消防署に連携協力し、中高層建築物の関係者に対しては、消防用設備等の設置、その他防火管理について指示指導を行う。

1	消火、通報及び避難訓練の実施
2	定員の遵守、収容人員の適正化
3	その他防火管理に必要な業務

5 圧縮アセチレンガス及び液化石油ガス施設等の火災予防

高田消防署に連携協力し、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス施設等の関係者に対し、消防法、奈良県広域消防組合火災予防条例（平成 26 年 4 月 1 日条例第 51 号）に基づく届出の励行及び次の事項について指導を行う。

1	位置、構造、設備等を基準に適合させる。
2	貯蔵、取扱いについて届出を励行させる。
3	取扱い、運搬、管理者について基準どおりに励行させる。
4	その他安全管理と事故防止に努めさせる。

6 警戒区域の火災予防

高田消防署に連携協力し、関係町総代を通じ危険性を認識させるとともに、次の事項について指導を行う。

1	各警戒区域の危険性をそれぞれ究明し、その対策を指導し徹底させる。
2	区域ごとの消火、通報、避難の訓練を実施させる。
3	区域ごとの消火、通報その他の設備の充実を図るよう指導する。
4	路上における障害物の除去を徹底させる。

7 一般家庭の火災予防

高田消防署に連携協力し、一般家庭については、次に掲げる事項を中心として火災予防指導を行う。

1	家庭内における暖房用燃料その他の燃料等の置き場及び管理について指導する。
2	火気使用場所及び煙突、煙道について整備と管理を徹底させる。
3	通報、避難の方法について指導する。
4	電気配線及び電気器具の正しい使用法を指導する。

第32節 鉄道災害予防計画

(危機管理課)

鉄道会社は、列車運転の安全確保のための路線施設等の状況を把握し、施設の安全な維持管理に努めるとともに、各種災害に対応出来るよう整備しておくものとする。

第1 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生する恐れのある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

1 計画の内容

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- (1) 橋梁の維持、補修及び改良強化
- (2) 河川改良に伴う橋梁改良
- (3) 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- (4) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (5) 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- (6) 建物等の維持、修繕
- (7) 通信設備の維持、補修
- (8) 空頭不足による橋げた衝撃防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 線路周辺の環境条件の変化による災害防止の推進
- (10) その他防災上必要なもの

2 実施計画

- (1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期的に全ての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

- (2) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる

第2 近畿日本鉄道株式会社

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸施設の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持管理に努めるとともに各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

1 防災施設の維持管理計画

- (1) 橋梁の維持補修並びに管理強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁管理

- (3) 法面、土留擁壁の維持改修並びに管理強化
- (4) トンネルの維持、補修並びに管理強化
- (5) 建物等の維持補修並びに管理強化
- (6) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (7) 電線路支持物の維持補修並びに管理強化
- (8) その他防災上必要な設備管理

2 災害警備体制の確立

- (1) 気象観測機器の整備
- (2) 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- (3) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底

3 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立

4 防災訓練の実施

第2章 災害応急対策計画

第1節 避難行動計画

(危機管理課、保護課、学校教育課、病院総務課、健康増進課、人権施策課、監査委員事務局、こども家庭課、保育幼稚園課、社会福祉課、関係各課)

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難指示等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う。

第1 避難指示等

1 実施機関

避難情報・警戒レベルは、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保であり、避難情報提供の実施責任者は次のとおりである。

なお、市長は法第60条に基づき、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難指示等を行う。また、知事は、市が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

	実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
高齢者等避難	市長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要が認められるとき	○住民に対する避難準備 ○要配慮者等に対する避難行動の開始	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	○立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ○屋内安全確保(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時	○立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ○屋内安全確保(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市長村長から要求があったとき	○立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ○屋内安全確保(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、強肩、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき	避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官 知事又はその命を受けた職員	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいない時。 地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	立退きの指示	地すべり防止法第25条	災害全般
緊急安全確保	市長	災害が発生又は切迫しており、避難のための立退きを行う事によりかえって人の生命、又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	緊急安全確保措置の指示 (高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等)	災害対策基本法第60条第31項	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	緊急安全確保措置の指示 (高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等)	災害対策基本法第60条第6項	災害全般

2 避難指示等の発令

積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、大雨・洪水警報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難指示等を発令する。その際、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。県は、市の避難指示等発令の判断を支援するため、洪水時の水位状況等を直接に市長へ情報提供するための見通し等を直接伝えるよう努めるとなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

(1) 避難指示等の基準

【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区 分	発令時の状況	住民に求められる行動
高齢者等避難	お年寄りや体の不自由な者など、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<p>【危険な場所から高齢者等は避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お年寄りや体の不自由な者など、特に避難行動に時間を要する者と、その手助けをする者は計画された避難場所への避難行動を開始 ○上記以外の者は、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を控えたり、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始、状況により自主的に避難開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階 ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が事情に高いと判断された状況 	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難準備の終わった者から指定緊急避難場所等へ直ちに避難を開始する必要がある。 ○居住者等は「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により、屋内で身の安全を確保できるか等を確認し、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
緊急安全確保	○災害が発生又は切迫した段階 ○避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する段階(必ず発令される情報ではない)	<p>【命の危険 直ちに安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定緊急避難場所等への立退き 避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保（自宅や近隣の建物で直ちに身の安全を確保）する。 ○災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(2) 水害等に係る避難指示等の基準

おおむね次のいずれかの場合、被災の可能性のある地域の住民に対し、避難指示等を発表するものとする。

区 分	発令基準（水位）			
高齢者等避難	○下記の調査地点において「避難判断水位」に達し、更に水位の上昇が予測される場合			
	○大雨、洪水、暴風警報等が発表され、集中豪雨、前線通過、台風等により災害の発生が予測される場合			
	河川名	観測所所在地	避難判断水位	発令の対象地域
	葛下川	瓦口	1. 2 m	観測地点の周辺域及び下流域のうち、浸水の恐れがある地域
	高田川	磐築橋	2. 6 m	
葛城川	曲川	2. 5 m		
曾我川	曾我	2. 9 m		
避難指示	○下記の調査地点において、「避難判断水位」に達し、更に水位の上昇が予測される場合			
	○下記の調査地点において、「避難判断水位」に達していないものの、更に水位の上昇により堤防天端高を越えることが予想される場合			
	河川名	観測所所在地	避難判断水位	発令の対象地域
	葛下川	香芝市瓦口	1. 2 m	観測地点の周辺域及び下流域のうち、浸水の恐れがある地域
	高田川	大和高田市築山	2. 6 m	
葛城川	橿原市曲川町	2. 5 m		
曾我川	橿原市曾我町	2. 9 m		
○大雨、暴風、洪水等により災害が発生した場合				
○ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合				
○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過すると予測される場合（夕刻時点で発令）又は立退きが困難となるような暴風を伴い接近・通過が予想される場合（暴風警報発表後速やかに発令）				
○河川管理施設の異常（漏水等破堤につながる恐れのある被災等）又は、大規模異常（本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合				
緊急安全確保	○河川の水位観測所の水位が、はん濫開始相当水位（仮）に到達した場合（計算上、水位が堤防天端高（又は後背地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）			
	○堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合			
	○ひ門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合			

(3) 避難指示等の内容

地域住民に対して避難指示等を行う際には、次の事項を明示して行う。なお、住民に対し周知を図る際には、要配慮者に配慮して行うものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難場所

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項（具体的な注意事項は、次の(4)エを参照）

カ その他の必要事項

(4) 関係機関への報告・連絡及び避難者への伝達方法

ア 避難指示等の発令時は、次により関係機関に報告、通報するものとする。

(ア) 警察官等の市長以外の者が、避難の指示等を行ったときは、その旨を市長に通知しなければならない。

(イ) 知事が市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、終了したときは、速やかにその旨及び代行した措置を市長に通知しなければならない。

(ウ) 高齢者等避難、避難指示を発令し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内での待避等の安全確保措置の指示を行い、その旨を市長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。この場合の報告事項は、次のとおりとする。

- a 高齢者等避難、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の種類
- b 発令時刻
- c 対象地域
- d 対象世帯数及び人員
- e その他必要事項

イ 関係機関への連絡

避難が円滑に行われるように協力を得るため、関係機関へ連絡を行う。

(ア) 高田警察署へ避難誘導等の協力を得るため通知する。

(イ) 避難者の受入施設の管理者に通知し、開設準備等を依頼する。

(ウ) 近隣市町村への通知

災害の状況等により、地域住民が近隣市町村に避難するような場合には、近隣市町村にも協力を得るため通知する。

ウ 住民等への伝達方法

住民等に対する避難指示等の伝達方法は、次により行うものとする。

(ア) 防災行政無線・サイレン

(イ) 市広報車、消防団車両の巡回

(ウ) 市ホームページ

(エ) エリアメール・緊急速報メール

(オ) 報道機関（FMヤマト、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ）

エ 避難時の注意事項

住民等に対する避難時の注意事項は、次のとおりである。

- (ア) 家屋補強
 - (イ) 避難後の戸締り
 - (ウ) 必要最小限の携帯品【限られた必需品（一例：水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬、懐中電灯、携帯ラジオ、多少の食料等）】
 - (エ) 服装（帽子、頭巾（ヘルメットなど）、雨合羽等の軽装）等
- (5) 屋内での待避等の安全確保措置
- 避難所等への立ち退き避難のため、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、近隣のより安全な建物への緊急的退避や屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

第2 住民に求める避難行動

水 害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- (2) 洪水・内水氾濫時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。
- (5) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (6) 浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

第3 警戒区域の設定

1 実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

なお知事は、市が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害除く 災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員又は消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害除く 災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害

2 警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、警察と連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(2) 周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には市長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、市職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮するが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを重視し、安全面を第一に基準を策定する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討した上で決定する。警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第4 避難の誘導等

1 避難の誘導方法

- (1) 避難誘導は、警察官・消防職団員及び市職員が行うものとするが、自治会においても責任者及び誘導員をあらかじめ定めておく。
- (2) 避難経路についてはあらかじめ定めておき、自治会ごとに平素から周知徹底させる。
- (3) 避難の順位は、高齢者、幼児、傷病者を優先する。また、自力で避難できない場合、又は避難途中危険がある場合、その他病人、高齢者、幼児等の避難に備え、必要に応じて車両等を利用する。

2 案内標識の設置

迅速に避難できるよう、避難所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等の措置をとる。その際には、外国語併記など要配慮者を考慮して行うものとする。

3 避難終了後の確認措置

- (1) 避難指示等を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難指示等に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。それでも避難を行わない者に対しては、自家の2階以上のなるべく高い階に避難するよう勧める。

第2節 避難生活計画

(危機管理課、保護課、人権施策課、学校教育課、監査委員事務局、こども家庭課、保育幼稚園課、情報政策課、市民課、社会福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、関係各課)

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

第1 避難所の設置

1 避難所の開設

発災時及び発災が予想される場合に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市職員等を避難所に派遣する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

避難所はまず、「総合福祉会館（ゆうゆうセンター）」「武道館」「葛城コミュニティセンター」を開設し、被災状況に応じ各避難所を開設する。

(1) 避難所開設責任者

避難所の開設は、市が行うものとする。

(2) 避難収容対象者

避難所に収容する者は、災害により現に災害を受け、又は受けるおそれがある者（避難指示を受けた者等）とする。

(3) 避難所の開設予定場所

避難所の開設予定場所は、資料編26に掲載のとおりである。

(4) 他市町村への避難収容要請

市の避難所に被災者を収容できない場合、県又は県内他市町村に対し被災者の他地区への移送及び収容について要請する。被災者の他地区への移送を要請した場合は、職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。

(5) 避難所開設の公示

避難所を開設したときは、ホームページ、広報車等によりその旨を公示する。避難所への誘導は、救援部救護班・保健班が行い、状況により警察官の支援受け及び教育部施設管理班が支援する。その際、障がい者や高齢者等の誘導介助や避難所での生活環境を配慮する。

2 避難所の追加開設

事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合等、必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、旅館等の民間施設管理者や関係機関への協力

要請、また必要に応じて野外にテントやプレハブ借り上げ等により仮設し対応する。
追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

第2 県への報告

避難所を開設した場合は、次の事項についてすみやかに県に報告する。

- 1 避難所開設の日時及び場所
- 2 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第3 避難所の運営

1 基本的事項

(1) 避難所の運営管理

- ア 避難所を開設し、避難者を収容した当初（初動期：災害直後）は、所属職員を派遣し、避難所の管理を行う。
- イ 派遣職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護に当たるとともに、避難者による避難所運営組織の設立を支援し、適宜、市（災害対策本部）との連絡・調整を行う。
- ウ 避難所の運営にあたっては「大和高田市避難所運営マニュアル」を基本に運営する。そのため、事前に避難所ごとに責任者等を選定するとともに、当該避難所の特性を踏まえた個別の避難所運営マニュアルの作成等、可能な限りの準備を実施しておくものとする。

○第5編 第5章 第3節「大和高田市避難所運営マニュアル」参照

また、避難所開設後は適時の時期（展開期：災害発生後2日目から約3週間程度）に、市避難所運営マニュアルに基づき、事前選定した責任者等を核心とした避難者主体の自治組織による運営に移行する。また、「避難所のルール」等が自主的に作られるよう支援する。さらに、避難所の運営における女性の参画、役割分担は性別のみに依らない等の配慮に努める。

- エ 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。
- オ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女別の性差によるニーズへの対応、要配慮者の処遇等に配慮する。

(2) 収容避難者への措置

ア 縁故先がある者への措置

一時収容した避難民に対しては、所要の応急保護を行ったあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先に転出するよう指導するものとする。

イ 要配慮者の保護

障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な要配慮者に対しては、必要により被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等、

更に介護体制の整った福祉避難所等へ入所を依頼して保護するものとする。その際、要配慮者に対し多様な避難場所を確保するため、県に要請し、県が奈良県旅館・ホテル生活衛生協同組合と締結している「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合からの協力可能な施設の情報提供を受け、要配慮者の受入につなげる。

(3) 避難所開設の期間及び設置費用

ア 開設期間

避難所を開設し得る期間は、災害発生の日から7日以内とするが、大災害のため引き続き避難を行う必要があるときは、延長することができる。

イ 設置費用

災害救助法適用がされた場合、災害救助法18条により、避難所設置及び収容のための費用は、県が支弁する、但し、同法第21条により、国庫より一定の割合で県が支弁した一部が閉支弁される。細部は奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(4) 書類の整備

避難所の開設・運営に当たり、避難生活運営計画書を作成し、避難所マニュアルによる避難者名簿等を作成整備する。

○第5編 第1章 資料29「避難生活運営計画書」

〃 第5章 第3節 資料2「避難者名簿」

(5) その他

日時が経過し、災害が沈静化し避難所の収容人員が減少するとこれに応じ避難所を逐次整理縮小し、その都度その旨を公示し、速やかに知事に報告する。

2 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

ア 避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

イ 広 報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

ウ 避難者の受入、避難者名簿(記録簿)及び被災者台帳の作成

避難者収容記録簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。避難者名簿は車中泊や在宅の被災者等(車中泊、在宅と明記し)にも、食料等配布のため記載を促す。

被災者台帳は、平時から原型を作成し、避難所班及び情報政策課・市民課・社会福祉課・地域包括ケア推進課・介護保険課は作成手順をマニュアル化し、災害時に速やかに作成できるよう整備する。

(2) 展開期

展開期とは、災害発生2日目から約3週間程度までを言い、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおり。

ア 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性の参画を求め、性的マイノリティへの配慮を行い、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

イ 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供に留意する。避難者名簿を提出した「在宅避難者」「車両避難者」等にも避難所で配布する。

ウ 要配慮者に関すること

(ア) 避難所内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者等配慮を必要とする人専用の福祉避難エリアを設置したり、調整により、協定福祉避難所等のより適切な施設へ転所させたりするように努める。

(イ) 視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

エ 衛生に関すること

(ア) 仮設トイレの速やかな設置に努める。下水使用困難時には、凝固剤使用を徹底する。

(イ) 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ウ) すでに食中毒や感染症が流行し、その影響が危惧される場合は、入所者に対する問診や検温等の実施のほか、必要に応じ隔離や消毒等の対策を実施する。

(エ) 保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

(オ) ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

オ その他

(ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

(イ) 男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。

(ウ) 暑さ寒さ対策に努める。

(3) 安定期

安定期とは、災害発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりする時期である。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

ア 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

イ 要配慮者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所でき

るように努める。

ウ 衛生に関すること

(ア) 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ) 保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、心の健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

3 ボランティアの協力受け

ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。また、必要に応じて県に協力を求める。

第4 在宅被災者等への支援

避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取に来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。そのため、在宅被災者等に対し「避難者名簿」の記入を促し、「避難者収容記録簿」への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第3節 帰宅困難者対策計画

(危機管理課、商工振興課、学校教育課、広報広聴課)

大規模災害等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

2 企業等における対応

企業等に対し、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

3 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。施設の安全が確認できない場合は、武道館等の指定緊急避難場所等の案内等を行う。

第2 駅周辺等における滞留者対策

1 駅周辺等における混乱防止

地域の行動ルールに基づき、駅周辺等において発生した多数の滞留者の混乱を防ぐため、鉄道事業者と市災害対策本部は連携し、情報連絡体制を構築し、滞留者を指定緊急避難場所等へ誘導するとともに、駅周辺のオープンスペース等の一時待避場所の確保に努め、民間事業者にも協力を求める。

2 一時退避場所や一時滞在施設の開設・運営

市は、鉄道事業者等と連携し、指定緊急避難場所等を一時滞在施設として開設に関する情報の発

信や、道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込みの情報発信を行う。

また、あらかじめ指定した指定緊急避難施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第3 帰宅困難者への支援

1 災害時帰宅支援ステーション事業協定締結企業等に対する協力要請

災害発生後、災害時帰宅支援ステーション事業の協定を締結している事業者に対し、支援ステーションとしての協力を依頼する。

2 道路・鉄道等の情報共有、情報提供

県、隣接市町、交通事業者と連携して、主要幹線道路や公共交通機関の運行情報、指定緊急避難場所、一時待避場所等の情報共有を行い、帰宅困難者等へ迅速にホームページ、SNS等へ情報提供に努める。

3 代替輸送

関西広域連合や隣接市町と連携して、自力での帰宅が困難な方に対して、道路啓開等により道路の確保がなされた後に鉄道の代替としてバス等による輸送ができるよう、道路管理者や鉄道・バス事業者などの関係機関と情報伝達や運行調整等に努める。

4 徒歩帰宅支援

徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI (ナビ)」の活用について周知を図る。

第4節 要配慮者の安全確保計画

(危機管理課、社会福祉課、介護保険課、地域包括ケア推進課、健康増進課)

避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。

また、要配慮者の安全確保については、防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

第1 個別避難計画等の作成

災害時等に避難の支援が必要な避難行動要支援者の避難情報伝達、避難誘導、避難生活を支援するため、個別避難計画等の作成推進を図る。

第2 要配慮者の避難要領

- ① 自宅避難、安全な親戚宅等避難

【困難な場合】

↓

- ② 指定避難所に避難 → 【避難所運営本部と調整により】 → ③福祉避難エリアを利用

【福祉避難エリアでも生活に支障がある要配慮者（避難行動要支援者）は、災害対策本部と協定福祉避難所との優先順位等の調整後】

↓

- ④協定福祉避難所に再避難

第3 情報伝達等の方法

災害による火災通報の伝達、避難情報の伝達、避難誘導、避難所等での情報伝達や情報提供等を行うときは、要配慮者の内容、程度や地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

1 視覚機能に障害のあるとき

- (1) 音声情報による周知
- (2) 拡大文字による周知
- (3) その他、効果的な方法の併用による周知

2 聴覚機能に障害のあるとき

- (1) 文字情報による周知
- (2) 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- (3) 手話による周知
- (4) 携帯電話、スマートフォンのメール機能による周知
- (5) その他、効果的な方法の併用による周知

3 外国人、日本語理解に障害のあるとき

- (1) 外国語による周知
- (2) 「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用
- (3) その他、効果的な方法の併用による周知

4 地理的理解に障害のあるとき

- (1) 地図つき情報による周知
- (2) その他、効果的な方法の併用による周知

第4 災害情報等の周知

災害による火災通報の伝達、連絡を受け、又は火災警報を発し、あるいは異常現象を承知したときは、地域住民及びホームヘルパー等と協力して、要配慮者に対し迅速かつ確実に周知を行う。

第5 避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、必要に応じて次の措置をとる。

- 1 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。地域住民等と協力して避難所へ移送する。なお、避難支援者は、自らの安全性にも留意する。
- 2 必要に応じて協定締結している社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- 3 居宅における生活が可能の場合にあっては、在宅福祉ニーズに従い適切な措置を行う。

第6 避難所到着後の対応

被災した要配慮者で福祉的処遇が必要な者に対する応急的処遇は、おおむね次により行う。

- 1 避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努める。この際、国・県及び対口支援の受援を積極的に受け要員を確保する。要配慮者に対しては身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている在宅避難者支援も対象とする。
- 2 補装具・介護物品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸し出しを行う。
- 3 必要に応じて、一般的な避難所では生活に支障をきたす高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特別な配慮を要する者を対象とした福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により

対応を行うものとする。市は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

- 4 巡回健康・福祉相談やメンタルヘルスケア等心身の健康維持や在宅療養者等への対応の必要性がある場合、必要に応じて、県に協力を要請し、専門職の派遣を要請する。
- 5 健康・福祉相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になり易いため、他者とコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

第7 食料の供給

避難所等での食料供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

- 1 乳児・幼児・高齢者等で咀嚼・嚥下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。
- 2 代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。
- 3 食事制限や食物アレルギーに配慮する。

第7 日常生活用品の供給

避難所等での日常生活用品等の供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

- 1 県から配送された日常生活用品を速やかに各避難所に配布し、その際、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。
- 2 日常生活用具の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。また、要配慮者が避難所等で生活する上で必要な福祉機器の確保に努める。
- 3 高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

第9 応急仮設住宅への入居

災害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障がい者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する応急仮設住宅の入居者の決定等に際して、次の事項を留意する。

- 1 高齢者や障害者等の優先入居
- 2 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- 3 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。
- 4 高齢者や障害者等が孤立しないよう、従来のコミュニティの維持、又は新しいコミュニティの確立に努める。
- 5 特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。詳細については、2編 2章 第5節「住宅応急対策計画」による。

第10 要配慮者関連施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 要配慮者関連施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保するものとする。
- (2) 施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設等に措置する。

2 市の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

第5節 住宅応急対策計画

(住宅課、営繕課、関係各課)

大規模災害等により避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借上げ住宅等の確保・供給計画を示す。

第1 実施責任者

- 1 実施責任者は市長とし、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理の計画と実施に当たるものとする。
- 2 災害救助法が適用された場合は知事を実施責任者とし、市長はその補助機関としてその業務を行う。

第2 対象者

- 1 住家が全壊（焼）又は流失した被災者で、居住する住家がなく、自己の資力で建設することができない者
- 2 住家が半壊（焼）又は床上浸水のため、そのままでは居住が不能であって、かつ、自己の資力では応急修理のできない者

第3 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設供与

1 設置方法

- (1) 県があらかじめ協定した一般社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。
- (2) 災害救助法が適用されない場合において、市が実施する場合は、請負工事又はその他の方法で実施する。
- (3) 応急住宅の仕様については、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮するものとする。

2 建設予定場所

二次災害の危険性、環境衛生、交通の利便等を勘案のうえ、公有地を優先して選定するものとする。適当な場所がない場合には、私有地を借用して建設するものとする。なお、この場合には、土地の所有者又は借地権者と借地契約を結ぶ等の措置をとるものとする。

なお、防災拠点、災害復旧拠点との競合は避けて設定する。

○第5編 第1章 34 「各防災拠点（総合公園）、応急仮設住宅建設予定地」

3 建設の規模及び費用

- (1) 仮設住宅1戸当たりの規模は29.7㎡を基準とするが、世帯人員の数を十分勘案して設置する。災害救助法を適用しない場合もこれに準ずる。

- (2) 設置のため支出できる費用は、奈良県災害救助法施行細則別表第一に定めるところによる。

4 建築の期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

5 入居基準

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流失した世帯であること。
- (2) 入居する仮住宅がない世帯であること。
- (3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。
- (4) 上記該当者が建設戸数を超える場合は、高齢者や障がい者等の優先入居など、住宅の必要度の高い者から順次入居するものとする。

6 供給期間

住宅完成の日から2年以内とするが、大災害のため新たな居宅が確保できないなど、支援を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

7 書類の整備、保管

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、書類を整理し保管するものとする。

8 仮設住宅の維持管理・運営

- (1) 管理体制

応急仮設住宅の管理運営は、県から譲渡又は委託を受け市が実施する。

- (2) 維持管理上の配慮事項

応急仮設住宅の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

- (3) 運営上の配慮事項 運営に当たっては、以下の対応に努める。

ア 安心・安全の確保に配慮した対応

- (ア) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (イ) 街灯や夜間照明等の工夫
- (ウ) 夜間の見回り（巡回）

イ ストレス軽減、心のケア等のための対応

- (ア) 交流の場
- (イ) 生きがい
- (ウ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
- (エ) 保健師等による巡回相談

ウ 応急仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

- (ア) 集会所
- (イ) 仮設スーパー
- (ウ) 相互情報交換
- (エ) 窓口の一元化

エ 女性の参画の推進と生活者の意見反映

- (ア) 運営における女性の参画推進
- (イ) 生活者の意見集約と反映

第4 被災住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、市に委任することができる。

なお、災害救助法が適用されない場合は、市が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

1 住家の応急修理対象者及び対象数

- (1) 住家が半壊（焼）し、そのままでは日常生活を営むことが困難で、かつ、自己の資力で応急修理のできない世帯
- (2) 該当者が修理戸数を超える場合は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高いものから順次選ぶものとする。

2 修理方法

仮設住宅の建設方法に準ずる。

3 修理の規模及び費用

- (1) 修理の規模
特に規模について制限はないが、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分でその最小限度に限る。
- (2) 費用の限度
世帯当たりの費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

4 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了するものとするが、大災害のため修理に着手できないなど、支援を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

5 書類の整理、保管

被災住宅の応急修理を行ったときは、書類を整理し保管するものとする。

第5 災害公営住宅

1 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の1以上に達したときは、低所得罹災者を入居させるため災害公営住宅を建設するものとする。

- (1) 地震、暴風雨その他の異常な自然現象による災害の場合
 - ア 被災地域全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
 - イ 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
 - ウ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。
- (2) 火災による場合
 - ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
 - イ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

2 建設及び管理者

災害公営住宅は市が建設し、管理するものとする。ただし、特に県が建設する必要があると認められるときは、県が建設・管理する。

3 建設戸数

- (1) 一般の場合
建設戸数は被災滅失戸数の3割以内とし、市の建設戸数が県内滅失戸数の3割に達しないときに必要がある場合にあつては、3割に達するまで県において設置することができる。
- (2) 激甚災害の指定のあつた場合
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定により激甚災害の指定を受けた地域に係る建設戸数は、それぞれ滅失戸数の5割に達するまで建設することができる。

4 規模、構造

建設する災害公営住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定による公営住宅とし、原則として準耐火構造とするが、地域性を考慮のうえ木造とすることがある。

第6 一般公営住宅の災害特別割当

1 建設中の公営住宅との緊急振替え

災害発生の際、事業実施中の一般公営住宅がある場合にあつては、それを災害用に振替え、被災者を入居させることができる。この場合、以後に建設する災害公営住宅のうち既に災害用に振替えた戸数分は、一般に戻すことができる。

2 一般公営住宅の特別割当

災害公営住宅の制限建設戸数のみでは住宅対策が充分でない場合にあつては、一般公営住宅として建設し、公営住宅法第16条の規定による特定入居をさせることができる。この場合、建設戸数その他等については、一般公営住宅の建設として取扱う。

第7 既設公営住宅の復旧

既設公営住宅の災害復旧は、当該公営住宅管理者が復旧するものとする。既設公営住宅の復旧事業計画のある場合、市長は、災害発生1か月以内に公営住宅建設事業等補助要領に定めるところにより、被害状況等を調査の上、復旧計画書について知事を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

第8 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の整備には一定期間が必要となることから、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくものとする。

1 市の対応

被災者の罹災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

2 配慮すべき事項

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が市内（大規模災害の場合は県内）各地に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、町内会やボランティア等の協力のもと、避難者の入居先に定期的に訪問するとともに、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

第9 応急仮設住宅等への入居者等への支援体制の整備

県等の支援により、被害者の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるため活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。

支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

第10 支援制度に関する情報提供

国や県が応急仮設住宅等への入居者に対する支援制度を実施した場合、入居者又は入居希望者に対して、速やかに情報提供を行う。

第11 災害救助法適用除外の場合

災害救助法適用が適用されない規模の災害の場合、被災者の収容のために既設の市営住宅等の空き室についても活用する。また、被災生活再建支援制度（自然災害により全壊10世帯以上の対象の場合もあり）についても活用を図る。

第6節 活動体制計画

(全部局)

市の区域に台風接近時等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は、災害対策基本法第23条2項の規定に基づき速やかに、災害対策本部等の組織を設置し、関係機関と連携し、速やかに応急対策を実施するものとする。

第1 災害対処体制

1 大和高田市情報所体制

本市災害警戒本部設置以前の段階として、気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とするときは、危機管理課員の一部等（状況により市民生活部長含む）、をもって、情報所体制をとり、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。

2 大和高田市災害警戒本部体制

台風接近等による大雨などの場合、災害の発生が予想され警戒を必要とする時は、本市災害対策本部設置の前段階として、副市長を本部長とする本市災害警戒本部を設置する。

3 大和高田市災害対策本部

本市災害対策本部は、市長が必要と認めた場合に、水防、災害救助、その他の災害応急対策活動すべてを包括し、災害対策を行う組織である。市長を本部長として、市各部局、市教育委員会、市消防団を統括する機関であり、関係指定公共機関等の協力を受け、災害情報を収集し、水防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動を実施する。

4 大和高田市水害対策本部

大和高田市の水防を統括するため、水防計画に基づき設置される機関であるが、災害対策本部が設置される場合、これに包括される。

5 大和高田市防災会議

市長を会長として、市防災会議条例（昭和38年条例第16号）に定める委員をもって組織するものであり、本市における地域防災計画の作成、及び計画を実施推進し、水防計画を調査審議し、防災に関する重要事項を審議する。

第2 水害等警戒体制

気象状況等により災害の発生が予想され、警戒が必要なときは、本市災害対策本部設置以前の体制として災害の警戒にあたり、気象、水防等の情報収集等災害対策に関する連絡調整に万全を期するものとする。また、状況に応じて速やかに災害対策本部体制に切り替える体制とする

1 配備の基準

(1) 情報所

動員体制			参集基準		
			地震	風水害	
				気象現象	河川水位
情報所態勢	先行動員	危機管理課員×1 (必要により市民生活部長等含む)	1 県内の他市、あるいは災害協定締結自治体(都留市・長岡京市)において震度5弱以上が発生した場合 2 内閣府から、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合」	市域において大雨、洪水、暴風警報等が発表された場合	

その他市長が必要と認めたとき。

体制は、必要に応じ、継続態勢、随時態勢のいずれかとする。

(2) 災害警戒本部

動員体制	参集基準	
	気象現象	河川水位
※※ 予備動員1、 予備動員2、 予備動員3	1 大雨、洪水、暴風警報等が、発表された場合。 状況により注意段階で参集あり 2 集中豪雨、前線通過、台風等により災害の発生が予測される場合	※磐築橋観測所(高田川) 氾濫注意水位に達した場合

その他市長が必要と認めたとき。

○第5編 第4章 第2節「災害時職員初動マニュアル」第3-1 参照

※※ 予備動員については、年度当初に「災害動員職員割当基準」を危機管理課が各部局と調整により示し、これにより各部局は予備動員を指名し災害動員体制を確保する。

状況により、随時動員として、必要な災害警戒本部の一部をもって調整会議を開き、予備動員の一部で対応する。

第3 災害対策本部体制

1 本部の設置等

(1) 本部の設置及び廃止基準

動員体制	参集基準	
	気象現象	河川水位
1号動員	大雨、洪水、暴風等により災害が発生した場合	磐築橋観測所において避難判断水位に達した場合
2号動員	相当規模の災害が発生した場合	
3号動員	大規模な災害が発生した場合	
廃止基準	1 災害対策が一応終了したとき。 2 災害発生のおそれが無くなり、本部の廃止を適当と市長が認めたとき。	

その他市長が必要と認めたとき。

○第5編 第5章 第2節「災害時職員初動マニュアル」第3-1 参照

(2) 設置及び廃止の伝達

本部の設置及び閉鎖の伝達は、在庁時間内にあつては庁内放送により伝達、関係機関への伝達は電話もしくはその他適当な方法により伝達する。

(3) 意思決定権者

本部の設置及び廃止等の決定は、市長が行うものとする。ただし、市長が不在で、連絡が取れない場合の意思決定については、次の順位により、行うものとする。

第1順位 副市長（副本部長）

第2順位 教育長（ 〃 ）

第3順位 市民生活部長

(4) 本部の設置場所

本部は、市役所庁舎3階庁議室内を基準に設置する。

なお、上記において本部を設置することが困難となった場合は、市民交流センターに第2災害対策本部をすみやかに設置することとする。

2 本部会議

(1) 本部会議の組織

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	各部長、消防団長 高田消防署長（連携参加）

本部長に事故あるときは、次の順により職務を代理する。

①副市長 ②市民生活部長 ③企画政策部長

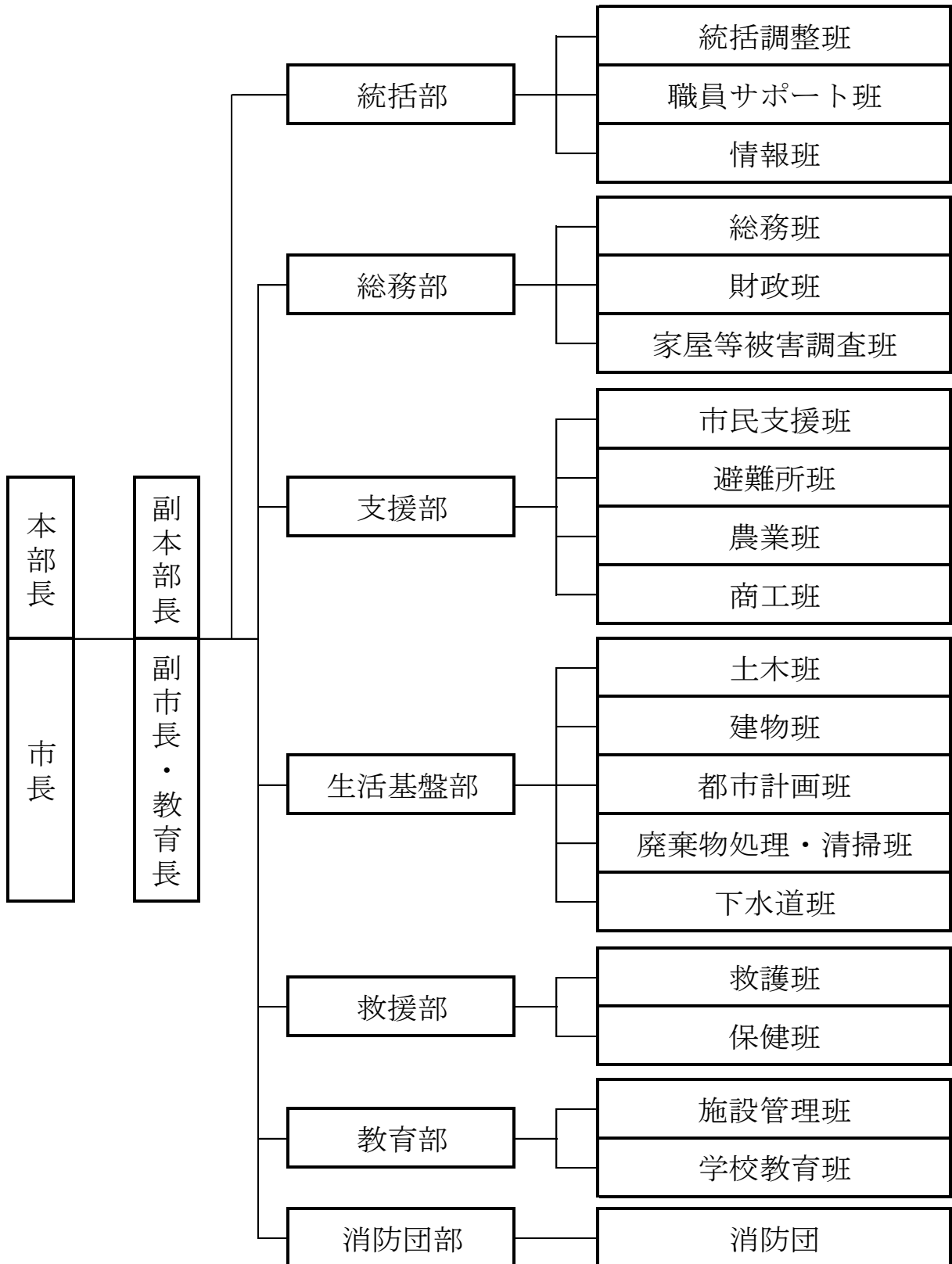
本部員が出席できないときは、各部の統括班長が代理出席する。

(2) 協議事項は、次の事項について方針を決定し、その職務を行う。

- ア 災害応急対策の基本方針に関すること
- イ 動員配置体制に関すること。
- ウ 各部員の連絡調整事項の指示に関すること。
- エ 自衛隊派遣要請の要求に関すること。
- オ 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- カ 災害救助法の適用要請に関すること。
- キ 他市町村への応援要請に関すること。
- ク その他災害に関する重要な事項。

3 災害対策本部組織表

(令和7年4月1日現在)



4 各部等の所掌事務

※発災直後は、各部・班の所掌事務にかかわらず人命救助、避難所対応及び情報収集を最優先とする。
 ※本所掌事務のほか、各所管課は「所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事務」を行うものとする。

(1) 災害対策組織設置時の各部等所掌事務

(令和7年6月)

部名称	班名称	所属課	区分	所掌事務
統括部 ◎市民生活部長 企画政策部長	統括調整班 ○危機管理課長 企画創生課長 秘書課長 法務課長	危機管理課 企画創生課 秘書課 法務課	本部事務	災害対策本部の運営及び総合調整に関すること。
				災害応急復旧に応じた動員の全般統制に関すること。
				災害対策本部会議の開催、運営及び庶務に関すること。
				本部長及び副本部長の秘書に関すること。
				本部長の指示、災害対策本部会議による決定事項等の伝達に関すること。
			災害救助法等の適用申請に関すること。	
			避難	避難指示等の発令に関すること。
				避難所の開設及び閉鎖の決定に関すること。
			関係機関等との調整	県との連絡調整に関すること。
				防災関係機関との連絡調整及び合同会議開催に関すること。
	災害応援要請に関すること。			
	激甚災害の指定等に関する要請及び陳情の調整に関すること。			
	情報伝達	所掌外事案の調整に関すること。		
		部内の統括及び連絡調整に関すること。		
		防災行政無線の運用統制に関すること。		
	職員サポート班 ○人事課長	人事課	職員	職員の配備に関すること。
				職員の被災状況の把握に関すること。
				職員の健康管理、厚生及び給食に関すること。
			受援・応援	受援及び応援に関すること。
				災害関係職員、派遣団体の宿泊及び給与に関すること。
情報班 ○広報広聴課長 生活安全課長 情報政策課長	広報広聴課 生活安全課 情報政策課	広報報道	災害広報活動に関すること。	
			報道機関との連絡及び相互協力に関すること。	
		情報・通信	災害記録	災害統計の総括に関すること。
			情報・通信	災害情報、安否情報等の収集及び伝達に関すること。
				通信統制及び非常通信に関すること。
				写真及び動画撮影による災害状況の収集及び記録に関すること。
				り災者の動態調査に関すること。
			交通整理及び交通規制の連絡調整に関すること。 (警察等)	
		所管施設対策	電子計算機及びICTシステム機能確保に関すること。	
			ネットワーク回線の機能確保に関すること。	
総務部 ◎総務部長 未来まちづくり局理事	総務班 ○総務課長 市民課長 未来まちづくり局課長 市民衛生課長	総務課 市民課 未来まちづくり局課 市民衛生課	公有財産	公有財産の状況把握及び統括に関すること。
				公有財産の被害調査及び応急復旧に関すること。
			輸送	公用車、燃料の状況把握及び統括に関すること。
				リース車両の手配に関すること。
			電話対応	電話の対応・取り次ぎ及び情報の引き継ぎに関すること。
			総務	他の班に属さないこと。
				部内の統括及び連絡調整に関すること。

部名称	班名称	所属課	区分	所掌事務		
			ご遺体	死亡者の調査に関する事。 身元不明死者の収容に関する事。 遺体安置所の開設と安置に関する事。 埋火葬の許可に関する事。		
			仮設トイレ	仮設トイレの設置及び管理に関する事。		
			廃棄物処理	し尿処理に関する事。		
			防疫	防疫（消毒活動）実施に関する事。		
	財政班 ○財政課長 会計管理者	財政課 会計課	会計	災害対策関係の予算に関する事。 災害対策関係の支払いに関する事。 義援金及び見舞金の受入れに関する事。 災害救助費の出納に関する事。		
			他班支援	市民支援班の応援に関する事。		
	家屋等被害調査班 ○税務課長 収納対策課長	税務課 収納対策課	住家	住家の被害認定調査に関する事。 住家の被害認定に関する事。 り災証明に関する事。 り災者の市税の納税猶予及び減免の調査に関する事。		
			調整	関係機関との連絡調整に関する事。		
	支援部 ◎地域振興部長 議会事務局長	市民支援班 ○まち振興課長 議会総務課長 契約監理課長 選挙管理委員会 事務局長 保険医療課長	まち振興課 議会事務局 契約監理課 選挙管理委員会 事務局 保険医療課	住民組織との調整・情報収集	自治会（自主防災組織）等との連絡調整に関する事。 市民からの災害情報の収集、管理及び分析に関する事。	
				被災者救助	生活必需品、食料等の管理、調達、配分及び配送に関する事。 支援物資等の受入れ、集積管理及び配送に関する事。 生業資金貸付、災害見舞金及び災害弔慰金に関する事。	
				調整	部内の統括及び連絡調整に関する事。	
議会と連携				議会との連絡調整に関する事。		
避難所班 ○保護課長 人権施策課長 監査委員事務局長 こども家庭課長 保育幼稚園課長 「開設担当」 各割当部局 各施設管理者等		(開設担当) 各割当部局 各施設管理者等 (運営支援担当) 人権施策課 監査委員事務局 保護課 こども家庭課 保育幼稚園課	避難所開設	避難所の開設及び設営に関する事。 発災直後の避難所の運営支援に関する事。		
			避難所運営	避難所の状況把握及び連絡調整に関する事。 避難者の収容に関する事。 生活必需品、食料等の供給に関する事。 避難所の運営支援に関する事。 外国人の対応に関する事。 ボランティアの活動支援に関する事。 二次避難誘導に関する事。		
				農林業	農林業関係の被害調査等に関する事。 ため池、井堰等の被害調査及び応急復旧に関する事。 罹災農地、農道、ため池等の復旧に関する事。	
					災害融資	罹災農業者に対する融資に関する事。
					調整	部内の統括及び連絡調整に関する事。
			農工業班 ○農業振興課長 農業委員会事務局長	農業振興課 農業委員会 事務局	商工業	商工関係の被害調査及び応急復旧に関する事。 災害融資 罹災中小企業者に対する融資に関する事。
生活基盤部 ◎環境建設部長 クリーンセンター長		土木班 ○土木管理課長	土木管理課	土木建設	道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 道路等の障害物除去に関する事。 被災時における道路規制（警察所管を除く）に関する事。 土木技術に関する事。 建設協力団体との連絡に関する事。	
				調整	部内の統括及び連絡調整に関する事。	

部名称	班名称	所属課	区分	所掌事務	
	建物班 ○営繕課長 建設企画課長	営繕課 建設企画課 各課の係長以下 の建築職 (各部との調整による)	建物	被災建築物応急危険度判定（避難所及び公共施設を優先）に関する事 こと。 応急危険度判定士の受入に関する事 こと。 公共施設の被害調査及び応急復旧の支援に関する事 こと。 倒壊家屋解体業務の支援に関する事 こと。	
	都市計画班 ○都市計画課長 住宅課長	都市計画課 住宅課	都市施設	被災宅地危険度判定に関する事 こと。 公園、街路樹等の被害調査及び応急復旧に関する事 こと。 都市建設物の応急対策に関する事 こと。 災害時の土地区画整理に関する事 こと。 災害時の開発行為の指導に関する事 こと。 建築確認の副申に関する事 こと。 建設に関わる工事の指導に関する事 こと。	
	廃棄物処理・清掃班 ○企画整備課長 美化推進課長	企画整備課 美化推進課	廃棄物処理	災害資材の保管及び機械器具運用に関する事 こと。 応急仮設住宅に関する事 こと。 倒壊家屋解体業務に関する事 こと。	
				廃棄物の処理に関する事 こと。 廃棄物の収集及び運搬に関する事 こと。 廃棄物の仮置場の確保に関する事 こと。 がれき及び残骸物の処理に関する事 こと。	
	下水道班 ○下水道課長	下水道課	下水	公共下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 こと。	
	救援部 ◎福祉部長 保健部長	救護班 ○社会福祉課長 介護保険課長 地域包括ケア推進課長	社会福祉課 介護保険課 地域包括ケア 推進課	社会福祉	避難行動要支援者に関する事 こと。 要配慮者施設等との連絡調整に関する事 こと。 日本赤十字社との連絡調整に関する事 こと。
				避難所	福祉避難所の開設及び運営に関する事 こと。
				ボランティア	ボランティアセンターの開設運営に関する事 こと。
				調整	部内の統括及び連絡調整に関する事 こと。
		保健班 ○健康増進課長	健康増進課	保健衛生 救護	保健衛生指導に関する事 こと。 メンタルケアに関する事 こと。 救護所の開設及び運営に関する事 こと。 医療関係団体との連絡調整に関する事 こと。
防疫				感染症予防並びに対策に関する事 こと。 消毒薬剤等の配分に関する事 こと。	
避難所				教育施設の使用協力及び調整に関する事 こと。 避難所班の支援に関する事 こと。	
				炊出し	炊き出しによる給食調理員動員に関する事 こと。
所管施設 対策				仮設校舎の整備に関する事 こと。 文化財の被害調査及び調査に協力する事 こと。	
				調整	部内の統括及び連絡調整に関する事 こと。
教育部 ◎教育委員会 事務局教育部長	施設管理班 ○教育総務課長 生涯学習課長 文化振興課長 スポーツ振興課長	教育総務課 生涯学習課 文化振興課 スポーツ 振興課	児童・生徒	被災児童及び生徒の把握及び措置に関する事 こと。	
			学校教育	応急教育の実施に関する事 こと。	
	学校教育班 ○学校教育課長 教育支援課長	学校教育課 教育支援課	避難所	避難所の開設及び施設管理に関する事 こと。	
			災害活動	水防活動及び消防活動の支援に関する事 こと。 被災者の救出、救護、避難誘導等の支援に関する事 こと。 災害現場における応急作業の支援に関する事 こと。	
消防団部 ◎消防団長	大和高田市消防団	大和高田市 消防団	情報	被害情報の収集及び調査の支援に関する事 こと。	
			広報	広報活動の支援に関する事 こと。	

※ ◎の部長等は、災害対策本部体制時の部等を代表し、他の部長等は補佐する。

○の課長等は災害対策本部体制時の班内の各課長等を代表する。

(2) 各班は、本表の所掌事務によるほか、必要に応じ部内等他班の支援をするものとする。

本表で分掌されていない応急対策及び関係項目については、本部会議で協議、調整する。

各所属の長は、災害対策の長期化に応じて交代勤務等の処置を確実に実施する。

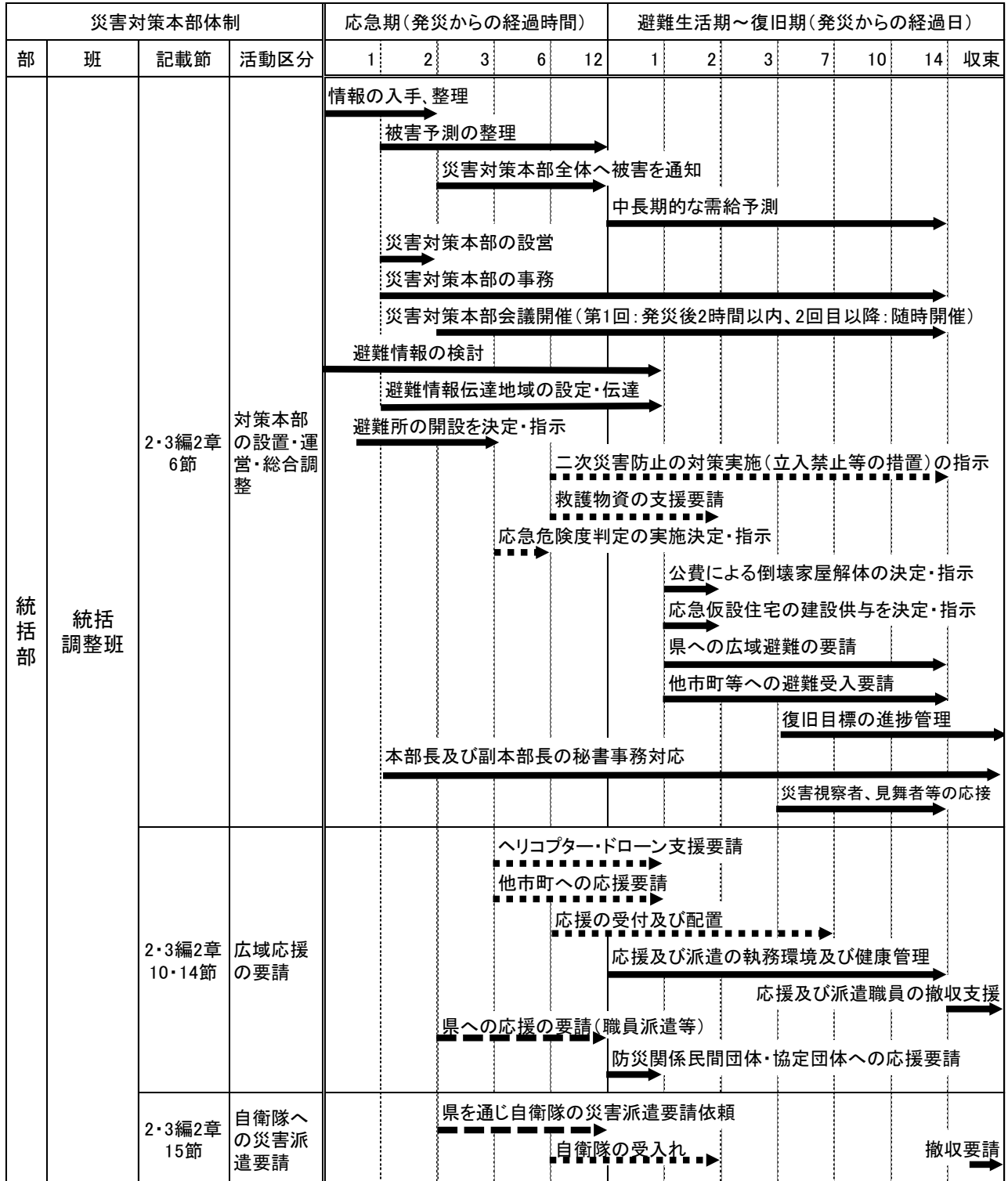
5 応急対策タイムライン

大規模の災害時に対応する各部各班の応急対策活動のタイムライン（例示）を示す。

※ 下記バーチャートの線種区分で、実線（————→）以外は休日・夜間等の勤務時間外における対応事項を示し、その区分は以下による。

-----▶ できる範囲での対応を行う事項

.....▶ 夜明け、参集職員数の増加を待ち、対応を行う事項



災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)							
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束	
統括部	統括調整班	2・3編3章5節	激甚災害、災害救助法指定	災害情報・被災状況の収集整理												
				災害救助法等の適用手続き												
	2・3編2章11節	情報収集伝達体制の確立、災害・被災情報の伝達報告	防災システムの運用													
			災害地域への連絡													
			県災害対策本部との連絡調整													
			防災関係機関との連絡調整													
	職員サポート班	2編2章7節	動員管理	災害の情報収集												
				職員の参集・被災状況の把握・配備												
				動員配備指令												
		2編2章20節・31節、3編1章24節	相互支援受援体制・労務整備						職員の給食の確保							
								職員の職場環境のサポート								
								職員の健康管理等のサポート								
	2編2章20節・31節、3編1章24節	相互支援受援体制・労務整備						労務の確保								
								受援要望調整・依頼								
								受援・労務受入れ								
								受援・労務者のサポート								
	5編5章1節	業務継続計画	BCPチームの編成													
			優先的通常業務の復旧検討													
			優先業務の復旧													
情報班	2編2章8節、3編2章7節	災害情報等の収集・伝達	気象情報・関係機関等の情報収集・伝達													
			被災情報の収集・伝達													
			避難所・避難者情報の収集													
	2編2章9節、3編2章8・9節	災害情報・被害状況の伝達・報告						災害対策本部会議への災害状況・被災状況の整理提供								
			災害情報・被災状況の整理、報告様式取りまとめ													
								災害情報・被災状況・災害記録の整理								

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)									
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束			
統括部	情報班	2・3編2章 12節	市民への 広報	緊急警報放送、エリアメールの要請	→													
				広報用ホームページの立ち上げ	→													
				避難勧告・指示の広報	→													
				避難所の開設の広報	→													
				ライフライン被害情報の収集・提供	→													
				警戒区域設定等の広報	→													
				災害時要配慮者施設と避難行動要支援者への広報	→													
				二次被害防止のため注意事項等の広報	→													
				断水・下水破損状況の広報	→													
				電話問合わせ開設の広報	→													
				応急給水拠点の広報	→													
				災害ボランティアセンター開設、ボランティア受入の広報	→													
				応急危険度判定実施の広報	→													
				倒壊家屋解体の処理基準等の広報	→													
				一時市外避難者への広報	→													
				緊急輸送道路指定情報の広報	→													
				救援物資要請の広報	→													
				臨時・専門相談所の開設の広報	→													
				一般被害情報等の広報	→													
				応急仮設住宅の募集の広報	→													
				災害廃棄物の排出場所・排出ルールを広報	→													
				復旧活動による断水・下水停止の広報	→													
				家屋被災判定調査の広報	→													
				合同慰霊祭の広報	→													
				相談所の閉鎖の広報	→													
				災害ボランティアセンター閉鎖の広報	→													
		2・3編2章 12節	報道機関 への広報	災害情報・被災状況の報道の依頼	→													
				報道機関への災害情報・被災状況の提供	→													
		2編2章22 節 3編2章27 節	交通規制	警察と連携協力し交通規制	→													
				交通規制情報収集、本部内に共有、住民等への提供	→													

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)								
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束		
総務部	総務班	2・3編2章6節 2・3編3章1節	非常用物資の調達			協定による物資調達要請 非常用物資等の調達開始					応急物資、復旧資材の調達						
		2編2章7・8節 3編2章7・8・9節	被害情報の収集	災害情報・被災状況の収集 庁舎の被害状況確認		庁舎・周辺施設の被害調査						行政財産の被害状況の集約				公有地・公共施設の応急対策	
		2・3編2章13節	市民からの広聴	電話対応の準備		電話問合せ開設・運営						各班に問合せ内容の処理依頼				応援による問合せ対応の充実	
		2編2章21節 3編2章26節	緊急輸送計画	公用車両・リース車両の確保		公用車両・輸送要員の割り当て管理						燃料の調達				緊急車両の認定	協定による輸送支援要請
		2編2章27節 3編2章31節	遺体の捜索、処理及び埋火葬等	遺体の捜索、処理及び埋火葬等	行方不明者・遺体の捜索・収容		遺体安置所の確保					遺体搬送の車両確保				遺体の保全処理	遺体の調査
			斎場の被害調査		斎場の応急復旧検討						斎場の応急復旧				斎場の使用許可	周辺自治体等への協力要請	受入自治体への遺体搬送

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)							
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束	
総務部	総務班	2編2章29節 3編2章33節	し尿の処理	し尿処理施設の被害情報確認				仮設トイレの配置計画		仮設トイレの設置・管理			仮設トイレの撤去			
		2編2章26節 3編2章30節	防疫対策	被災地情報収集・防疫器材調達 防疫活動、ねずみ、昆虫等駆除 放浪愛がん動物・死亡動物の収容対策												
	財政班	2・3編2章6節	対策本部の運営・応急対策予算の管理	災害の情報収集 公共施設・インフラ被害の収集 災害被害規模の把握 被災者の支援物資量の把握				県財政局・金融機関等の関係機関との連絡		緊急対応の財政執行 必要な資金の検討			災害義援金の募集 義援金、見舞金品の受付け 災害義援金の配分			
支援部	市民支援班	2・3編2章9節	自治会・住民情報	自治会等・避難所・避難者・住民情報の収集・分析・報告												
		2編2章23・24節 3編2章28節	物資の供給	備蓄の資機材・生活物資・食料の点検・確認 配送用車両の配車依頼 物資等のニーズ把握				救済用食材の確保、供給			備蓄食料の供給 避難所への緊急輸送の実施 義援物資、救援物資等の要請 物資拠点の開設、運営(物品の出庫・搬送) 協定事業者からの応急食料、燃料の調達 協定物流事業者の協力による物資拠点管理 物資拠点の閉鎖、広報					
	家屋等被害調査班	2・3編3章2節	罹災者生活確保・被害認定調査・罹災証明の発行	被害認定調査(第1次)の準備 被災判定調査の広報 被害認定調査(第1次)の実施 再調査の申し出受付け 被害認定調査(第2次)の実施 罹災証明の準備・発行 被災台帳の整備 市税の減免・徴収猶予												

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)									
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束			
支援部	市民支援班	2・3編 3章2節	被災者生活支援												災害義援金の配分支援 生業資金貸付 災害弔慰金等の支給・貸与			
		2編2章9 節	議会との連携	議会との連絡調整														
	避難所班	2・3編2章 2節	避難生活の支援	避難所施設の被害調査														
				避難所開設	避難所の自主運営管理体制の確立	避難生活の長期化への対応												
				避難所開設の広報	帰宅困難者受入の体制整備	避難者情報の管理(避難者名簿等)	収容区域の市民の安否確認	要配慮者(高齢者・障がい者等)への支援対応	在宅・車両避難者への支援	炊き出しの実施支援	応急給水の実施支援	物資配給の支援	避難所記録の開始	食料の配給	食品衛生監視(食中毒の防止)	プライバシー保護対策	メンタルケアの実施	愛がん動物の収容対策
	農業班 商工班	2・3編2章 9節	被害情報の収集(農業・商工業)															
2・3編3章 3節		農業・商工業関係復旧復興対策													罹災農地・農道・ため池等の応急措置 商工業関係の対策・資金相談 資金貸付・融資関連			
		2・3編2章 9節 2・3編3章 1節	被害調査 応急復旧												保育所・人権施設の被害調査 保育所・人権施設の復旧検討・応急復旧			

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)						
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束
生活基盤部	土木班	2編2章35節 3編2章21節 4編	水防活動	災害の情報収集					量水標等の監視・災害警備						
				井堰、堤防、ため池等の危険測定及び二次災害防止対策											
		2編2章16・17節 3編2章16・17・18・19 2・3編3章1節	公共施設・道路等の災害応急・復旧対策	公共土木施設(道路、河川、橋梁、井堰等)の被害調査					公共土木施設の応急措置の計画・実施						
			管理道路の応急復旧					建設協力団体との連絡調整							
			非常用資材・消耗品等の調達					道路復旧の調整							
			道路復旧の調整					インフラ復旧の調整							
	2編2章28節 3編2章32節	道路等障害物除去	道路等がれき・障害物の除去												
	建物班	2・3編3章2節	宅地・建築物の応急対策(応急危険度判定)	公共施設等災害の情報収集・整理					応急危険度判定実施本部の設置・運営						
									応急危険度判定実施計画の策定						
				災害情報修正整理					応急危険度判定実施						
都市計画班	3編2章16・17節	公共施設等の災害応急対策	公園・街路樹等の被害調査					公園・街路樹等の応急措置の計画・実施							
	2・3編3章1節	災害復旧・復興						罹災地の土地区画整理の指導							
								罹災地の開発行為の指導							
								建築確認の副申							

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)									
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束			
生活基盤部	都市計画班	2・3編2章5節	住宅応急対策	住宅を失った罹災者数の調査					応急仮設住宅建設予定地の被災状況調査 応急仮設住宅供給戸数の検討 応急仮設住宅供給戸数、建設位置、仕様等の決定 応急仮設住宅の建設 県への仮設住宅供給要請 空家住宅の確保 応急仮設住宅の募集開始 仮設住宅の閉鎖 市営住宅の被害調査 市営住宅の応急措置の実施 住宅に関する相談窓口の設置									
				公共施設等の災害の情報収集・整理					公共施設等の応急修理対応策の検討 公共施設等の応急修理対応策の実施									
	廃棄物処理・清掃班	2編2章28節 3編2章32節	障害物除去計画	倒壊家屋解体の処理基準等を広報									被災家屋の処理 解体現場における指導 障害物除去に関する県への応援要請					
				クリーンセンターの被害調査					クリーンセンターの応急復旧検討 災害廃棄物処理計画の立案 災害廃棄物の仮置場の検討 災害廃棄物仮置場設置の調整 災害廃棄物仮置場の確保・運営 排出場所・排出ルール広報 建設業者等へのがれき処理の協力要請 がれき処理の指導									

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)						
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束
生活基盤部	廃棄物処理・清掃班	2編2章29節 3編2章33節	廃棄物の処理・清掃			●	●	●							
	下水道班	2編2章16節 3編2章19節	ライフラインの応急復旧	●	●	●	●	●							
救援部	救護班	2・3編2章2節	要支援者の支援・福祉避難所の開設・運営	●	●	●	●	●							
		2編2章21節 3編2章26節	緊急輸送												
		2編2章30節 3編2章34節	ボランティア活動支援												

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)							
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束	
救 援 部	保 健 班	2編2章26節 3編2章30節	防疫・保健衛生対策													
		2編2章30節 3編2章34節	医療救護活動													
教 育 部	施 設 管 理 班	2・3編2章1節	避難誘導													
		2・3編2章9節	被害情報の収集報告													
		2・3編3章1節	公共施設等の災害復旧対策													
		2・3編2章2節	避難生活の支援													
		2編2章23節 3編2章28節	物資の供給													
		2編2章34節 3編2章38節	文化財の応急対策													

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)						
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束
教育部	学校教育班	2・3編2章2節	避難生活の支援	避難所開設	避難所の自主運営管理体制の確立	避難生活の長期化への対応									
				避難所開設の広報支援	帰宅困難者受入の体制整備	避難者情報の管理(避難者名簿等)	災害時要配慮者への支援(高齢者・障がい者等への対応)	炊き出しの実施支援	応急給水の実施支援	物資配給の支援	避難所記録の開始	食料の配給	食品衛生監視(食中毒の防止)	プライバシー保護対策	愛がん動物の収容対策
		2編2章33節 3編2章37節	文教対策	災害情報の収集	生徒の避難誘導	保護者への引き渡し			教育施設の応急復旧の実施	応急教育の実施(教職員の動員)	教職員・児童生徒の健康管理、メンタルケア	学用品の給与・給食実施	転出入校手続きへの対応		
消防団部	消防団	2編2章36節 3編2章23節	消防団活動	災害情報等の収集・分団への連絡	通信手段の確保、運用開始	初動体制の確立	高田消防署の初動措置との連携	避難誘導協力	救助・救急活動の実施	事故等の現場からの傷病者の搬送	出火防止の広報	初期消火対応			
				応急活動等の報告並びに記録											
		2編2章35節 3編2章21節	水防活動	地域巡回・量水標等の監視報告	排水作業、堤防、ため池決壊等の応急対策										

第7節 動員計画

(全部局)

あらかじめ定められた連絡方法により、本部職員、消防団員を適切に動員・配備し、災害規模に応じた組織体制により災害に対処する。

第1 動員基準(災害対処態勢設置基準)

災害対処態勢 (職員動員レベル)		設置基準			備考
		地震	風水害		
			気象現象	河川水位	
【災害警戒本部】態勢 (本部長は副市長)	予備動員1 / 予備動員2 / 予備動員3	1 震度4が発生した場合 ※ 地震情報の発表で自動発令 ※ 状況により震度3で参集あり 2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合	1 大雨、洪水、暴風警報等が発表された場合 ※ 気象警報の発表で自動発令 ※ 状況により注意報段階での参集あり 2 集中豪雨、前線通過、台風等により災害の発生が予測される場合	高田川磐築橋観測所において《氾濫注意水位》に達した場合 ※ 河川水位の確認はサイト「奈良県河川情報システム」による。	1 予備動員1 自主避難施設を開設 (1) 総合福祉会館 (2) 葛城コミュニティセンター (3) 武道館 2 予備動員2 緊急避難場所の優先施設を追加開設 (1) 陵西小学校 (2) 文化会館 3 予備動員3 緊急避難場所の全施設を開設
	1号動員	震度5弱が発生した場合	大雨、暴風、洪水等により災害が発生した場合	高田川磐築橋観測所、葛城川曲川観測所又は曾我川曾我観測所において《避難判断水位》に達した場合 ※ 葛下川瓦口観測所も別途参考にする。	高年齢者等避難の発令 ※ 各種情報を総合的に判断する。
	2号動員	係長級以上の職員	震度5強が発生した場合	相当規模の災害が発生した場合	高田川磐築橋観測所、葛城川曲川観測所又は曾我川曾我観測所において《氾濫危険水位》に達した場合 ※ 葛下川瓦口観測所も別途参考にする。
動員3号	全職員	震度6が発生した場合	大規模な災害が発生した場合		緊急安全確保の発令 ※ 各種情報を総合的に判断する。

予備動員1：最小規模の災害警戒本部を編成するための動員（自主避難場所は3ヶ所開設）

予備動員2：自主避難場所を4又は5カ所に増設するための準備を実施し、状況に応じ開所・運営するための動員

予備動員3：水害用の全ての指定緊急避難場所用施設に職員を配置して、各施設の状況把握を強化するための動員

第2 動員計画

(1) 予報により警戒本部の決定に基づき動員の場合

ア 職員サポート班は、本部会議において動員を決定された場合は、直ちに動員計画により関係各部班に連絡しなければならない。

イ 関係各部班はア項による連絡を受けたときは、動員した人員その他必要な事項を職員サポート班に報告しなければならない。職員サポート班は、各部、班の動員状況についてその都度、統括調整班に報告するものとする。

(2) 非常招集を行う場合（警戒本部設置前）

ア 勤務時間外、または、警戒本部設置前に職員の非常召集を行う必要が生じた場合は、危機管理課員は直ちに市民生活部長、副市長に報告して指導を受け、市長に状況を報告し指導を受け、動員の指示を受けなければならない。

イ 市長が職員に非常招集を命じた場合、直ちに危機管理課長及び人事課長に通知するとともに、電話またはその他の方法により各部を通じ職員に通知しなければならない。

ウ 各部は連絡責任者を設け、通知を受けたときは、直ちに所属部班の職員に通知しなければならない。

第8節 災害情報の収集・伝達計画

(全部局)

市、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。

県は、市、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第1 気象等注意報・警報

1 定義

- (1) 警報とは、気象業務法に基づき、奈良県内のどこかで重大な災害の起こるおそれのある旨を警告するため、奈良地方気象台が発表する予報をいう。
- (2) 注意報とは、気象業務法に基づき、奈良県内のどこかで風雪、強風、大雨、大雪等によって災害の起こるおそれがある場合に注意を促すため、奈良地方気象台が発表する予報をいう。

2 種類及び発表基準

- (1) 情報には、台風、大雨、大雪、低温等の情報があり、台風やその他の気象状況に応じて発表される。
- (2) また、数年に1回くらいの記録的な短時間雨量を観測したとき、又は解析（解析雨量）されたときに一層の警戒を呼びかけるために発表する記録的短時間大雨情報がある。

【大和高田市の気象警報等発表基準】

区分	細目	数値等	
警報	大雨	表面雨量指数基準 13	
	洪水	流域雨量指数基準	葛下川流域=3.9、曾我川流域=18.2、高田川流域=6.9、太田川流域=4.3、葛城川流域=13.2、土庫川流域=3.8、住吉川流域=3.7
		複合基準 ※1	葛下川隆起=(6, 3.7)、曾我川流域=(8, 16.3)、住吉川流域=(6, 3.1)
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s で雪を伴う
	大雪	降雪深さ	12時間降雪の深さ 10cm

区 分	細 目	数値等	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	136
	洪水	流域雨量指数基準	葛下川流域=3.1、曾我川流域=14.6、高田川流域=5.5、太田川流域=3.5、葛城川流域=10.5、土庫川流域=2.9、住吉川流域=3
		複合基準 ※1	葛下川流域=(6, 2.4)、曾我川流域=(5, 14.6)、高田川流域=(5, 4.8)、葛城川流域=(5, 9.5)、住吉川流域=(5, 2.8)
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷	落雷等により被害が予測される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ	積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨 ※2	
	低温	最低気温-5℃以下 ※3	
	霜	4月以降の晩霜	
	着雪	24時間降雪の深さ：平均20cm以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

※2、※3 気温は奈良地方気象台の値

3 気象予警報等の対象区域

奈良地方気象台が発表する気象警報・注意報等の対象区域は奈良県全域である。注意報及び警報等は、市町村単位で発表する。

火災気象通報、竜巻注意情報は、全県に発表する

【 特別警報 】

種 類	基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に行う。 大和高田市で、48時間降水量が310mm以上、3時間降水量が125mm以上または土壌雨量指数が211以上と予想される場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に行う。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に行う。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に行う。 奈良県では18cm(参考値)以上。

【国土交通大臣または県知事の発する水防警報（水防警報の基準）】

段階	種類	内容及び時期
第1段階	待機	水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予報の内容、または上流の降雨状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、排水門、取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、または重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、はん濫注意水（警戒水位）を超えたとき、または事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了の通知。
適宜	水位	上流の雨量・水位・流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

（ただし待機、準備の2段階は省略することができる。）

第2 火災警報

県から火災気象通報を受けたとき、または、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防法第22条第3項の規定によって、奈良県広域消防組合管理者が必要であると認めるときは、火災警報を発令する。

基準

実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みの時。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

第3 予報・警報等の伝達

1 情報の措置

気象予報・警報、特別警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により市域内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

(1) 情報の伝達系統

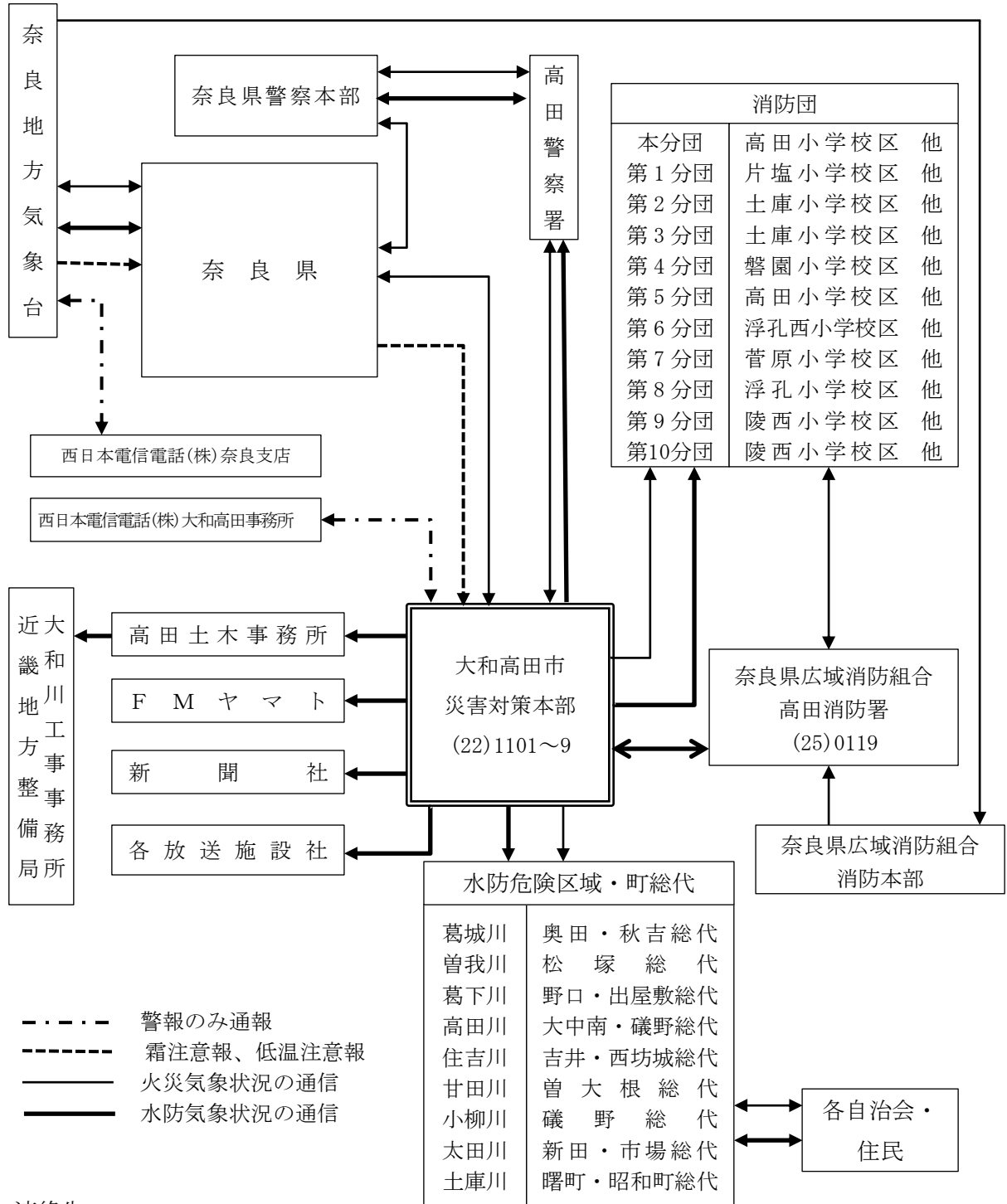
ア 県防災行政通信ネットワーク、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄の警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。

イ 異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、県（消防救急課）、奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある高田土木事務所あるいは隣接市町村に連絡する。

ウ 市長は、県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。

(2) 伝達組織

【予報・警報等の伝達組織表】



(3) 連絡先

- 第5編 第1章3 市内各学校一覧表、 4 市内各保育所一覧表
- 〃 10 予報・警報等の関係組織電話番号表
- 〃 15 水防団体待機（通報）水位、氾濫注意（警戒）水位
- 〃 20 消防分団区域図

第9節 被害状況の収集・報告計画

(全部局)

本計画は、市(災害対策本部)が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め迅速な応急対策を期する。

第1 早期被害情報収集

被害状況(人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等)や避難状況(避難指示の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等)等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。新総合防災情報システム(SOBO- WEB)を活用し隣接市町情報についても収集し市域全体の災害情報を漏れなく収集することに努める。

そのため、発災後1時間を目途に早期災害情報を収集・整理し、統括部情報班に通知する。

第2 災害情報及び災害報告の収集

- 1 各部門別の被害状況は、それぞれの所管事項に関し災害対策本部等各班において、自治会その他関係機関の協力を得て、適宜の方法により調査するものとする。
- 2 各班は自班に直接関係のない被害であっても、緊急の通知を受けたときは、これを聴取し、じ後すみやかに主務班長に報告するものとする。
- 3 主務班長は、それぞれ主管事項に関し、掌握した被害状況を統括部情報班に通知しなければならない。
- 4 統括部情報班長は、各班長から上記3による通知を受けたときは、これを検討の上、統括部本部運営班長を通じ会議に提出するものとする。
- 5 被害状況を迅速かつ専門的に把握するため必要があると認められるときは統括部統括調整班の他、関係班で被害調査を行うものとする。

第3 異常現象発見者の通報

- 1 発見者の通報義務
災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市または警察官に通報する。
- 2 市及び警察官の処置
異常気象の通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに市に通報する。異常現象の通報を受けた市は、すみやかに県防災統括室に通報するとともに、災害対策基本法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報する。

第4 報告

1 報告義務

災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)第40条の

規定に基づき、市長は、必要な報告を知事（県防災統括室）に行う。

2 報告すべき災害

(1) 即報基準

- ア 災害救助法の適用基準または小災害に対する救助内規の適用基準に合致するもの。
- イ 市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が他市町にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても、全県的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの。
- オ 盛土等の崩落災害による人的被害又は住家被害を生じたもの。
- カ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- キ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ク 積雪等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ケ 報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの。

(2) 直接即報基準

(1)のオ、カ及びキのうち、死者又は行方不明者が生じたもの（該当するおそれがある場合を含む。）について県に加え、直接消防庁に報告するものとする。

3 その他の報告の種類及び基準

(1) 火災等即報

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、危険物等に係る事故、可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

○第5編 第1章 2 火災等即報

(2) 緊急・救助事故等即報

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。

○第5編 第1章 3 救急・救助事故等即報

第5 県防災統括室への報告

1 報告系統

県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報

を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

また、本章 第4 2 (2)「直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、消防庁に電子メール等により報告するとともに併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告する。

3 被害状況即報

危機管理課は、本章 第4 2 (1)「即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4 被害状況調査

- (1) 被害状況の調査は、市が関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得て実施する。
- (2) 災害状況により現地の実情を把握するため、市と消防団、自主防災組織が連携して被害状況を調査する。
- (3) 災害が甚大のため、市において調査が不可能なとき、または調査に専門的な技術を必要とするときは、関係機関に応援を求めて実施する。
- (4) 被害状況の調査については、各関係機関と密接な連絡を図り、脱漏、重複等のないよう十分留意し、異なった被害状況はその理由を検討する。

5 災害確定報告

危機管理課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

6 災害年報

危機管理課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報により報告する。

7 報告を行うことができない場合

通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓：総務省消防庁）に変更する。ただし、この場合にも 県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

第6 県事業担当課への報告

事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

第7 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

- (1) 被災者の同居の親族の場合 被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- (2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合
被災者の負傷状況または疾病の状況
- (3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合
県、市町村が保有している安否情報の有無、上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認められる限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、照会に対する回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、市に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

市は、安否情報の回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、法令に基づく規定（個人情報保護法第69条第2項第2号）により内部で利用することができる。しかしながら例外としてふさわしい理由が

4 安否不明者の氏名等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・調査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

第8 本市市議会との連携

災害の終始を通じ、市議会との連携を図り、情報の共有に努める。

第10節 県消防防災ヘリコプターの活用計画

(危機管理課)

災害時にヘリコプターの必要性が認められる場合には、県消防防災ヘリコプター等の応援を要請し、災害による被害を最小限に防止するものとする。

第1 応援要請の範囲

災害の規模が次のいずれかに該当し、県消防防災ヘリコプターの活動を必要と判断した場合には、県に対し県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 市の消防力によって、火災制御困難、若しくは災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- 3 その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

第2 応援要請の方法

市長は、奈良県防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして、応援を要請する。

- 1 災害の種別
- 2 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 3 災害発生現場の気象状況
- 4 災害現場の最高責任者の職名、氏名及び連絡方法
- 5 場外離着陸場の所在地及び陸上支援体制
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他の必要事項

第3 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

- 1 災害応急対策活動
- 2 火災防御活動
- 3 救急活動
- 4 救助活動
- 5 広域航空消防防災応援活動

第4 緊急運航の要請先

市長は、緊急運航を必要とする場合は、県消防救急課長に対して「消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」をもって、消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

1 勤務時間内（8：30～17：15）の要請窓口

県防災航空隊（奈良市矢田原町 2450）

直通電話 0742-81-0399 F A X 0742-81-5119

2 勤務時間外の要請窓口

県庁夜間等代表電話 0742-22-1001

（保安員室が受信し、保安員室から消防救急課員に連絡する。）

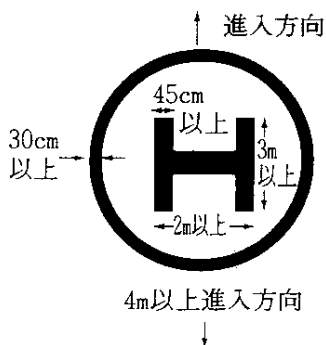
第5 市の受入体制

緊急運航を要請した場合は、市長は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策（ヘリポート表示、吹き流し表示、離着陸場の清掃、障害除去、立入禁止処置等）
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手段
- 3 災害活動用緊急ヘリポートの被災状況の調査実施と県災害対策本部への報告
- 4 その他必要な事項

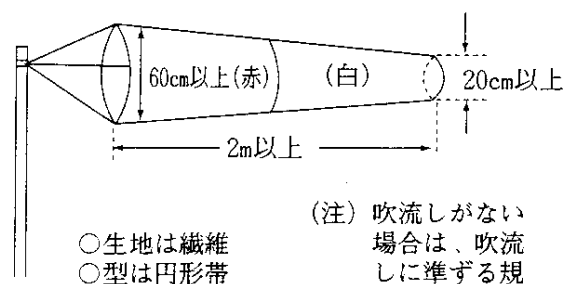
第6 離着陸地点等の基準

1 ヘリポート表示の基準



○石灰で標示。
積雪時は墨汁、
絵具等で明瞭
に標示

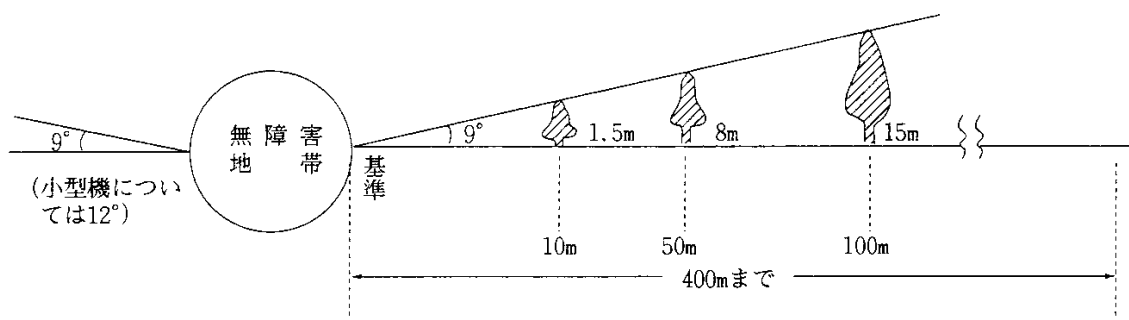
2 吹き流しの基準



（注）吹流しがない場合は、吹流しに準ずる規格の旗を掲揚。

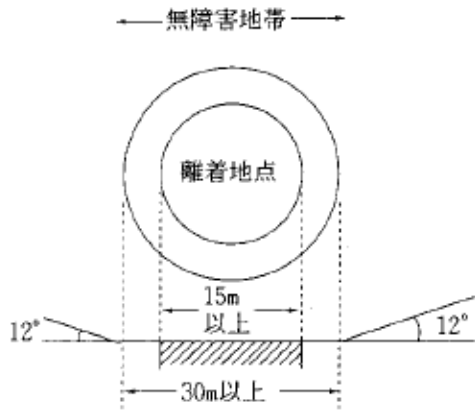
3 離着陸地点及び無障害地帯の基準

(1) 横断図

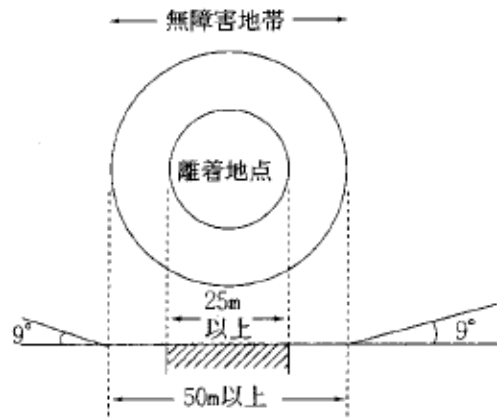


(2) 上空図

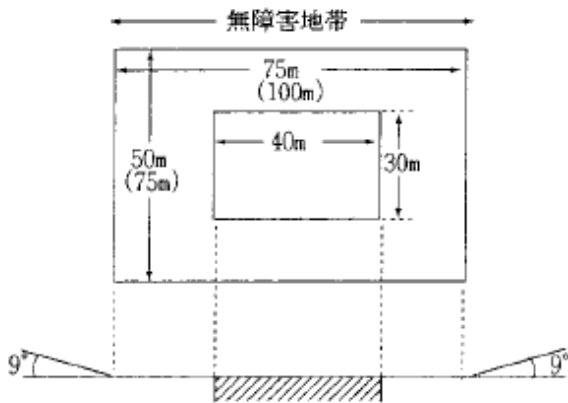
ア 小型機 (OH-1 程度)



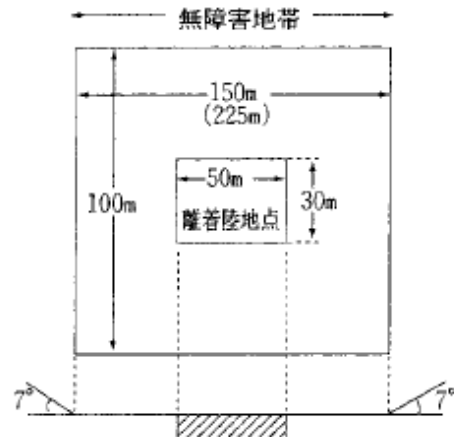
イ 中型機 (UH-1 程度)



ウ 大型機 (UH-60J 程度)



エ 大型機 (CH-47 程度)



第 1 1 節 通信運用計画

(危機管理課、総務課)

災害時に適切な通信手段を確保し、速やかに被害状況その他の災害情報を収集、伝達等を行うものとする。

なお、災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により特定はできないため、実情に即した順位で速やかに行う。

第 1 県防災システムによる通信

県をはじめ、他市町村や消防本部、関西電力送配電㈱など防災関係機関との通信連絡には、県防災システムを使用する。

県防災システムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下、「市町村等」という。）相互を結ぶ無線通信網で一斉通信（電子データ）、回線統制等の機能を有している。

県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システムにより行う。また市町村等から個別に県防災システムを用い被害状況等の伝達を行う。

また、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、使用者は必要に応じ通信の統制を受ける。

また、このインターネットのみならず、県防災システムで県から気象予警報、地震情報、河川情報、砂防情報など防災関係情報を入手する。

- 1 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- 2 災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、県防災システムの効果的な運用に努める。

第 2 電話設備

災害時は、防災用電話、衛星携帯電話を活用し、県庁、他市町村、各防災機関との通信手段を確保する。

第 3 通信装置

災害時は、防災行線無線装置及び携帯型無線機（同報系MC A無線機、移動系MC A）を活用する。これにより、市庁舎と各避難所、消防各分団、高田警察署、高田消防署、市立病院、関電高田営業所、及び大和ガスとの通信手段を確保する。

○第 5 編 第 1 章 7 「通信施設状況」

第12節 広報計画

(広報広聴課、関係各課)

防災関係機関と相互に情報を交換し緊密な連携を図り、災害時に、住民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

第1 広報活動

1 広報内容

市は、市全域を対象に、又は状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。

- (1) 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- (2) 気象予報・警報に関する情報
- (3) 二次災害に関する情報
- (4) 避難に関する情報
- (5) 公共交通機関の被害及び運行状況
- (6) 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
- (7) 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- (8) 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- (9) 医療救護所・医療機関等の開設状況
- (10) 給食、給水に関する情報
- (11) 生活必需品等の供給状況
- (12) 市民の心得等市民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- (13) その他必要と認められる情報

2 広報手段

- (1) 防災行政無線による広報（各小学校、西坊城市営住宅等）
- (2) 広報車、消防車による広報、印刷物の配布・掲示
- (3) ポスター、ビラ等の掲示板への掲示広報
- (4) 各自治会の協力による広報
- (5) 住民相談窓口の開設
- (6) 放送機関への放送要請（知事を通じて）
- (7) FMヤマト等のメディアによる広報
- (8) 市ホームページなどインターネット、SNSによる広報

3 要配慮者及び外国人への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者及びコミュニケーションに難がある外国人等に対する広報については、必要に応じ、拡大文字、手話、点字、録音、外国語、「やさしい日本語」に

対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示などわかりやすい情報伝達に努める。

4 広報時における留意事項

住民の安全・安心の確保のため、次の事項に留意して広報を行う。なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

- (1) 緊急性のあるもの、地域性のあるものを最優先に実施
- (2) 具体的に分かりやすくまとめた広報の実施
- (3) 各地区の被害状況（停電、断水、交通機関の運行状況等）応急対策状況の正確な把握
- (4) 被災者ニーズを把握した広報

第2 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

- 1 災害対策本部情報班は、取材担当者を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。関係機関は被害写真等を撮影したときは、速やかに災害対策本部情報班に提供する。
- 2 災害対策本部情報班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第13節 市民からの広聴計画

(総務課、危機管理課、広報広聴課、生活安全課、情報政策課、関係各課)

総務部総務班は、災害時における市民の不安の軽減を図るため、市民から寄せられる各種相談や問い合わせに対応する窓口等を設置する。また、想定される相談内容をもとに、統一的な回答を行うため、質疑応答マニュアル作成等を行う。

第1 市民相談・問合せ窓口の設置

窓口設置に際し、想定される相談内容をもとに、統一的な回答を行い、関係各課への情報提供を含めた質疑応答マニュアル作成し、適切な対応を行う。

1 相談・問合せ窓口

- (1) 総合庁舎案内
- (2) 総合相談窓口
- (3) 避難所等での巡回相談窓口
- (4) 専門相談窓口

2 想定される相談内容

- (1) 安否確認及び捜索依頼
- (2) 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- (3) 罹災証明に関する事項（被害調査の実施、証明書発行受付等）
- (4) 環境衛生に関する事項（ごみ処理、家屋等の消毒、汲み取りの実施等）
- (5) 住宅に関する事項（応急修理、仮設住宅、片付けを行う災害ボランティアの派遣、補修・解体、建て替え等）
- (6) 生活安定に関する事項（災害見舞金、義援金支給の申し込み、税・保険料の徴収猶予・減免、制度融資・給付等）
- (7) 健康相談、避難行動要支援者及び児童・生徒への支援
- (8) 外国籍住民への情報提供
- (9) 職業の斡旋 等

第2 安否確認情報の収集・提供

市は、警察・消防・医療機関等の各種防災関係機関の協力を得て、被災者の安否に関する情報を、極力収集・整理する。

また、安否確認などの個人情報の提供については、災害の状況、被災者及びその関係者の状況、情報請求者の情報利用目的等を鑑み、併せて大和高田市個人情報保護条例や関係法令に基づき、関係機関との協議により適切に実施する。

第3 広報内容の検討

市民が必要としている情報を提供するため、統括部情報班広報担当者は、市民から受けた要望等を分

析し、広報内容の検討を行う。

第4 市民からの要望等の処理

寄せられた要望等については、各部・関係機関と連絡調整し処理するものとし、併せて復旧・復興計画に反映させる。

要望処理上の留意点

- 1 問い合わせ内容に対する回答結果を、統一的な文書として作成し、ホワイトボード等に掲示または班員へ配布して、その後の対応の迅速化及び未処理防止を図る。
- 2 問い合わせ内容・件数を記録し、必要に応じて、翌日以降の広報内容に反映させる。
- 3 要望、苦情等については、すみやかに各関係機関へ連絡し、早期解決に努める。
- 4 処理方法の統一化を図るため、聴取用紙等を準備する。

第5 特別行政相談活動

総務省の特別行政相談所（奈良行政監視行政相談センター所管）の開設に協力し、住民に対する支援制度等の漏れ防止等を図るとともに、市の被災者支援力向上を図る。

第14節 県及び他市町村等との応援体制計画

(危機管理課、人事課、土木管理課、営繕課、税務課、健康増進課、関係各課)

災害により甚大な被害が生じ、保有する災害対応能力を超えると判断される場合は、速やかに県知事及び他市町村長に対して応援を要請し、災害応急対策の万全を図る。

第1 躊躇なき応援要請の実施

大規模災害の場合は、防災関係機関からの情報や現地調査班による情報、また、各施設からの被害状況報告等に基づき、緊急に本部会議を開催し、本市の現状を把握して応援要請の方向性について決定を行う。

躊躇のない応援要請

大規模災害時、被害状況が見通せず要請する業務内容とその必要人員等が定まらず、積極的に要請を行わず、要請に遅れが生じることにより、住民に対し十分な応急対策が実施できないという事を防止しなければならない。

このため、住民の生命財産を守るために、空振りを恐れず、「躊躇のない応援要請」を行うことを旨とする。

第2 応援要請の実施

1 県及び他市町村への応援要請

県及び他市町村への応援要請は、「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定」等に基づき行う。

(1) 相互応援協定

ア 本市と山梨県都留市及び京都府長岡京市は大規模災害相互援助協定（平成9年10月18日締結）により、大規模災害時に必要な物資等の相互援助を実施するものとする。

イ 奈良県内市町村と大規模災害発生時における応急対策等の職員派遣、避難施設の提供等、生活必需物資等の提供を実施するものとする。

○ 第5編	2章	応援協定書1	長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定
	2章	応援協定書2	長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱
	2章	応援協定書3	都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定
	2章	応援協定書4	都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱
	2章	応援協定書5	災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定

(2) 要請方法

派遣職員の応援要請は、次の事項を記載した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合で、文書によるいとまのないときは、県防災システム又は電話により行うことができる。この場合においては、じ後、速やかに文書を提出するものとする。

提出要請項目

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする期間

- ウ 応援を希望する人員並びに機材、車両等の概数
- エ 応援を希望する地区及び活動内容
- オ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- カ その他必要事項

2 緊急消防援助隊の応援要請計画

(1) 応援要請

ア 知事への応援要請

市長は、被害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

イ 要請要領

- (ア) 直ちに、電話（災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。）により応援要請を行う。
- (イ) 災害の概況、出動を希望する区域・活動内容等が明らかになり次第、電話（災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段）によりこれらを報告する。
- (ウ) 詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する（報告は、ファクシミリにより行い、併せて電子メールによっても可能）。

(2) 緊急消防援助隊の活動内容

- ア 消火活動
- イ 要救助者の検索、救助活動
- ウ 救急活動
- エ 航空機を用いた消防活動
- オ 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- カ 特殊な装備を用いた消防活動

3 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市単独では災害対応が困難と判断した場合、必要に応じて国土交通省近畿地方整備局に対して、「国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣を要請する。

国土交通省近畿地方整備局 防災室 電話 06-6942-1575（防災室直通）
06-4790-7520（災害対策室）

第3 ISUTの受入体制の準備

災害の規模に応じて、国（内閣府）等で構成されるISUT（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ISUTは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防

災体制を支援する役割を持つ。市は、必要に応じて派遣される I S U T と連携し、対応にあたる。

第4 広域的な応援体制

必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、支援職員の派遣を要請する。

第5 職員等受入れ体制の確保

応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

- 1 派遣職員の宿泊施設の確保
- 2 派遣職員との連絡調整のため連絡担当者を指名
- 3 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、派遣職員指揮者と協議し、作業の進捗を図る。

第6 他府県等への応援体制

大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等と締結した広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するように努める。

1 被災地への人的支援

- (1) 災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会からの要請等に基づいて、県や、他市町村、関係団体と連携し、被災地に迅速に職員を派遣し、支援する。
- (2) N P O や企業、民間団体など各関係機関と連携して、ボランティアの被災地での活動を支援する。
- (3) 被災地への物的支援
市外被災地に対し、備蓄品の提供、要請に応じた物資調達により、食料、生活必需品、応急対策用資機材等の物的支援を行う。

2 市内への避難者の受入対応

- (1) 市内への避難者に対しては、県、社会福祉法人、N P O、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し住居の確保や学校の手続など生活全般について対応する。
- (2) 市内に避難してきた被災者に関する情報を県と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第15節 自衛隊への災害派遣要請依頼計画 (危機管理課)

災害に際して住民の人命又は財産保護のため、特に必要であると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を求め応急活動の実施を要請する。

第1 自衛隊派遣要請依頼の基準等

知事に対して自衛隊の派遣を依頼する基準は、おおむね災害対策本部体制2号動員以上に相当する状況であって、気象情報等を考慮の上、本部会議において決定する。

第2 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

- 1 人命又は財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
- 2 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- 3 その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合
- 4 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

第3 災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して次の活動を行う。

種 類	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸与又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

第4 災害派遣要請の要求手続

1 要求の手続

(1) 知事への派遣要請の要求

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、自衛隊による応急措置の実施が必要であると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

(2) 知事への要求ができない場合の措置

市長は、知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、この通知をしたときは、市長はできる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

2 要求方法

市長は、知事に「自衛隊派遣要請書」(資料編 様式9)を提出して部隊等の派遣要請を要求する。

なお、緊急を要する場合、又は交通機関の途絶等やむを得ない理由により、文書によることができないときは、県防災行政通信ネットワーク、電話又は連絡員等により派遣を要請し、じ後、速やかに文書を提出する。

3 連絡先

陸上自衛隊 第4施設団長（陸上自衛隊等に関する場合）
京都府宇治市広野町風呂垣外1-1
N T T 電話 (0774) 44-0001 (代表)
通 信 相 手 第4施設団本部第3科 防衛班 (内線233、239)
夜間通信相手 第4施設団本部当直 (内線212)
N T T F A X (0774) 44-0001 (交換切替、内線240)
(大久保駐屯地交換係を呼び出し、内線240に切替を依頼した後、F A Xボタンを押す)
奈良県防災行政通信ネットワーク T N-571-91 (当直室)
(昼間は第3科防衛班に通話、夜間は当直室に切替)
奈良県防災行政通信ネットワーク (F A X) T N-571-90
注：T Nは自局の衛星回線選択番号 本市：*1

航空自衛隊奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）
奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校
N T T 電話 (0742) 33-3951 (内線211)、夜間 (内線225)
N T T F A X (0742) 33-3951 (交換切替、内線403)
(奈良基地交換係を呼び出し、内線403に切替を依頼した後、
F A Xボタンを押す。)

第5 派遣部隊の受入れ体制

知事に派遣部隊の要請を要求した場合には、緊急に次の措置を講ずる。

1 受入れ準備措置

(1) 作業計画及び資材等の確保

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たり、以下を準備する。作業内容の調整に当たっては、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう考慮する。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(2) 連絡責任者の指名

あらかじめ派遣部隊指揮者等との連絡責任者を指名する。

(3) 宿泊施設等の準備（自衛隊宿营地）

派遣部隊に対し宿泊施設（体育館、公園等）、駐車場等の施設を準備する。

学校施設・体育館もしくは、第二健民運動場または、総合体育館（安全確認後）

(4) ヘリコプターの受入準備

ア 受入れ準備要領 2編2章10節「県消防防災ヘリコプターの活用計画」参照

イ ヘリポート使用予定等

名 称	所在地	ヘリ利用可能状況		
		UH-1		CH-47
		離着陸	消火器吊上	離着陸
市民運動場	材木町	◎2機	○2機	◎1機
※※総合公園多目的グラウンド	出	◎2機	○2機	◎1機
※第二健民運動場	野口	◎2機	○1機	◎1機

※ 第二健民運動場は、自衛隊宿営地として利用時は場外離着陸場としての運用不可

凡例 ◎：適地、○：条件付き適地、消火器：バンビーバケット・スーパーバケツ等

UH-1は、メイン1ローター中型ヘリコプター、CH-47は2ローター大型ヘリコプター

※※総合公園多目的グラウンドは、ドクターヘリ、県防災ヘリとの競合があり、要統制

2 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊と作業計画等の協議等

派遣部隊の作業が効率的に行えるよう、派遣部隊と作業計画等の協議を行う。

(2) 知事への報告

作業の進捗状況等については随時、知事に報告

3 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として派遣要請を要求した市が負担するものとし、市において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

(1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、資材料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料

(2) (1)に規定するもののほか必要経費で協議済みのもの

第6 災害派遣部隊の撤収依頼

災害の応急対策作業が終了した場合、市長は速やかに知事に対し、「自衛隊撤収要請書」(資料編第4章様式10)を提出し、派遣部隊の撤収を要請する。

第16節 道路等の災害応急対策計画

(危機管理課、土木管理課)

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じ住民へ広報するものとする。

第1 被害状況の把握と情報発信

1 被害状況の迅速・的確な把握

他の道路管理者との連携のもと、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

2 情報収集の実施体制

大規模な道路事故災害が発生したときは、市事業担当課が情報の収集・伝達を行う。

関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期する。

(1) 県との協力

市は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに高田土木事務所に報告するとともに、危機管理課を通じて、県防災統括室に報告する。

一方、市には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所側からも積極的に情報収集を行う。

(2) 警察署、消防署との情報共有

市と同様に、一般住民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、その中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれることから、県を通じて、定期的に情報交換を行う。

(3) 道路占有者からの情報収集

道路機能の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占有施設の被災状況が大きく影響するため、市は、他の道路管理者との連携のもと、施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

3 市管理道路等の情報収集

- (1) パトロールによる被害状況調査（災害緊急点検） 市管理施設である道路河川等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を予め定め、災害が発生した時には、高田土木事務所等関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下、「被災情報」という。）の収集を行う。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、早期に被害の概要を把握するため、市は、必要に応じ県災害対策本部に要請して、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる情報収集を実施する。さらに、上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合には、県を通じ、陸自第3師団第3航空隊、陸自中部方面航空隊及び他府県に対し応援を要請する。

- (2) 参集途上の職員の情報収集

災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合に、自宅から市庁舎へ参集する市職員は、参集途上において可能な限り市管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に状況を報告する。

- (3) 災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な災害が発生した場合には、公共施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、県や関係団体等に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。なお、調査結果については、県、関係機関と共有し、速やかな応急復旧につながるものとする。

- (4) 一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため災害情報の受付窓口を設置するなど、日頃より、災害発生時において、これら住民等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を整備しておく。

4 情報発信

災害時に住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、住民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて住民へ広報する。

第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画

(危機管理課、土木管理課、下水道課、関係各課)

ライフライン施設管理者は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。

また、現状の把握、被災地のニーズ等について市は情報共有を行う。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

第1 上水道施設

1 連絡・通報

災害の発生時に、速やかに市は水道企業団と連携し、上水道施設の被害状況の把握に努める。また、水道企業団が被害の拡大のおそれがあると判断し、施設の稼働の停止、又は制限を行うとの情報を市が受けた時は、本部会議に情報提供する。

また、被害状況について県に通報するとともに、住民に周知する。

2 応急復旧

被災状況を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急復旧を行うよう水道企業団と調整する。

第2 下水道施設

1 応急措置

- (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障が生じないように応急措置を講じ、本部会議に報告する。
- (2) 被害状況について県に通報するとともに、住民に周知する。

2 応急復旧

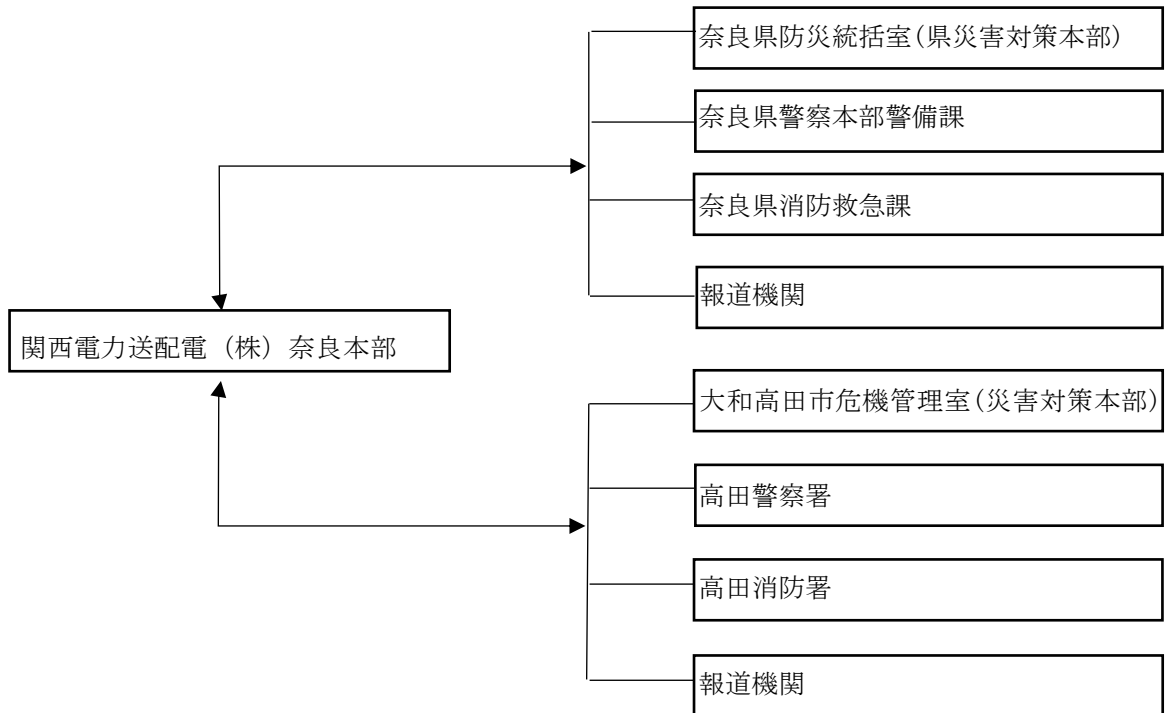
- (1) 応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。
- (3) 被災状況等により、県に対し、応援を要請する。

第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

- (1) 通報・連絡の経路 通報・連絡は以下のとおりとする。



(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、第1章「第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

2 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告 災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（本市災害対策本部、官公署、報道機関等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 関西電力等被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項

(エ) 従業員等の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

国、県、市、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等から収集した情報を集約し、総合的

被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、供給状況、復旧状況及び今後の見通しについての広報を必要に応じ行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに関西電力送配電へ通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員はあらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。

ウ 交通途絶等により、所属する事業所に出動できない対策要員は最寄りの事業所に出動し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

5 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸 送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、本市災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、感電事故、漏電火災、二次災害が発生するおそれがある場合は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

8 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準 災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

エ 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9 復旧計画

設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

(1) 復旧応援要員の必要の有無

(2) 復旧応援要員の配置状況

- (3) 復旧資材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込み
- (6) 宿泊施設、食糧等の手配
- (7) その他必要な対策

10 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

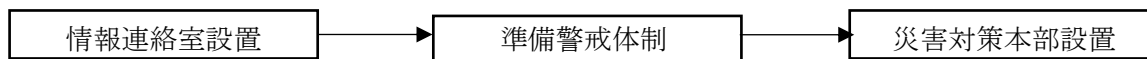
第4 電信電話施設

1 NTT西日本株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

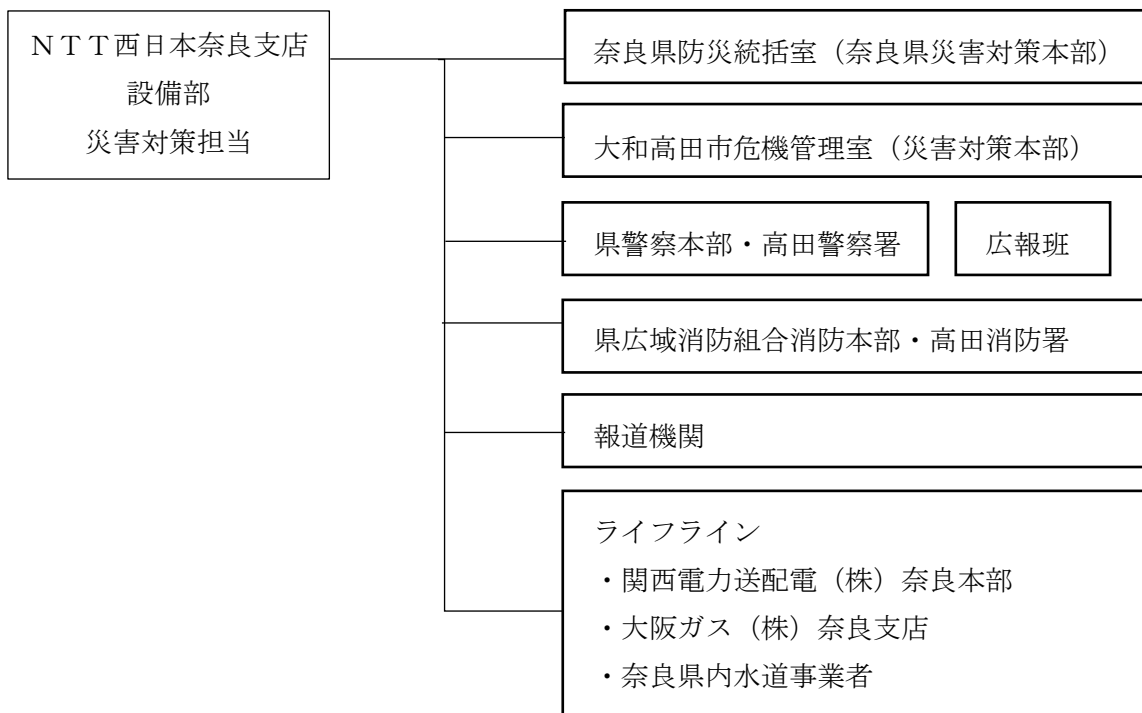
(1) 発生直後の対応

ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置 災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。



イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。



ウ 情報の収集、報告

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保 災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

- (ア) 災害発生の恐れがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- (イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- (ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ 防護措置 通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

- ア 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
- イ 被害規模・内容によっては、トーク案内を行う。
- ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- オ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ下記表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 <input type="radio"/> 気象機関 <input type="radio"/> 水防機関 <input type="radio"/> 消防機関 <input type="radio"/> 災害救助機関 <input type="radio"/> 警察機関 <input type="radio"/> 防衛機関 <input type="radio"/> 輸送確保に直接関係ある機関 <input type="radio"/> 通信確保に直接関係ある機関 <input type="radio"/> 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 <input type="radio"/> ガス供給の確保に直接関係ある機関 <input type="radio"/> 水道供給の確保に直接関係ある機関 <input type="radio"/> 選挙管理機関 <input type="radio"/> 新聞社、放送事業又は通信社の機関 <input type="radio"/> 預貯金業務を行う機関 <input type="radio"/> 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

(5) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(7) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施する。

(1) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

(3) 通信の非常そ通措置

ア 重要通信のそ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置を取り、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等のそ通確保の措置をとること。

(イ) 通信のそ通が著しく困難となり重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

(エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること

イ 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(5) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(6) 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良工事を組み入れて設計し、実施するものとする。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 情報の収集及び連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがある時は、通信のそ通を確保し、又は被災した通信設備を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事所間相互の連携を行う。

イ 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信のそ通に大きな支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、ほかの中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

ア 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信のそ通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

ア 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

(6) 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良工事を組み入れて設計し、実施するものとする。

4 ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話）

ソフトバンクモバイル株式会社(以下SBMと言う)は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

ア 発災情報の通知

イ 被災情報の相互連絡

ウ 貸出用携帯電話等の配備

エ 位置情報通知システム

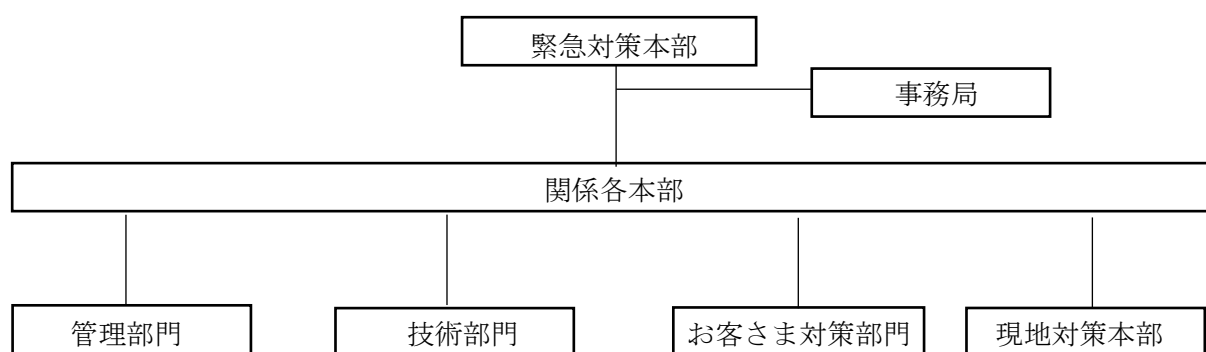
オ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

カ WEBサイト上での災害関連地域情報の公開

(2) 通信サービス確保の対策

ア 緊急対策本部の設置大規模災害発生時には、SBMが被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき、通信関連事業を担うソフトバンクグループ通信3社横断の緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

緊急対策本部 体制図



イ 通信・確保維持

(3) 通信エリアの復旧と確保

SBMでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

ア 電基地局の発電機設備による電源確保

イ 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置

(ア) 移動無線基地局車

(イ) 可搬型衛星基地局

ウ 新規伝送路確保による既存基地局復旧

エ 基地局の建て直し

オ 燃料調達

カ 移動電源車

キ 周辺基地局によるエリア救済

ク 代替基地局設備の導入

(4) 災害時通信サービス

ア 緊急速報メール

イ 災害用伝言板サービス

ウ 災害用音声お届けサービス

エ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

第5 都市ガス（ガス事業者）（高圧ガス、LPガス事業者は、第18節第2による）

ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

大和ガス株式会社

- (1) 方針
災害発生時には、「対策実施要領」に基づき地域防災機関と密接に連携して応急対策を実施する。
- (2) 情報の収集、伝達及び報告
 - ア ガス設備（整圧器、中圧導管、主要低圧導管等）の被害状況
 - イ 道路、橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等
 - ウ 出勤途上で二次災害のおそれがあるガス設備の支障を発見した場合は、速やかに対策本部へ連絡するとともに、住民避難、警察、消防への連絡等の対応を適に行う。
 - エ 対策本部を設ける。本社には、停電対策として非常電源装置の運転及び無線連絡の確保を図る。
- (3) 応急対策要員の確保
 - ア 気象予報（暴風、水害）に注意して「対策実施要領」に準じて（A， B， C， 号の発令）平常時でも要員の確保を図る。
 - イ 規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「非常事態における応援要綱」に基づき救援要請を行う。また、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。
- (4) 災害広報の実施
ガスの漏洩、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- (5) 危険防止対策の実施
 - ア 災害に備えて（地震、暴風、水害等）整圧器基地、供給所、橋梁管、中・低圧路線のブロックバルブ、集合住宅の緊急遮断弁（E S V）等の巡回、点検、整備を行う。
 - イ 他工事現場の立会い、見廻りと立会協議事項の順守に重点をおく。
 - ウ ガス路線（中・低圧）の漏洩調査を継続的に実施する。
- (6) 応急復旧対策の実施
 - ア 情報収集から復旧計画書（予め作成）により重要路線及び災害甚大地域から行う。
 - イ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえでガスの供給を再開する。（被害が比較的軽微な地区）

第18節 危険物施設等災害応急対策計画

(危機管理課、総務課、まち振興課、土木管理課、病院総務課)

市及び関係団体は、危険物施設、高圧ガス・LPガス及び火薬類による災害及び火災について、周辺住民等の安全を確保するため、次のような応急措置をとるものとする。

第1 危険物施設（資料編第1章 14）

市、消防機関及び施設の管理者は、災害に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

1 市及び消防機関が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

2 施設の管理者が実施する対策

- (1) 関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか市、県景観・環境総合センター、県水・大気環境課に次の事項を速やかに連絡する。

ア 発生日時及び場所

イ 通報者及び原因者

ウ 下流での水道水源の有無

エ 現状及びその時点での対応状況

- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
- (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第2 高圧ガス・LPガス貯蔵施設等（資料編第1章 14）

1 高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、水害・土砂災害等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。

また、発生した高圧ガスにかかる事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。

- (2) 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を

行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。

また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。

- (3) 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。
- (4) 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。
- (5) 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

2 LPガス貯蔵施設等

LPガス事業者等は、水害・土砂災害等によるLPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

- (1) 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。

また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

- (2) 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。
- (3) 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

3 県の対策

県は、所轄消防本部、警察署、一般社団法人奈良県LPガス協会、奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内高圧ガス・LPガス保安関係団体と連携し、災害状況を早期に把握し、国(経済産業省(中部近畿産業保安監督部近畿支部)、消防庁)へ速やかに報告するとともに、ガスの漏えい等により、火災・爆発等又はそのおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、状況に応じ、高圧ガス等関係法令に基づき、措置命令等を実施する。

第3 火薬類貯蔵施設

市及び施設等の管理者は、水害等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発、流出等のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。

1 事業者の応急措置

- (1) 事業者は災害が発生した場合は、直ちに市、警察及び消防機関に連絡する。
- (2) 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。搬出に際して、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
- (4) 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避

難させる。

- (5) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- (6) 火薬類の流出があった場合は関係機関と連携し回収を行う。

2 消費者の応急措置

- (1) 消費者は災害が発生した場合は、直ちに市、警察及び消防機関に連絡する。
- (2) 災害により火薬類が埋没した場合、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、作業員等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。
- (4) 火薬類の流出があった場合は関係機関と連携し回収を行う。

3 県の対策

- (1) 県は、所轄消防本部、警察等の関係防災機関と緊密な連携を図り、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省（中部近畿産業保安監督部近畿支部）、消防庁）へ速やかに報告する。
- (2) 火災・爆発等のおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。
- (3) 状況に応じ「火薬類取締法」に基づき、事業所等に対し措置命令等を実施する。
- (4) 周辺住民に対する広報・周知を行う。

4 県警察の対策

- (1) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (2) 避難誘導
- (3) 危険予防のための広報を行う。

5 市・消防機関の対策

- (1) 消防活動及び被災者の救出救助
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導
- (4) 周辺住民に対する広報を行う。

第4 毒物・劇物保管施設

1 事故発生の場合の応急措置

- (1) 施設管理者
 - ア 中和保健所、警察及び消防署への通報
 - イ 中和剤による除毒作業
- (2) 県
 - ア 中和剤による除毒作業の指示

イ 中和保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関（防災統括室、消防救急課、県水・大気環境課、農業水産振興課、県警察本部警備課）、市との連絡調整

(3) 消防機関

被災者の救出救助

(4) 県警

ア 立入禁止区域の設置及び交通規制

イ 避難誘導

(5) 市

周辺住民に対する災害発生の広報活動

第5 放射性物質保管施設

市及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- 1 関係防災機関への通報
- 2 放射線量の測定
- 3 危険区域の設定
- 4 立入禁止制限及び交通規制
- 5 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- 6 被ばく者等の救出救助
- 7 周辺住民に対する広報
- 8 その他災害の状況に応じた必要な措置

第19節 救急、救助活動計画

(社会福祉課、健康増進課、病院総務課、危機管理課)

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予期され、予想される困難な救急救助活動の円滑化を図るために、以下を考慮して救急・救助活動を実施する。

第1 救急活動

- 1 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- 2 市は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- 3 市は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から優先し迅速、的確な搬送を実施する。
- 4 市立病院は、「中和保健医療圏」の防災拠点病院として、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を発揮し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送に係る対応、DMATの派遣等を行う。
- 5 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには関係機関に要請し、ドクターヘリ等による救急搬送を実施する。

第2 救助活動

- 1 自主防災組織等は、住民と協力して救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
- 2 市は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- 3 市は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て建設機械等の資機材を確保するとともに、自衛隊、警察の協力等を受け迅速な救助活動を行う。

第3 各関係機関の相互協力

市及び消防など防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供し、効率的に作業分担をするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施する。

消防機関及び県警察は、消防組織法第42条で相互協力を行う。また、消防機関及び自衛隊は、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力を行う。

第4 惨事ストレス対策

市、高田消防署その他救助活動に参加した機関は、職員及び救助活動に関わった関係者等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、医師会等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第20節 医療救護計画 (社会福祉課、健康増進課、病院総務課)

災害発生後4～8時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の保健医療ニーズの変化に応じた対応を図る。また、感染症対策についても対応を行う。

第1 実施責任者

市長を責任者とし、関係機関の協力を得て行う。ただし、災害救助法が適用されたときは原則として、市長は知事の補助機関としてこれを行う。

第2 医療救護活動

1 医療救護班の派遣要請

災害発生時に必要と認める場合には、大和高田市医師会又は市内医療機関に医療救護班の派遣を要請し、必要な業務活動を求める。また、市の対応能力のみでは不足すると認めるときは、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。

なお、災害救助法に適用された場合の医療活動は、原則として知事が行うこととされているが、事態急迫のため知事による救助の実施を待ついとまがないときは、市長が知事の補助機関として行うものとする。

2 情報の収集・共有

- (1) 医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (2) 地域の医療機関の被災状況及び診療状況を把握し、中和保健所と情報共有を図る。

3 医療救護班の活動場所及び活動内容

県保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、保健医療調整班を編成する。

- (1) 保健医療調整班は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。主として下記の業務を行う。
 - ア 負傷者の重症度判定（トリアージ）
 - イ 負傷者に対する応急処置
 - ウ 入院患者の移送及び病院避難の支援
 - エ 死亡の確認
 - オ 遺体の検案等の協力（状況に応じて）
- (2) 保健医療調整班は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
 - ア 軽症患者に対する医療提供

- イ 被災地の巡回診療
- ウ DPAT、保健師チーム等との連携
- エ その他、必要に応じた医療提供

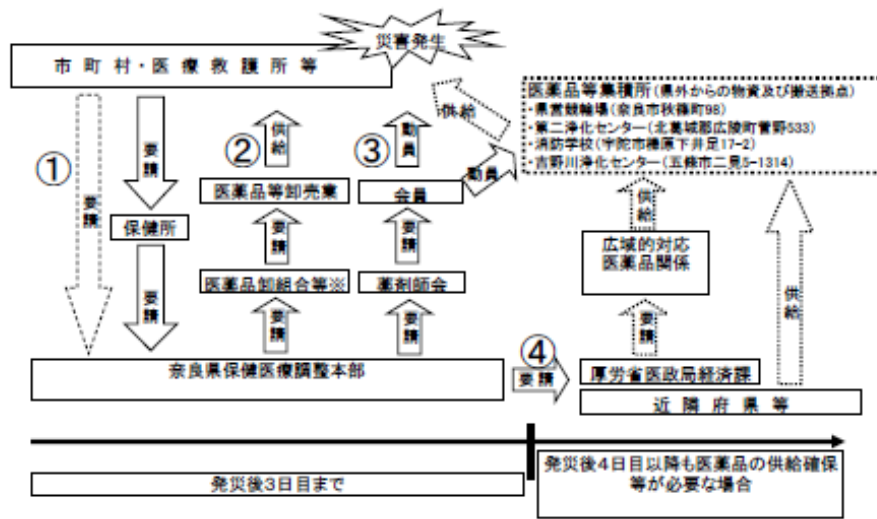
(3) 広報の実施

医療救護所等を設置した場合には、市ホームページ、広報車等を使用して、また自治会を通じて地域住民に周知する。

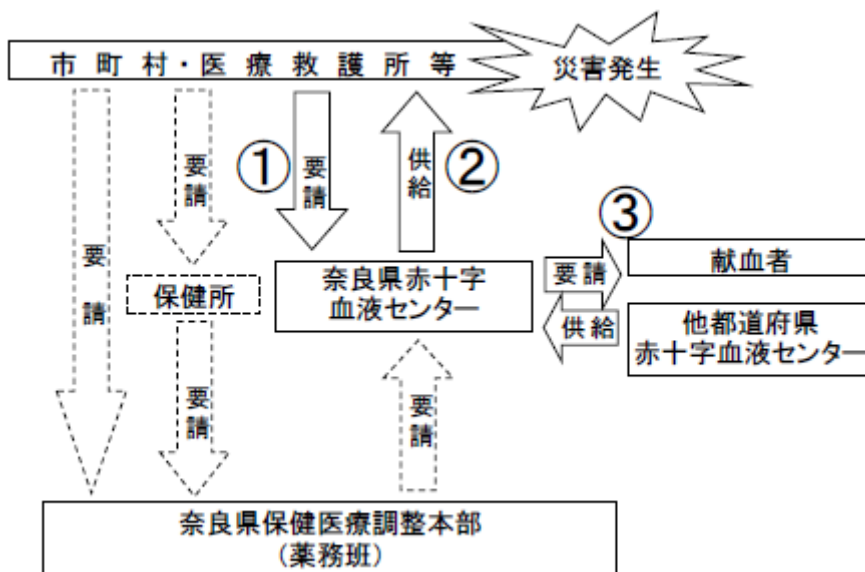
4 医薬品等の確保

医療助産に必要な医薬品及び衛生材料等の確保は、医療救護班において行うものとするが、不足する場合には、下記要領による。

(1) 医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等



(2) 血液製剤



5 傷病者等の搬送

応急手当等がなされた傷病者等で、後方医療機関への収容を必要とする場合の搬送は、状況に応じ次のとおり行う。

この場合、県防災行政通信ネットワークを活用し、被災地の人的被害や医療機関の被害状況、活動状況等を収集し、滞ることなく搬送を行う。

- (1) 高田消防署に搬送を要請する。
- (2) 医療機関の患者搬送車で搬送する。
- (3) 医療救護班が使用している自動車で搬送する。
- (4) 重篤患者の搬送については、必要に応じて、県に奈良県ドクターヘリ、関西広域連合（大阪大学医学部付属病院）等のドクターヘリを要請する。
- (5) 広域医療搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運行を要請する。消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、県を通じて自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

第3 医療救護、助産の基準

1 対象者

災害のため医療の途を失った者又は応急的に医療を施す必要のある者に対して行う。災害発生の前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の手段を失った者に対して行う。

2 医療、助産の範囲

- (1) 医療
 - ア 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- (2) 助産
 - ア 分娩の介助
 - イ 分娩前及び分娩後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 医療の期間

医療を実施し得る期間は、災害発生の日から14日以内とする。

第4 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の支援

県及び市は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者対策として次の活動を行う。

1 人工透析患者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部（中和保健所）は、市及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。

県保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

県保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう水道企業団、自衛隊及び本市に協力を要請するとともに、上記 本節 第2 第4項 「医薬品等の確保」内の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、市、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。これを受け市は、ホームページ等により本情報を住民に提供する。

2 人工呼吸器等使用者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、市、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。

県保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、市、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応できるよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMA T、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。

地域保健医療調整本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。

第5 保健師等による健康管理に関する活動

市は、避難所においては健康相談や集団指導、仮設住宅および在宅被災者等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導、環境整備や関係機関との連絡調整等を行い、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。この際、必要に応じて、県に協力を要請する。

1 初動の支援活動

市は、避難所等の生活環境の整備や被災者（特に要配慮者）の健康管理を行うため、県の協力により、保健師や管理栄養士・歯科衛生士等が相互に連携して健康相談、巡回相談及び集団指導を行う。

2 専門的な支援活動

市は、巡回健康相談の実施にあたり、要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療救護班やこころのケアチーム等と連携して支援を行う。

3 感染症等への対応

市は、県の協力により、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、感染症や食中毒の発生予防、また高齢者は特に生活不活発病となりやすいために、機能低下予防に努める。

4 在宅被災者等への支援体制の整備

- (1) 避難せず自宅にとどまる在宅被災者については、保健師等の派遣されたチーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。
 - ア 自宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
 - イ 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
 - ウ 市は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。
- (2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防に向けた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要援護者の避難状況を確認し、緊急的に医療を確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

5 関係機関との連携調整

市は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について、医療及び福祉関係者や地域住民との連携を図るための調整を行う。

6 仮設住宅入所者等の対応

市は、県や関係機関と連携をし、避難所・仮設住宅等における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、血栓塞栓等、積極的な予防活動を行い、健康で自立した生活に向け支援する。

第6 在宅難病患者に関する活動

市は、県と協力し、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

1 避難誘導と安否確認

- (1) 地域住民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
- (2) 市、中和保健所等による安否確認

2 医療に関する情報発信と手段の確保

- (1) 入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信

(奈良県広域災害・救急医療情報システム等の活用)

- (2) 医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信
- (3) 医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保

第7 日本赤十字社奈良県支部への応援要請

1 救護班

市長は災害時の援護に際し、日本赤十字社の協力を必要とするときは、知事に対して支援要請を依頼するものとする。

2 奉仕団

災害の状況に応じ、大和高田市赤十字奉仕団を要請する。

第8 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

市は、県、精神保健福祉センター、中和保健所と協力し、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1 安否確認等

市及び中和保健所は、関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認し必要な支援の検討、提供を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所等を設ける。
- (2) 高齢者、障害者等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。このため、中和保健所、精神保健福祉センター等の支援により対策を講ずる。

3 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

4 情報収集・発信

市は、県及び精神保健福祉センターから県内外のこころのケアに関する情報を収集し、被災地での活動に活用する。

第9 書類の整備、保管

医療及び助産を行った場合は、書類を整備、保管する。

第21節 緊急輸送計画

(社会福祉課、健康増進課、病院総務課、危機管理課、総務課)

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を確保するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

第1 計画の基本方針

1 輸送に当たっての考慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項を考慮して行う。

(1) 人命の安全

段 階	輸 送 対 象
第1段階	(1) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資 (2) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資 (3) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資 (6) 被災者に対して市（災害対策本部）等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資 (7) 被災者に対して市（災害対策本部）等が供給する生活必需品等の物資 (8) 被災者の指定緊急避難場所から指定避難所等への移送
第2段階	(1) 第1段階の続行 (2) 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な要員及び物資

(2) 被害の拡大防止

(3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の優先順位

緊急輸送活動は、被害状況、緊急度、重要度に応じ、上記考慮事項により次の優先順位をもって実施する。

第2 道路被害状況の把握

災害が発生した場合には、速やかに道路、橋梁の被害調査を実施し、危険箇所や道路上の障害物の状況を把握するとともに、高田土木事務所や高田警察署等の関係機関から交通規制状況、道路被害情報を収集する。

第3 緊急輸送道路の確保

1 市内の県指定緊急輸送道路の状況

県は、災害時におけるネットワークとしての道路機能の確保を図るため、緊急輸送道路を指定している。市内における県指定緊急輸送道路は、資料編 第1章 33による。

2 交通の確保

県指定緊急輸送道路と指定避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等の市防災拠点とを結ぶ市道について最優先に被害状況を調査するとともに、被害箇所や障害物を発見した場合には、速やかに迂回路を選定し、市内建設業者等の協力を得て啓開し、緊急通行車両等の交通の確保を図る。

第4 緊急輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度、災害現場の被害状況等を勘案し、次の最も適切な方法により、また組み合わせて実施するものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 ヘリコプターによる輸送
- 3 鉄道による輸送
- 4 人力による輸送

第5 緊急輸送の実施

1 自動車による輸送

- (1) 災害対策本部統括部庶務班は、市有車両により、要請に応じ適正に配車する。

なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、資料編 第4章 11・12・13の各必要事項を記載し、緊急車両の証明資料を添付し高田警察署に申請し、交付された緊急通行車両の確認申請書、標章及び届出書掲示、携行するものとする。

- (2) 車両の借上げ

各部からの要請等により保有車両だけでは不足する場合、又は不足が予想される場合は、総務部庶務班は、直ちに公共的団体の所有する自動車、又は市内輸送関係業者等に協力を依頼し調達を図る。

- (3) 応援要請

市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数

- エ 集結場所及び日時
- オ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- カ その他必要事項

2 ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶又は急を要する輸送の場合、県に対して県消防防災ヘリコプター等の派遣や自衛隊の派遣要請を要求し、緊急輸送を行う。

市は、防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場等の被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告し、早期にヘリコプター運用の確保を図る。

3 鉄道による輸送

大量の物資等を輸送する必要がある場合等、鉄道による輸送が適切と判断した場合は、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社への列車の特発、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の措置を県に要請する。

第6 緊急物資集積場所の設置

災害が大規模である場合は、市における調達物資又は他市町村等からの救援物資は大量となることが予想されるため、物資の一時集積場所を定め、関係機関に周知する。

備蓄配送拠点	大和高田市役所 市民交流センター 総合福祉会館（ゲートボール場） 総合公園多目的グラウンド
--------	--------------------------------------------------------

なお、県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として、本市近傍では、第二浄化センター（北葛城郡広陵町萱野460）を活用することとしている。

第22節 災害警備、交通規制計画 (危機管理課、生活安全課、土木管理課)

住民の避難誘導、救助、交通規制及び犯罪の予防等を実施し、住民の生命、身体、財産の保護及び災害時における社会秩序の維持に努める。

災害が発生し、または発生のおそれがある場合、警察と連携し、必要な警備体制を確立して、住民の誘導、救助、交通規制及び犯罪の予防等を実施する。

第1 災害警備

1 警備方針等

県警察は、奈良県下に暴風、大雨、洪水等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、迅速かつ的確な警察活動を行う。

災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに、次に定める活動を行う。

- (1) 気象情報等の収集及び伝達
- (2) 被害の実態把握
- (3) 河川、ため池その他の危険箇所の警戒
- (4) 住民に対する避難の指示及び誘導
- (5) 人命の救助及び行方不明者の捜索
- (6) 死体の調査等及び検視
- (7) 被災地及びその周辺の交通規制
- (8) 災害に関する広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

2 警備体制

県警察は、次の警備体制の区分に従って災害時における災害警備活動を行う。

- (1) 甲号体制
県内で大規模な災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合にとる体制をいう。
- (2) 乙号体制
県内で相当な規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。
- (3) 丙号体制
県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表された場合のほか、災害発生のおそれはあるが、発生までには相当の時間的余裕があると認められる場合にとる体制をいう。
- (4) 支援体制
他の都道府県で大規模な災害が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。

3 警備本部等の設置

(1) 県警本部

甲号体制又は乙号体制を発令したときは、直ちに奈良県警察本部災害対策本部を、丙号体制を発令したときは警備部警備課に災害警備連絡室を設置する。

(2) 警察署

甲号体制又は乙号体制が発令されたときは、直ちに警察署災害警備本部を、丙号体制が発令されたときは警察署災害警備連絡室を設置する。

第2 交通支障箇所の調査

1 実施責任者

市長は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所及び迂回路路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し応急対策を実施する。

2 事前調査

市内における交通確保を図るため、あらかじめ市内の道路、橋りょうについて迂回路等を検討する。

第3 交通規制

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、県公安委員会、県警察（高田警察署）に、交通規制を要請する。

1 被災地及びその周辺における交通規制

【交通規制の実施責任者及び範囲】

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路 管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、または発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1条
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれがある場合		道路交通法 第6条第4項	

2 道路管理者による交通規制

高田警察署との密接な連携のもと、交通規制を実施する。

(1) 市の管理道路

生活基盤部被害調査班は、道路の破損、破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、または被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、高田土木事務所、高田警察署に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止または制限を実施する。

(2) 県の管理道路

災害対策本部は、関係機関相互の協議・報告によって、県の管理道路の通行の禁止または、制限の実施を支援する。

(3) 国の管理道路

災害対策本部は、関係機関相互の協議・報告によって、国の管理道路の通行の禁止または、制限の実施を支援する。

3 県公安委委員会、高田警察署による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難場所の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急交通道路について、緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等、交通規制を行う。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、自らの緊急通行車両及び緊急車両の通行のため、同様の措置を講じる。

5 災害時における車両の移動等

道路管理者は、その管理する道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより罹災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に周知するとともに、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を講じる。

この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損すること及び、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分することができる。

6 相互連絡

生活基盤部被害調査班は、奈良国道事務所、高田土木事務所、高田警察署と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

7 交通規制の標識等の設置

生活基盤部土木班は、車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止または制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

8 広 報

統括部情報班・生活基盤部土木班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置の他、高田警察署、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、市民に対しても、統括部情報班を通じ、規制内容、迂回路等について広報する。

9 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

(4) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第4 緊急通行車両

1 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

(1) 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」（第5編 第4章 11）を交付するものとする。

緊急通行車両の確認及び「標章」等の交付は、原則として公安委員会が行う。

- (2) 緊急通行車両に該当する車両は、「緊急通行車両確認申出書」（第5編 第4章 10）に必要な事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明書類とともに、交通部交通規制課（以下、「交通規制課」という。）、高田警察署（交番含む）又は交通検問所に申請し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるものとする。

2 緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

市は、災害発生時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、災害発生前における緊急通行車両の確認制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会へ確認申出をしておくものとする。

- (1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、次のア及びイのいずれにも該当する場合に申出を受理する。

ア 災害発生時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、次の事項を行うものである車両

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両

- (2) 確認手続

ア 申出者

(ア) 指定行政機関等に属し、災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者

(イ) 契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

イ 申出先

申出の対象となる車両の本拠の位置を管轄する警察署又は交通規制課

ウ 申出書類等

(ア) 緊急通行車両確認申出書（第5編 第4章 10）

(イ) 車検証の写し

(ウ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されることを確かめるに足りる書類

- (エ)市が所有する車両以外であれば、業務委託計画書や賃借契約書等の契約を疎明する書類
エ 緊急通行車両確認証明書の交付
緊急通行車両であると認められるものについて、証明書及び標章を交付する。

第5 規制除外車両の事前届出・確認・手続

公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

1 事前届出の対象車両

規制除外車両として、事前届出が必要な車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

- (1) 医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

2 事前届出の申請手続

- (1) 申請者

事前届け出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者

- (2) 申請先

事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前届出については交通規制課でも可）

- (3) 申請書類等

ア 「規制除外車両事前届出書」（下記 表3）

イ 医療、医療機関等の使用する車両にあつては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認出来る書類

ウ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあつては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類

エ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）にあつては車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置）が確認できるもの

オ 建設用重機又は道路啓開作業用車両にあつては車検証及び車両の写真

カ 重機輸送用車両にあつては車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真（建設用重機を積載した状況を撮影したもの）に限る。

3 規制除外車両事前届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、「規制除外車両事前届出済証」（下記表3）を申請者に交付する。

4 災害発生時の措置

交通規制課、警察署（交番を含む。）、又は交通検問所において「規制除外車両事前届出証」（下記 表 3）を提示し、「規制除外車両確認証明書」（下記 表 2）及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

（表 1 「規制除外車両確認申出書」）

別記様式第 5（第 3 関係）

奈良県公安委員会 殿		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書		
申出者 住所 氏名		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又 は名称	
緊急連 絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備 考		

(表2 「規制除外車両確認証明書」)

別記様式第6 (第3関係)

第 号		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書		
奈良県公安委員会 印		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又 は名称	
有 効 期 限		
備 考		

(表3 「規制除外車両事前届出・届出済書」)

別記様式第3(第3関係)

災害 原子力災害 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用		災害 原子力災害 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用		第□□□□□号
<input type="checkbox"/> 国民保護措置用		<input type="checkbox"/> 規制除外車両事前届出済証		<input type="checkbox"/> 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年□□□□月□□□□日□□
<input type="checkbox"/> 公安委員会□殿 □□□□□□□□□□届出者住所 □□□□□□□□□□(電話) □□□□□□□□□□氏名		年□□□□月□□□□日□□		公安委員会□□□□□□印□□
番号標に表示 されている番号				<input type="checkbox"/> (注) <input type="checkbox"/> 1 □ 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事 態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく 交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府 県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を 受けてください。
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名)				<input type="checkbox"/> 2 □ 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出 て再交付を受けてください。
住 所 (□□□□□)□□□□局□□□□番□				<input type="checkbox"/> 3 □ 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 <input type="checkbox"/> (1) □ 規制除外車両に該当しなくなったとき。 <input type="checkbox"/> (2) □ 規制除外車両が廃車となったとき。 <input type="checkbox"/> (3) □ その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車 両 の 使 用 者 氏名又は 名称				
活 動 地 域				
<input type="checkbox"/> (注) □ この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の 内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管 轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。				

第23節 食料供給計画

(まち振興課、議会事務局、契約監理課、選挙管理委員会事務局、保険医療課、
関係各課)

各災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という。）の供給について、市・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

第1 県、市、住民の役割分担

- 1 県は、市からの要請に応じ、または市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、市へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び佐川急便等物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- 2 市は、食糧供給を実施する場合、食糧供給の対象者、食糧の配給量、炊き出し及びその他による食品の給与のための費用、実施期間等について県地域防災計画及び災害救助法を適用した場合に準じ、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- 3 住民は、「食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた食料を使用する。また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

○第5編 第1章 25 「災害救助法を適用された場合の基準」

第2 物資の調達・供給状況の報告等

市は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換に当たっては国の新物資システム（B-P L o）を活用する。

- 1 市は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- 2 市は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

第3 食料供給対象者等

1 供給基準

食料供給を実施するのは、次の場合とする。

- (1) 被災者等に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 被災により販売機関が通常の売却を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

2 供給対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 指定避難所に収容された者

- (2) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受けたため炊事ができない者
- (3) 被害を受けたため一時縁故先等に避難する者で食料品を喪失し、持ち合わせのない者
- (4) 旅行中又は一般家庭来訪中の者で、災害のために食料品を入手できない者（その他の機関がそれぞれ必要な救済措置を講じた場合は除く。）
- (5) 災害地において救助作業、応急措置、応急復旧作業等に従事する者

第4 実施方法及び炊出し場所

- 1 炊き出しは、救援部救護班、支援部避難所班及び教育部教育施設班が主体となり、労務供給計画に基づく民間団体、炊き出し場所を設置している者または管理している者に対し、協力を要請して迅速に実施する。
- 2 本部が炊き出し実施を決定したとき、市の備蓄在庫、流通在庫等により一次的に調達・供給を行い、不足を生じた場合には、知事に対し給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な数量等を通知・要請する。
- 3 炊き出し場所、非常炊き出しを行う場所は、学校及び工場、事業所等のうち本部長が指定するものとする。ただし、給食設備のある市立小学校を炊き出し場所とした場合は、教育部施設管理班学校給食調理員等を主体に実施する。
- 4 炊き出しに必要な燃料等の確保は、本市が奈良県LPガス協会高田支部と締結している「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書」に基づき、「災害時LPガス等供給要請書」により行うと共に、奈良県が一般社団法人奈良県LPガス協会と締結している「災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定」に基づく「拠点避難施設等」への優先供給により行う。
- 5 炊き出し、献立ては、栄養等を考慮してつくらなければならないが、被害の状況により食器等が確保されるまでの間、にぎり飯とつけもの、かん詰等を調達し、給与するものとする。
- 6 炊き出しの際には、常に食品の衛生に心掛けるとともに、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 食料の配膳とともに飲料水の供給
 - (2) 必要な器具、容器の確保
 - (3) 炊き出し場所への皿洗い設備及び器具類の消毒設備の設置
 - (4) 感染症予防への留意
 - (5) 原材料の吟味及び保存等の注意

○第5編 第1章 28 「非常炊出し場所」

〃 第1章 30 「災害時における生活必需物資の供給協力店一覧表」

第5 食料の供給数量等

1 供給品目

供給品目は、原則として米穀とするが、消費の実情等によってはパン類又はその他代用食とする。

2 供給数量

供給数量は、次の1人当たりの供給数量に市長が必要と認める者及び期間の日数を乗じた数量とする。

- (1) 被災者に対し、炊出しにより給食を行う場合…… 1人1食当たり精米換算200g
- (2) 販売機関が通常の売却を行うことができず他の機関が供給を行う場合…… 1人1日当たり精米換算400g
- (3) 知事が、特に必要があると認めるときは上記のほかに、パン類、麦製品その他代用食が加配されることがある。

第6 食料（米穀）の確保と供給

1 供給量等の把握

指定避難所への避難者数等から必要な供給量を把握する。なお、この場合、高齢者や乳児、食物アレルギー等の人数についても把握するものとする。

このため、平素から新物資システム（B-P L o）に習熟するとともに、避難所備蓄品の更新と掌握に努める。

2 食料の調達、供給

市は、把握した供給人数に応じた必要量の備蓄食料を供給する。アルファ化米による備蓄及び米穀販売業者等から米穀の調達・供給体制を整え、当面必要な供給量を確保し、被災者等に対し供給を行う。

県は、市から要請があった場合又は災害の状況により必要と認める場合は、県内の主たる米穀販売業者等に対して精米の供給を依頼し調達するものとする。また、災害救助法又は国民保護法が適用された災害においての供給について、県は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長に災害救助用米穀等の直接売却を要請し、市に供給する。

市は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。じ後、市長は、その旨を知事に報告すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。

第24節 生活必需品等供給計画

(まち振興課、議会事務局、契約監理課、選挙管理委員会事務局、保険医療課、
関係各課)

災害により住家の被害等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。

第1 県、市、住民の役割分担

- 1 県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。また、県は市へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用して迅速に供給を行う。
- 2 市は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、市は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- 3 住民は、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

第2 物資の調達・供給状況の報告等

市は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

- 1 市は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- 2 市は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

第3 対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

第4 支給品目

被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

- 1 被服、寝具及び身の廻り品
- 2 日用品
- 3 炊事用具及び食器
- 4 光熱材料
- 5 緊急燃料

第5 生活必需品の確保

1 被災者ニーズの把握

市は、被災者が必要とする品目、数量を調査・把握する。

なお、被災者ニーズは、時間の経過、天候等により変化し、また年齢によって必要品目も異なるため、これらを十分に留意して把握するものとする。

2 備蓄物資の放出

市は、市が備蓄している物資を速やかに被災者に供給する。

3 販売業者からの調達

備蓄物資では必要とする品目、数量が不足する場合には、市内の販売業者等に協力を依頼し、必要品目、数量を調達する。

物資納入場所は、市民交流センター、総合福祉会館ゲートボール場及び総合体育館（安全確認できた場合）とするが、当時の被害状況や交通事情を考慮し、各避難所等適切な納入場所を選定する。

○第5編 第1章 31 「生活必需物資調達予定数量」

4 県への斡旋要請

災害の状況により、市内で必要な生活必需品の調達ができない場合には、県に必要とする品目等の斡旋を要請する。

第6 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

1 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛 布	1人に対し1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対し1個（内容は4人分）
バスタオル※	1人に対し1枚
布団※	1人に対し1組

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

2 床上浸水または避難所等に避難の場合

毛 布	1人に対し1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対し1個（内容は4人分）

3 死亡者の遺族への弔慰金 1人に対し20,000円

（「日赤奈良県支部備品等一覧表」による）

第7 生活必需品の支給

1 生活必需品の輸送

救援部物資幹旋班は、市保有車両、民間物流業者及び自主防災組織等の協力により、各避難所から要請のあった必要品目を指定避難所に輸送する。

2 配分計画の作成

配分については支給物資の品目ごとに、被災者の家族構成等を勘案の上、市において計画をたてる。

3 被災者への周知

被災者に対する物資の支給に関する連絡周知は、事前に自治会総代等に連絡して行うものとする。

第8 生活必需品の給与又は貸与の限度

- 1 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続き給与又は貸与を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。
- 2 給与（貸与）の費用の限度は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

第25節 給水計画

(関係各課)

災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を奈良県広域水道企業団（以下、「水道企業団」という。）の支援により行う。

第1 実施責任者

市は、市内全域での断水の場合、水道企業団の協力により大東、天満、陵西及び市内中心部に応急給水施設を設置し給水を実施する。また、応急給水の運営については、市と水道企業団が調整の上、実施する。一部地域の長期断水の場合は該当地域への給水を実施する。

第2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者とするよう水道企業団に依頼する。

第3 給水量

災害発生からの日数	一人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等 (生命維持に最小限必要)	耐震性貯水槽、給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要)	配水幹線付近の仮設給水栓
11～ 20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要)	配水支線上の仮設給水栓
21～ 28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常的生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

災害発生から3日以内は1人1日30、10日目までには3～200、20日目までには20～1000を供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復できるよう、水道企業団に要請する。

第4 給水方法

1 水源

施設名称	所在地	タンク容量 (全体)	貯水容量	備考
大東配水場	大東町	5,600m ³	—	
天満配水場	大字吉井	6,000m ³	2,950m ³	タンク1基が耐震性飲料貯水槽となる
陵西配水場	大字野口	2,700m ³	—	
高田小学校	大中東町	—	50m ³	耐震性飲料貯水槽
片塩小学校	旭北町	—	50m ³	耐震性飲料貯水槽
浮孔小学校	中三倉道2丁目	—	50m ³	耐震性飲料貯水槽
総合公園	大字出	—	80m ³	耐震性飲料貯水槽
市民交流センター	片塩町	—	40m ³	耐震性飲料貯水槽
市役所庁舎	大字大中	—	60m ³	耐震性飲料貯水槽
合計			3,280m ³	
リットル換算合計			3,280,000ℓ	
災害時3ℓ/人、3日分として			364,000人分	

2 給水体制

給水の細部実施要領は、市が水道企業団から助言を得て、調整の上、実施する。

3 給水活動

- (1) 水道企業団との調整により給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・晒し粉・次亜塩素酸ソーダ等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
- (2) 給水に際しては、断水・復旧見込みを含みその場所・時間等について被災地の住民に市ホームページ、防災行政無線、広報車等により周知措置を講ずる。
- (3) 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、多くの住民に公平な配水に努める。
- (4) 要配慮者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。

4 要配慮者等への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者や高層住宅の住民に対しては、水道企業団と調整し、地域住民、ボランティア等の協力を得て、給水活動を行うものとする。

5 給水の優先順位

給水は、医療機関、指定避難所、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

第5 給水応援

必要な人員・資機材等が不足するときは、水道企業団と調整し、他の水道事業者等の応援を要請す

る。

- 1 給水を必要とする人員
- 2 給水を必要とする期間及び給水量
- 3 給水する場所
- 4 その他必要な事項

第26節 防疫、保健衛生計画

(健康増進課、市民衛生課)

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

また、大和高田市新型インフルエンザ等対策行動計画（別計画）と連携し対処する。

第1 実施責任者

被災地の防疫は、市長が中和保健所長の指導、指示に基づいて実施するものとする。ただし、市の被害が甚大で、市単独で実施が不可能又は困難なときは、中和保健所に応援を要請し、中和保健所又は、中和保健所管内の他市町村からの応援を得て実施するものとする。

第2 防疫の実施組織

市は、救援部保健班が中心となって必要な班を編成し、中和保健所と緊密な連絡のもとに防疫活動を実施する。

なお、中和保健所においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、中和保健所管内の他の市町村又は県からの応援を得て実施する。

第3 防疫活動

1 感染症対策

市は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成11年厚生省令第99号）の規定に基づき、知事の指示に従って、次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

市は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

ア 感染症の患者がいる場所又はいた場所

イ 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所

ウ 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

(3) 物件に係る措置

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準等を勘案し、物件

に対し必要な措置を行う。なお、消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

ア 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。

イ 廃棄にあつては、消毒、下記の(ウ)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。

ウ 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

(4) 生活用水の供給

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(5) 県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

(6) 感染症発生状況又は防疫活動の周知方法

防災行政無線、広報車等により、住民に周知するとともに、発生した地域の当該家屋に対する立入を禁止する。

2 臨時予防接種の実施

疾病のまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

3 防疫指導等

(1) 指定避難所の防疫活動

市は、指定避難所を開設した場合は指定避難所に市職員を常駐させ、県又は中和保健所の防疫関係職員の指導を得て、施設管理者等を含めた衛生に関する自治組織を編成させ、その協力等を得て指定避難所の防疫活動を実施するものとする。

(2) 広報活動

被災地住民に対して、広報車の巡回、パンフレット・ビラ等の配布等により、災害時における感染症や食中毒予防等に関する注意事項等を周知する。

第4 防疫業務実施の基準

1 消毒方法の基準

(1) 家屋内の消毒

浸水等により汚染された家屋は、床板、柱、壁板等は水洗い後十分乾燥させ、台所、炊事場及び食器棚などは、次亜塩素酸ナトリウム等で拭浄する。床下は通風をよくして乾燥させるが、次亜塩素酸ナトリウムを散布する。アルコール性手指消毒液を設置し活用する。

(2) トイレの消毒

トイレは、次亜塩素酸ナトリウム、塩素系洗浄剤等で拭浄し、又はこれを散布し、便池にも次亜塩素酸ナトリウム等を散布する。

(3) 芥溜、溝渠の消毒

芥溜及びその周辺の土地並びに溝渠には、次亜塩素酸ナトリウムをそそぎ、塵芥は焼却する。

(4) 患者運搬用器などの消毒

ウイルスに汚染した物件などを運搬した器具は、使用の都度次亜塩素酸ナトリウム等で拭浄する。

(6) 薬剤、器具等の確保

ア 薬剤等準備資材

液体せっけん	ペーパータオル
アルコール手指消毒薬	エプロン
次亜塩素酸ナトリウム	マスク
体温計	使い捨て手袋

イ 器具等

市が保管する噴霧器、散布機を活用するものとするが、不足する場合は、各農家所有の噴霧器を借り上げるものとする。防疫資機材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

なお、消毒の実施地域、実施戸数、地理的条件を勘案し、必要な噴霧器、運搬器具などを確保、整備しておく。

2 ねずみ族、昆虫等の駆除の基準

ねずみ族、昆虫等の駆除は、被災全家屋について実施することが困難なときは、実情に応じて重点的に選択し、実施するものとする。

殺そ剤、殺虫剤の1戸当たりの必要量は、使用しようとする薬剤の種類により把握しておく。

第5 報告等

防疫に関する報告、諸様式その他については、「奈良県防疫必携第12節災害防疫4 災害防疫活動」によるものとする。

第6 記録の整備

災害防疫に関し、整備すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 被害状況報告書
- 2 防疫活動状況報告書
- 3 防疫経費、所要見込額調及び関係書類
- 4 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- 5 患者台帳
- 6 防疫作業日誌

第7 ペットの災害対策

1 特定動物の逸走対策

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニ、マムシ等）

市は、特定動物の逸走等の事態が生じている状況において、飼育者による捕獲が困難な場合、又は、飼育者が所在不明である場合は、地域住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、県、警察と連携し対応する。

2 放浪犬猫の保護収容

市は、被災により放浪する犬猫について、県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。

3 飼養者の責務

ペット等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第8 生活衛生対策

市が旅館等を指定避難所として利用する場合、県の協力により、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

2 浴場、クーリングタワー（空調設備）等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査（自主検査キット等を活用）を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

第27節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

(市民衛生課、市民課)

市は、関係機関と連携を図り、遺体の搜索、処理、火葬を的確かつ迅速に実施する。また、市でのご遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村に協力を要請する。

第1 実施責任者

- 1 ご遺体の搜索及び処理、埋葬は、市長が警察官の協力を得て行う。
- 2 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市に提供するように努める。
- 3 災害救助法が適用され、知事から市長に救助の委任があったときは、その状況を知事に報告する。

第2 遺体の搜索

1 対象者

ご遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

2 搜索活動

警察及び消防機関と協力して搜索活動を実施する。必要により地域住民の協力を得て行うものとする。ご遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

また、身元の確認等のため、遺品については、適切に保管するものとする。

3 搜索の依頼

ご遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体の漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して搜索を依頼する。

- (1) ご遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) ご遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

4 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する相談窓口を支援部避難所班に設置し、高田警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対応するものとする。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録するものとする。

5 費用の限度

ご遺体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等であって、当該地域の通常の実費とする。

6 搜索期間

ご遺体の搜索を実施しうる期間は、災害発生の日から10日間以内とするが、大災害のため引続き遺体の搜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

第3 遺体の処理

ご遺体の処理は、災害の際死亡したものについて、ご遺体の処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

1 処理体制

ご遺体の処理は、統括部現地情報班が警察官、医師等の協力を得てこれを行うものとする。

2 処理の範囲

遺体処理は、警察により死体見分その他所要の処理が実施された後に引き渡されたご遺体について行うが、処理は次の範囲内において行う。

(1) ご遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

(2) ご遺体の一時保存

ご遺体が多数ある場合、総合体育館サブアリーナ（安全確認後使用）、市場・曙町青少年会館、塙コミュニティセンター、東雲総合会館等を利用するなどして遺体を一時収容する場所を開設する。

ドライアイス、梱当の資器材を速やかに調達する。

調達困難な場合は、協定に基づき奈良県葬祭業協同組合の役務・資材の支援を得る。

(3) 検案

検案は、原則として医療救護部の医師によって行うものとする。この場合、警察官の立会いを必要とする。

(4) ご遺体の身元確認

ご遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札」を柩に添付する。

身元不明のご遺体については、高田警察署その他関係機関に通報の上、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示または、手配を行い、身元の確認に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として扱う。

3 費用の限度

ご遺体の処理のために支出できる費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

4 処理期間

ご遺体の処理を実施し得る期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続きご遺体の搜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

第4 ご遺体の埋葬

災害により死亡したものであって、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合、また死亡した者の遺族のない場合は、応急処理程度の埋葬を行うものとする。

1 埋葬の方法

埋葬は、火葬とする。埋葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 災害死については、警察官から引き継ぎを受けた後に埋葬するものとする。
- (2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬を行うものとする。この場合、遺留品については、適切に保管するものとする。
- (3) 遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、一時保存場所や埋葬場所等に相談窓口を設置する。

2 費用の限度

埋葬のため支出しうる費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

3 埋葬の期間

埋葬を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続き遺体の捜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

4 遺体処理のための書類

遺体処理台帳、遺体処理支出関係書類

○第5編 第4章 様式22 「遺体処理台帳」

5 火葬の実施

火葬は、原則として市営斎場で行うこととするが、大規模災害により火葬場が被災して稼働できなくなったり、多数の犠牲者が発生して対応が困難な場合には、県に要請し、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、ご遺体を搬送する。

第5 知事への報告

市長は、ご遺体の処理及び埋葬を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告するものとする。

第28節 障害物の除去計画

(土木管理課、企画整備課、美化推進課)

災害によって生じた土砂、流竹木等の障害物が日常生活及び道路交通等障害とならないよう応急対策の万全を図る。

第1 実施責任者

- 1 被災地の障害物処理は、道路管理者が実施する。
- 2 住居または、その周辺に運ばれた障害物によって日常生活に著しく支障をきたす状態で、居室、炊事場等生活に欠くことができない部分または玄関等に障害物が運びこまれたため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では除去できない者であって、住家の半壊または床上浸水した者に対し市長が行う。
- 3 災害救助法が適用された場合、知事を責任者として、市長は、その補助機関として業務を行う。

第2 実施要領

1 実施方法

生活基盤部被害調査班及び、消防機関が協力し編成し実施する、必要に応じ、土木建設業者に協力要請、または知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

2 除去の期間

災害発生から10日以内とするが、大災害のため引続き遺体の捜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

3 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、その費用額は奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

○第5編 第1章 25 「災害救助法を適用された場合の基準」

なお、障害物の除去を実施した場合、以下の書類を整備し保管するものとする。

「障害物除去の状況記録簿」「障害物除去費支出関係証拠書類」

○第5編 第4章 24 「障害物除去の状況記録簿」

第3 障害物の集積所

市民運動場（災害ゴミ仮置場）を集積所とする。

第29節 廃棄物の処理及び清掃計画

(企画整備課、美化推進課、市民衛生課)

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、迅速かつ計画的な処理を図る。

第1 がれき等の処理

1 情報の収集

計画的な処理のため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

2 処理要領

- (1) がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、災害規模に応じ、仮置場（市民運動場）を設定し、地域住民による災害廃棄物の搬入に利便性を図るものとする。危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。

- (2) 分別方法

がれきは、解体家屋毎に各現場での1次分別を行い、仮置場に集積する。また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、リサイクルに努める。

アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

3 広域支援

- (1) 支援要請

市は、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請する。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況

イ 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等

ウ 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

エ その他必要な事項

オ 連絡責任者

- (2) 支援

被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行う。

ア がれき等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）

イ がれき等の処理に必要な資機材等の提供

ウ がれき等の処理に必要な職員等の派遣

エ その他がれき等の処理に関し必要な行為

第2 生活ごみの処理

1 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量などを把握し県に報告する。

2 処理要領

生活ごみの処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。ごみの集積場所は、冠水等による流出や飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定し、被災住民に集積場所及び収集日時の周知を行う。やむを得ず一時的な保管が必要となる場合は、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、迅速な処理を行う。

3 広域支援

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 3 広域支援」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

第3 し尿処理

倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等のし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、計画的な処理を実施する。

1 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①し尿処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数、③倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測、④下水道等の被害状況、復旧見込みなどを把握し県に報告する。

2 処理要領

避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置するとともに、倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。被災により施設の処理能力の低下又は処理不能の場合は、下水処理場での処理又は隣接市町村等に協力を要請し、市域外の処理施設に搬送して処分することも検討する。

3 仮設トイレの設置

設置は、便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。状況に応じて、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図る。

なお、避難所等においてはマンホールトイレの活用を図り、汲み取り処理の軽減を図る。

(1) 仮設トイレの設置基準

指定避難所や被災地域における仮設トイレは、おおむね100人に1台の割合で設置することとする。

(2) 付属用品の手配

仮設トイレの必要数を確保するため、業界団体と早急に連絡をとるとともに、次の手配も行

う。

①トイレットペーパー ②手洗い水 ③清掃用品 ④照明施設（屋外用）

(3) 衛生管理

仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等を確保し、衛生状態の保持に配慮するとともに、し尿収集業者・浄化槽清掃業者等に消毒の実施を委託する。また、設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に、日常の清掃等を要請する。

なお、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに行い、指定避難所等の衛生向上に努めるものとする。

(4) 要配慮者への配慮

仮設トイレ設置に際しては、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するものとする。

4 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を広報車等により広報を行うものとする。また、水洗トイレを使用している世帯に対して、断水時には平素から汲み置きしてある風呂水等の水を使用するよう広報を行うとともに、下水道施設に被害が発生した場合には、復旧作業に支障を及ぼすため、被害状況が判明するまでは使用を控えるよう広報を行うものとする。

5 広域支援

(1) 支援要請

し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請する。支援要請は、使用可能な伝達手段とし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

イ 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

ウ その他必要な事項

エ 連絡責任者

(2) 支援

被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行う。

ア し尿の処理（収集、運搬、処理等）

イ し尿の処理に必要な資機材等の提供

ウ し尿の処理に必要な職員等の派遣

エ その他し尿の処理に関し必要な行為

第4 死亡獣畜等の措置

1 犬猫の保護収容

災害により放浪する犬猫について、関係機関等と協議し、放浪犬猫を保護収容する。

2 死亡動物・家畜の処理

(1) 死亡動物の処理

災害により死亡した所有者不明の動物の処理については、処理施設が窓口となり、焼却処分を行い、環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

(2) 死亡家畜の処理

災害により死亡した家畜は、家畜の所有者が、原則として処理する。死亡家畜発見者の通報を受けた場合は、県畜産課又は県家畜保健衛生所へ連絡する。

第5 環境保全対策の推進

建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第6 廃棄物処理施設の復旧

廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第30節 ボランティア活動支援計画

(社会福祉課、地域包括ケア推進課、監査委員事務局、契約監理課、まち振興課)

市は、県及び市の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

第1 ボランティアの受入対応

1 受入窓口の設置

- (1) ボランティアの参画が必要な激甚な災害が発生したときは、市は、市社会福祉協議会等と協力して災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの人数、業種等を把握する。

ボランティアの受入れは市社会福祉協議会が総括する。この場合、(財)シルバー人材センターは、社会福祉協議会を支援するものとする。

社会福祉協議会は、各避難所等から応援要請のある業務活動に対し、各地から救援活動に参集したボランティアとの調整を実施する。

県の専門ボランティア派遣は、受入れを行う各班において必要に応じて要請を行う。

- (2) 災害ボランティアセンター設置場所

「総合福祉会館1階」とするも、避難所エリアと要調整

2 ボランティアニーズの把握

災害ボランティアセンターは、指定避難所、被災地域の住民等のボランティアニーズを把握する。

3 ボランティアへの情報等の提供

市は、把握したボランティアニーズを災害ボランティアセンターで調整するとともに、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分類・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。

4 ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供

ボランティア活動の支援として、庁舎、公民館、学校などの活動拠点及び必要な資機材を提供するとともに、被災地、被災者等の情報を提供しつつ、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

5 奈良県ボランティア本部との連携

災害ボランティアセンターは、県と関係機関・関係団体が設置する「奈良県ボランティア本部」

からボランティアの受入状況等を把握するとともに、本市のボランティアの受入状況や被害状況を
提供するなど相互に情報連絡して、ボランティアの動向等について情報共有に努める。

第2 専門技術ボランティアの活用

1 専門技術ボランティアの確保

市本部各部・班は、それぞれの所掌事務の実施に当たり、専門技術ボランティアの協力が必要な
ときには、協力を希望する作業内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、県及び関
係団体等に派遣を要請する。

2 専門技術ボランティアの種類等

専門技術ボランティアの主なものを挙げれば、次のとおりである。関係部署は、平常時より関係
団体等と必要に応じて協議を行い、専門技術ボランティアの派遣に関する協力体制を確立しておく
ことが必要である。

活動内容	専門技術ボランティアの例	担当部署
消火・救助	消防職・消防団OB	高田消防署
安否確認	民生委員・児童委員	救援部
医療救護	医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師等の医 療関係者	救援部
二次被害防止	被災建物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定 士	生活基盤部
障害物除去	土木建設業者、特殊車両等の操縦・運転資格保有 者	生活基盤部
要配慮者の生活 支援	介護福祉士、社会福祉士等の介護資格保有者	救援部
	保育士	支援部

第31節 労務計画

(人事課、関係各課)

大規模災害が発生し、市、県等だけでは対応が困難な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

第1 実施概要

- 1 必要な要員の確保は、市長が行う。
- 2 災害の程度、規模等により、市内で確保できないときは、県又は被害を免れた隣接市町村に応援を求める。
- 3 必要人員数、作業内容等を含み、あらかじめ、民間団体等と協定締結に努める。

第2 労働者供給の範囲

応急救助のための労働者供給の範囲は、災害救助法に基づいて行う次の場合とする。

- 1 被災者の避難
- 2 医療及び助産のための移送
- 3 被災者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 遺体の捜索
- 6 遺体の処理
- 7 救助物資の整理、配分及び輸送

第3 必要な労働者の把握

- 1 確保・配分担当
労働者の確保・配分は、人事管理班が行う。
- 2 連絡・要請
各部の統括班は、必要な労働者数・種別を把握し、人事管理班へ連絡、要請する。
- 3 必要人数等の把握
人事管理班は、各部の統括班からの要請に基づき、職種別の人数等を取りまとめ、把握する。

第4 確保の方法

次により必要な労働者を確保するものとするが、確保に当たってはボランティアの受入れ状況を把握するなど避難所班、災害ボランティアセンターと連携を図りながら、ボランティアの有効活用に努める。

- 1 自治会等に協力を求める。
- 2 ハローワーク大和高田に依頼する。
- 3 1、2より必要労働者数が確保できないときは、知事に対し文書等により労働者の確保に努め

る。

第5 要請時の明示事項

労働者の供給要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 求人を必要とする理由
- 2 必要期間
- 3 必要人員
- 4 労働条件
- 5 作業の内容
- 6 その他参考となるべき事項

第6 費用及び期間

1 費用

応急救助に従事する労働者に支出できる賃金は、その地域における通常の実費及び災害救助法の規定に基づくものとする。

○第5編 第1章 25 「災害救助法を適用された場合の基準」

2 期間

応急救助のための労働者の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第32節 災害救助法等による救助計画

(社会福祉課、介護保険課、地域包括ケア推進課、関係各課)

各災害等の発生に際し、災害救助法の適用による応急的、一時的な救助を行い、被災住民の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、本市の被害等が次のいずれかに該当する場合であって、真に救助を必要とする場合に適用される。

1 適用基準

- (1) 80世帯以上の住家が滅失したとき。
- (2) 県全体において1,500世帯以上の住家が滅失し、市の住家40世帯以上の住家が滅失したとき。
- (3) 家の滅失世帯数が、県全体において7,000世帯以上の住家が滅失した場合で、本市の被害世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 滅失世帯数の算定基準

住家滅失世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失した世帯は、滅失した1世帯とする。
- (2) 住家が半壊、半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した1世帯とする。
- (3) 住家が床上浸水等により一時的に居住不能となった世帯は、3世帯をもって滅失した1世帯とする。

3 適用手続き

- (1) 知事は、市から被害状況等の報告があった場合で救助が必要であると認める場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定する。
- (2) 市は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し速やかに県に報告する。
- (3) 報告を必要とする災害

市は、おおむね次に定める程度のものはすべて報告する。

ア 災害救助法の適用基準に該当するもの

イ その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの

ウ 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの

エ 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの

オ その他特に報告の指示があったもの

4 災害救助法による救助の種類

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び出産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 救助の実施

1 市の実施事務基準

- (1) 市は、災害救助法第13条第1項の規定により、救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を行う場合は、知事から通知された事務内容を当該期間において行うものとする。
- (2) 市は、市が行う事務以外の、知事が行う救助についても、補助するものとする。

2 県への報告

市は、市が行った救助の実施状況を県に報告するものとする。

3 市の自主着手

市は、前記1(1)の場合を除き、県による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助に着手することができる。また、その状況を県に報告し指示を受ける。

4 救助の程度・方法及び期間

奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる

5 費用

災害救助法第33条により救助に要する費用は、県が支弁する。

6 災害救助法の規定による記録の作成、保存

災害救助法が適用され、同法に定める諸種の救助を実施したときは、その記録を作成し、保存するものとする。

第3 災害救助法適用に至らない災害への救助

災害救助法の適用に至らない非常災害が発生した場合には、救助を必要とする者に対して、必要最小限度の範囲内において、次により応急的な救助を行うものとする。

1 小災害救助内規に該当する小災害の救助

県の「小災害救助内規」の規定に基づき、住家又は家財に甚大な被害を受けた世帯に対して応急救助を行う。

2 業務の実施担当

県の「小災害に対する救助内規」適用手続及び救助実施状況の報告に係わる業務の実施は、統括部本部運営班とする。

3 救助の程度

市長は、この内規の適用を決定したときは、速やかに県知事に対し県における「小災害に対する救助内規」の適用を申請し、次の各号の救助を行う。

- (1) 県における「小災害に対する救助内規」に基づいて支給される衣服寝具等の救助物資を配分
- (2) 食品の給与と飲料水の供給
- (3) 避難所の設置
- (4) 被災者の救助及び救護

4 救助実施状況の報告等

市長は、物資を受領したとき、県に受領書を提出するとともに、救助の実施を完了したとき、救助実施報告書及び救助物資配分表を提出するものとする。

第33節 文教対策計画

(教育総務課、教育支援課、学校教育課、保育幼稚園課、関係各課)

児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。

また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。併せて、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

第1 児童、生徒等の安全確保

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等の学校教育施設（以下、「学校等」という。）の責任者（以下、「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下、「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、本市地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

1 学校等における防災計画策定の留意事項

(1) 防災体制に関する内容

- ア 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
- イ 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
- ウ 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

(2) 安全点検に関する内容

- ア 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
- イ 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
- ウ 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

(3) 防災教育の推進に関する内容

- ア 防災教育の推進及び指導計画の作成（「第1章第7節 防災教育計画」参照）
- イ 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

(4) 防災（避難）訓練の実施に関する内容

- ア 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
- イ 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）（本編 第1章 第7節 「防災訓練計画」参照）
- ウ 児童・生徒等の安否確認
- エ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

(5) 緊急時の連絡体制及び情報収集

- ア 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
- イ 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制

ウ 市ホームページ、ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）

(6) 学校等が避難所になった場合の対応

ア 本市危機管理課及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）

イ 施設開放区域の明示（学校再開を考慮した、避難所エリアとの調整）

ウ 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成等）

第2 応急措置

1 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

(1) 校内での応急対応

ア 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。

イ 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。

ウ 非常持ち出し品の搬出を指示

エ 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

(2) 登下校時の応急対応

ア 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。

イ 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。

ウ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

(3) 学校行事（校外）における応急対応

ア 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。同時に、定期的な連絡、報告を指示する。

イ 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。

ウ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

2 校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

(1) 市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校では、被害状況等を市教育委員会に報告し、報告を受けた市教育委員会は、県教育委員会総務課長へ報告する。

(2) 私立学校は、被害状況等を県 私立学校課 私学担当課長へ報告する。

(3) 教育部学校教育班は、災害時、直ちに学校長に連絡する。学校長は、迅速に、被災生徒の掌握に努め、教育部学校教育班に報告する。

第3 応急教育

1 校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、当該教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校又は短縮授業等の応急教育を実施する。

(1) 応急教育への対応

ア 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

イ 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。

ウ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の避難所に指定されていない公共施設等の利用や、学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。

エ 校長等は、学校の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、教育委員会と相談して教員の確保に努める。

(2) 児童・生徒等及び保護者への対応

ア できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。

イ 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。

ウ 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、ホームページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

2 教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設または教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

3 私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

第4 児童・生徒等に対する援助

1 教科書及び学用品の給与

(1) 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書及び学用品についてその種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。調査の結果、教科書の確保が困難な市町村に対して教科書を給与するため、特約供給所等への協力要請等必要な措置を講ずる。また、県教育委員会は、学用品についても確保が困難な市町村に対して給与するため、調達依頼する等必要な措置を講ずる。特別支援学校の小学部・中学部もこれに準ずる。

(2) 私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

2 授業料等の減免

県立高等学校の生徒が、災害により授業料等の免除を必要とするときは、「奈良県立学校における授業料等に関する条例」に基づき、授業料等（授業料、入学考査料、入学料）の減免の措置を講じる。

3 転出、転入の手続き

県教育委員会及び市教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

4 児童・生徒等に対する心のケア

専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第5 文教施設の応急復旧対策

- 1 被災により早急に修理を必要とするものについては、市内の建設業者に依頼して施工する。
- 2 被害区域が小範囲の場合は、影響を受けていない学校その他利用できる図書館、総合体育館等の施設を利用できるよう態勢を整えるものとする。
- 3 被害区域が全市にわたり教育施設が全面的に収容施設、その他に利用される場合はそれぞれの施設内の一部または、他の利用可能施設の範囲内において二部授業または圧縮学級の編成を図り、できる限り休校となるのを避けるものとする。

第34節 文化財災害応急対策

(生涯学習課、関係各課)

文化財の応急対策は文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

第1 災害状況の把握

災害が発生したときには文化財の所有者又は管理者と協力して、被害状況を直ちに市教育委員会を通して、県教育委員会へ報告するとともに、二次災害等、災害の拡大防止に努める。

なお災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は市または市教育委員会を通して、その旨を県教育委員会に報告する。県教育委員会は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。

第2 復旧対策

教育委員会は、別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。

第3 大規模災害における応急対策

災害の規模が大きく、本市限りでは応急対策がとれない場合は県に支援を要請する。

災 害 別	種 別 ・ 応 急 対 策
1 火災	1 焼損 素材が脆くなっている場合が多いので取扱いは専門家の指示に従う。 2 煤、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので専門家の指示に従う。 3 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。
2 風水害	1 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないよう注意する。 2 水損 火災の水損に準ずる。 3 土手、擁壁等の崩れ等による建造物の破損、傾斜

	二次災害に十分留意し、被害拡大を防止し、支持材等により補強を行う。
3 全般	<p>被害状況を写真等で記録する。</p> <p>美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。</p>

第35節 水防計画

(危機管理課、土木管理課、関係各課)

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条に基づき、洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減を図るためのものであり、この詳細については別に定める「大和高田市水防計画」による。

第36節 消防計画

(危機管理課)

消火活動は、高田消防署が主体になって対応するが、大規模災害時には、同時多数的に火災が発生することが予想され、高田消防署だけで、十分な消火活動を実施することは困難になる。そのため、市、消防団、地域住民が高田消防署の活動と連携・支援することで迅速かつ円滑な消防活動を行う。

消防団は、市の管轄下において高田消防署と連携し、全機能をあげて早期消防等体制を確立し、有効な消防活動を実施するものとする。

第1 消防組織

1 組織等

高田消防署及び消防団組織は資料2-1「常備消防力・非常備消防力の現況表」による

2 消防力の増強

本市域内の住宅地及び工業用地の開発その他消防をめぐる環境及び諸情勢の変化に伴い、あらゆる災害に対処するため、施設及び人員等の整備増強に努める。

3 教養訓練

著しい社会経済の発展及び科学の進歩により、複雑多様化する災害に対処するため、消防行政においても高度の知識と技能が要請される。このような情勢下において消防の職務を遂行する消防団員の学術・技能の向上を図るため、消防組織法第5-2条で定める教養機関「奈良県消防学校」等により教養訓練を行い、高度化消防行政に対応する。

第2 火災防御計画

社会の急激な進展に伴い、住宅等都市計画も過密化し、建築物の高層化、大量危険物の貯蔵・取扱施設の増加が予想されるが、反面、狭隘な道路が未だ多く、消防事象も変化しつつある現況である。このような実態での火災は、その時の条件によって大火を誘発するおそれがある。こうした災害に対し、現況消防力をもって予防・警戒・防御し、被害を最小限に防止するための対策を計画する。

1 予防対策

(1) 防火指導

ア 予防査察

政令で定める防火対象物の建物の位置、構造、消防用設備の維持管理及び火災予防に関する
ことを、定期的、随時、特別査察の3種に区分しその状況を検査するものとする。

イ 防火指導と自主防災訓練

(ア) 一般家庭の防火診断（防火指導）

(イ) 自治会別の防災（防火）訓練

(ウ) 各事業所及び各種学校に対する防火、消火、避難訓練等の指導

- (エ) 住民に対する消火器取扱い等の指導
- (オ) 小・中学校児童生徒に対する防火ポスターの募集及び市内掲示
- (カ) 消防団による分団区域の防火巡察

ウ 危険物施設の査察

消防法第11条第2項の規定に基づく許可施設を対象に定期的に査察を実施し、危険物の適正貯蔵取扱いを徹底させ、自主保安体制の確立に努める。

エ 火災予防運動

- (ア) 文化財防火週間 1月23日～1月29日
- (イ) 春季全国火災予防運動 3月1日～3月7日
- (ウ) 危険物安全週間 6月の第2週
- (エ) 秋季全国火災予防運動 11月9日～11月15日
- (オ) 歳末特別警戒 12月28日～12月30日

オ 広報活動

- (ア) 防災行政無線による放送
- (イ) 広報車による管内巡回広報
- (ウ) 市広報誌、市ホームページ等媒体の活用

2 防御対策

(1) 消防団の出動

火災を覚知し、その出動指令により出動し現場到着後、現場の状況を的確に把握し、高田消防署と情報連絡を密にして防御活動の適正を図り、被害の軽減に全力を挙げるものとする。

(2) 出動体制区分

出動区分		内 容
火 災 出 動	第1出動	火災を覚知（火災と認定される受信も含む。）すると同時に出動するもの
	第2出動	1 特別消防対象物の火災に出動するもの 2 火災が拡大し、又はそのおそれがあり、第1出動では鎮圧しがたい場合に 出動するもの 3 気象状況、密集地等地理的条件、その他の状況から火災が拡大し、又 はそのおそれがあると認められる場合に 出動するもの
	第3出動	第2出動に相当する火災が更に拡大し、又はそのおそれがあり、現場の最 高責任者からの要請により出動するもの
警戒出動		1 火災と紛らわしい通報の受信又は煙の発見により、調査及び警戒の必 要がある場合に 出動するもの 2 災害の発生が予想され、特に警戒の必要があると認められる場合に 出動するもの

応援出動	消防相互応援協定に基づく要請又は消防署長の指示により出動するもの
救急出動	救急事故の覚知（救急事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に 出動するもの
救助出動	1 救助事故の覚知（救助事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に 出動するもの 2 救急出動した救急隊より消防無線等にて救助隊の要請があれば出動するもの

(3) 動員体制

火災等が発生しその規模が拡大するおそれのある場合、防御活動及び警備体制に万全を期するため、消防署長が消防職員の非番者（日勤者を含む。）及び消防団員の動員を行うものである。

(4) 招集計画

火災等の災害時その規模に応じて、次表により職・団員の招集を行うものとする。

区分	高田消防署	消防団
第1出動	非常招集連絡表により日勤者及び非番者のうち第1出動の職員が出動する。	地元分団員を主体として、可能な全団員が出動する。
第2出動	第1出動では対応できない、追加で出動する部隊	
第3出動	第2出動よりも更に大規模、広範囲にわたる危険性がある火災に対応するため出動する部隊	

3 現場指揮本部の設置

現場指揮本部は、災害の規模形態に応じて、次の基準により設置する。

設 置 の 基 準
1 家屋密集地域の火災で延焼拡大のおそれがあると認められる場合
2 特定防火対象物及び危険物施設の火災で二次的災害の発生するおそれがあると認められる場合
3 その他消防署長が必要と認めた場合

4 異常時の火災防御体制

乾燥注意報発令時及び強風時などの気象条件により、大火が発生するおそれのある場合の火災防御対策は、次によるものである。

(1) 飛火警戒隊の編成

強風下の火災及び大火により飛火警戒の必要があると認められる場合、指揮本部の長は、非番職員又は消防団員に飛火警戒隊を編成し、飛火による延焼防止を図る。

ア 飛火警戒の要領

飛火の警戒は、必要により警戒待機隊及び警戒巡回隊に区分し、警戒待機隊は重要方面に消防車を配置する。また、巡回隊は、簡易消火器具等を積載し重要方面を巡回し、飛火の早期発見と火災防止のため、付近住民に対し注意を呼びかける。

イ 飛火警戒隊の配置基準

飛火警戒の範囲は、風向、風力、湿度、温度、燃焼物件等により限定できないが、通常次の基準により配置する。

配 置 基 準	
1	風速 4 m以下は、火災現場直近
2	風速 5 m以上10m未満は、おおむね500m以内
3	風速10m以上は、おおむね1,000m以内

この数値は、気象状況等により増減する。

(2) 火災防御線の設定

火災が延焼拡大し、大火に進展したときは、現場指揮者は機を失することなく、風向、風力、燃焼物等を考慮し、街区内の耐火建築物、幹線道路、河川、公園、広場等を基準とし、防火線を設定する。

(3) 人命救助

災害現場において生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明とする者の有無を検索し、危機に瀕する者がある場合は、防御活動に優先して人命救助活動を行うものとする。

(4) 増援部隊の要請

延焼拡大し、大火が予想され全出動隊（消防職員、団員）及び関係機関並びに地域住民の協力を得ても防御困難と判断したときは、増援部隊として奈良県消防広域相互応援協定市町村に出動を要請するとともに、必要により県知事等に自衛隊の派遣要請を行うものとする。

5 強風時の火災防御

(1) 山林火災警報発令時の予防措置

ア 火災発生の未然防止を図るため、状況により広報等により住民に対し火気使用制限を伝達する。

イ 消防団各分団に連絡し、状況により、それぞれ分団の管轄する地元住民に対し、消防車により広報活動を行い、火災の予防に当たる。

エ 消防署（団）は、災害時に備え消防機械器具の点検を実施し、防御の万全を図る。

(2) 防御要領

ア 消防の出動

出動体制区分に基づく第2出動とし、出動分隊の出場途上又は現場状況報告により直ちに第3出動及び飛火警戒体制をとるものとする。

イ 防御活動

(ア) 出動分隊は、装備の無線を活用し部隊の合理的な運用を図るとともに、風向、風力による延焼面及び重要方面の延焼阻止を第一とする。

(イ) 出動分隊は、災害現場直近の有効水利（消火栓）のほか、水量豊富な自然水利を重点に部署する。

(ウ) 現場指揮者は、飛火警戒隊（消防団）の配置指示を行い、飛火による火災発生の防止を行う。

(エ) その他警戒配置等は、4(1)アの飛火警戒の要領に準ずるものとする。

6 断・減水時の火災防御

長期にわたる降雨量の不足及び水源地及び浄水場の異常事態が起因する広域的な消火栓の使用不能並びに自然水利の減少等の際し、火災が発生すれば大火災が予想される。このような条件下における防御につき、その対策を次により行うものとする。

(1) 事前対策

ア 浄水場において給水制限をしているときは、火災発生時仕切弁等を操作し増水するよう、水道企業団と事前協議しておくものとする。

イ 自然水利の確保

池、水槽、河川、プール等の自然水利の利用方策の再検討及びこれら水源を確保するものとする。

(2) 予防対策

火災発生した場合の拡大危険条件に直面している場合、火災発生の未然防止をする必要があるため、断・減水地域周辺に対し予防広報を行うものとする。

(3) 防御要領

ア 出動部隊は、異常時の出動体制区分に基づく第2出動を初動出動とし、出動途上及び現場の状況判断により増減する。

イ 現場直近の貯水池及び防火水槽等の水量豊富な水源に部署し、消防団と連携し、中継送水により平常時の筒先口数の確保に努めるものとする。

ウ その他気象条件等による大火災における防御要領は、異常時の火災防御体制の要領によるものとする。

7 特殊火災防御計画

重要文化財及び危険物等の特殊火災に関する予防及び防御体制は、次によるものとする。

(1) 国宝・重要文化財等の火災防御

ア 防火指導

国宝・重要文化財建造物については、定期的に行うほか、毎年1月23日から1月29日までの文化財防火週間に特別査察を行い、併せて消火訓練を実施し、関係者及び住民に対し文化財の愛護思想の高揚と火災予防の啓発を図る。

イ たき火、喫煙の制限

国指定重要文化財に指定されている不動院その他必要と認める建造物の付近を制限区域に指定し住民に対し掲示等の実施に努める。

ウ 文化財防火訓練の実施

例年、施設管理者、地域住民、高田消防署、消防団と連携し、文化財防火訓練を市域において1ヵ所実施する。

(2) 危険物火災防御

爆発、引火及び発火のおそれのある危険物等を大量貯蔵・取扱建物又は施設の位置、構造等の

実態を常に把握し、これらによる災害の予防と防御に関する対策は、次のとおりとする。

ア 予防対策

- (ア) 法令に基づく査察を年間を通じて、定期的・随時又は特別に区分して実施し、防火指導を行う。
- (イ) 危険物取扱者を対象に講習会及び研修会を行い、従事者に指導教育を行う。
- (ウ) 春の火災予防運動期間に街頭における危険物輸送車両の取締り又は給油所等の巡回防火指導を実施する。

イ 防御対策

- (ア) 危険物関係の建物自体が燃焼し、又は隣接建物に延焼危険がある場合は、延焼防止を第一とする。
- (イ) 現場指揮者は、対象物（施設）の防火管理者（危険物取扱者）又は責任者から状況を聞き、爆発物等の危険度を察知し、又は判断して危害防止に努める。
- (ウ) 油脂火災に際しては、化学消火剤による消火を行い、他の注水は火災鎮滅後とし、火元タンク等の冷却と付属施設への延焼拡大防止に当たることを原則とする。
- (エ) 未燃焼の油槽缶（ドラム缶）等については、移動分離する。
- (オ) 火災の状況等により判断し、爆発飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備する。

ウ 消火薬剤の調達

消防署が保有している消火薬剤では制圧できないと判断される火災に際しては、広域消防本部次に、消防相互応援協定都市から緊急調達を手配する。

第3 消防相互応援等要請計画

大規模な火災が発生し、市内の消防力では対処が困難と認める場合には、応援協定等に基づき、奈良県広域消防組合他部隊の応援を要請し、速やかに事態の対処を図るものとする。

1 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防組織法第39条の規定に基づき、あらかじめ消防相互応援協定を締結している協定団体等に応援部隊の派遣を要請する

2 県内市町村等への応援要請

災害時においては、市の消防力及び前記1の消防相互応援協定締結市町村等の消防力をもってしても、防御又は救助等が困難な場合には、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、協定市町村に応援を要請する。

(1) 要請方法

奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、被災地市町村等から他の協定市町村等へ行う。

(2) 明示事項

応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、じ後速やかに応援要請書を提出するものとする。

ア 災害の発生日時、場所及び状況

- イ 必要とする人員、車両及び資機材等
- ウ 集結場所及び連絡担当者
- エ その他必要事項

3 ヘリコプターの応援要請

県消防防災ヘリコプターによる消防活動が必要な場合は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。要請の方法等については、本章第11節「県消防防災ヘリコプターの活用計画」に定めるところによる。

4 他都道府県への応援要請

市長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、緊急消防援助隊又は広域航空消防応援の要請について、ブロック幹事消防本部から代表消防本部を通じて知事に対し行うものとする。

(1) 緊急消防援助隊の要請

大規模災害（緊急消防援助隊要綱第4条第1項に規定する災害）が発生した場合、市長は、消防組織法第44条の3に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を知事に対し行う。

なお、本市は、奈良県緊急消防援助隊の消火部隊として、知事から要請があれば他府県に部隊を派遣し、消火活動を行うものとする。

(2) 広域航空消防応援

大規模な災害、風水害による大規模火災が発生し、ヘリコプターの使用が有効と考えられる場合、消防組織法第44条の3の規定に基づき、市長は知事に対し「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請を行う。

なお、応援を要請した場合、同時に要請先市町村の消防長へも連絡を行うものとする。

ア 対象とする災害

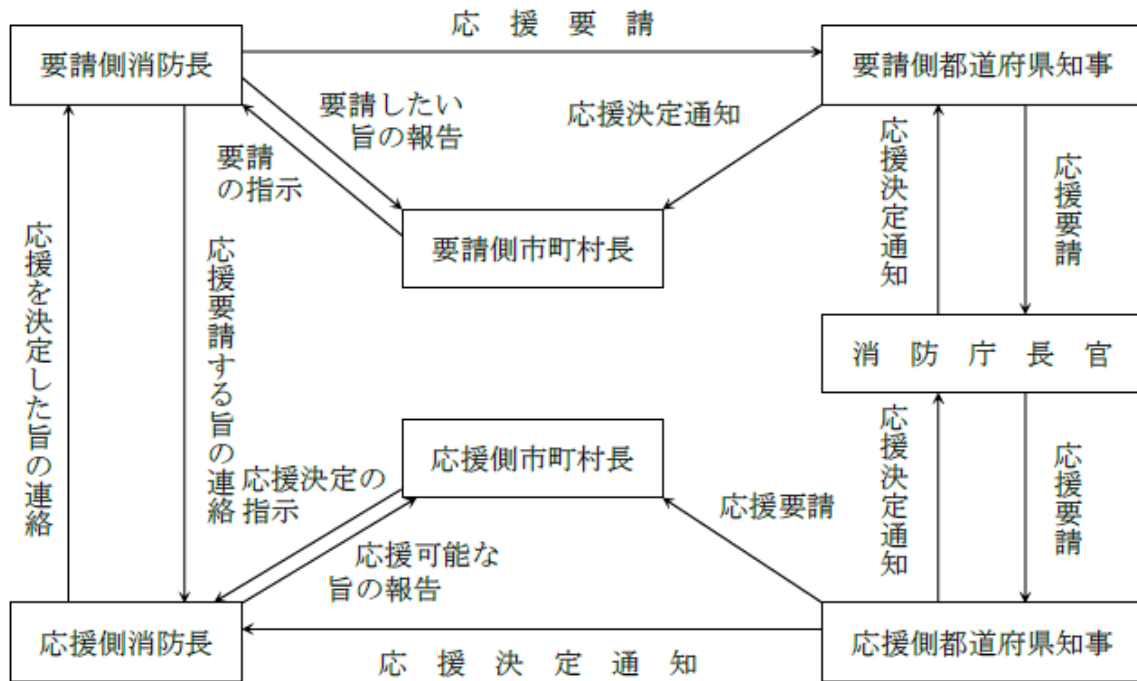
広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次のいずれかに掲げる災害で、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (ア) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (イ) 山林、陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (ウ) 高層建築物の火災
- (エ) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (オ) その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

イ 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として電話、無線、FAX等により行い、後日、正式文書を送付する。

広域航空消防の応援要請及び決定通知系統



ウ 応援受入体制の整備

市は、あらかじめ広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成しておくものとする。

また、航空燃料の補給は、マイナミ空港サービス(株)八尾事業所から調達するものとして、事前に計画を定めるものとする。

エ 費用の負担

応援に直接要するヘリコプターの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請側である本市が負担する。

5 要請先

(1) 奈良県

時間 帯別	連絡・要請 窓口	NTT西日本		県防災行政通信ネットワーク	
		電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号
昼間	消防救急課	0742-27-8423	0742-27-0090	TN-111-7-2278	TN-111-9374
夜間	守衛室	0742-22-1001	同上(守衛室 に連絡必要)	TN-111-7-2326	TN-111-9230

(2) 消防本部

機関名		時間帯別	連絡・要請窓口	NTT西日本電話番号	NTT西日本FAX番号	消防無線呼出名称
奈良市消防局	奈良市	昼間	消防課	0742-35-1193	0742-33-8437	奈良消防（ならしょうぼう）
		夜間	指令課	0742-35-0119	0742-33-8423	
生駒市消防本部	生駒市	昼間	警防課	0743-73-0119	0743-73-0111	生駒消防（いこましょうぼう）
		夜間	同上	同上	同上	
奈良県広域消防組合消防本部	奈良市・生駒市を除く全市町村	昼間	警防課	0745-25-0119	0745-22-4565	高田消防（たかだしょうぼう）
		夜間	同上	同上	同上	

(3) 消防庁

時間帯別	連絡・要請窓口	NTT西日本電話番号	NTT西日本FAX番号	消防防災無線	消防防災無線FAX
昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	7527 (0発信)	7537
夜間	宿直室経由 応急対策室	03-5253-7777	03-5253-7553	7782 (0発信)	7789

第4 住民・自主防災組織、事業所の消火活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

また、可能な限り、自主的な救急救助活動に努めるものとする。

1 住民

- (1) 家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。
- (2) 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

2 自主防災組織

- (1) 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。
- (2) 消防隊（高田消防署、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。
- (3) 独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

3 事業所

- (1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し避難などの行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- イ 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第5 その他事故等に対する応急対策計画

引火・衝撃などにより爆発事故を伴う都市ガス・LPガスに対しその事前及び事故の応急対策は、次のとおりとする。

1 都市ガス対策

道路掘削工事及び地震、その他の災害によりガス管の破損、亀裂、折損等が生じた場合には爆発等の大災害につながるおそれがあるため、次により対処するものとする。

- (1) 現場付近住民及び通行人に対し、火気使用禁止の広報を行う。
- (2) 事故発生現場周辺を火災警戒区域に指定し、必要により住民を避難させる。
- (3) 消防隊の出動は、第2出動体制をとる。
- (4) 消防隊は、ガス検知器、呼吸器を携行装備すること。
- (5) 万一出火した場合は、消防の総力をもって人命の救助を優先とし、避難及び被害の局限防止を図り、周囲の可燃物の延焼防止を行う。
- (6) ガス供給業者に事故状況を報告し、事故施設に対する応急対策をさせる。

2 液化石油ガス対策

住民生活に直結しているガスであり、当ガスを大量に貯蔵し充填している施設で事故があった場合の対策は、都市ガスの対策を準用するほか以下による。

- (1) 消火作業は、必ず風上に部署し数口集中し、タンクの冷却注水を行う。
- (2) 防炎隊員は、遮へい物を利用し遠隔注水を行い、必要以上に接近しない。
- (3) 漏えい直後の着火、爆発の場合は、生ガスの流動はないが、輻射熱によって次々とボンベが爆発を起こし、一挙に火面が拡大し容器の破片等が飛散する危険があるため、隊員の保護を考慮するものとする。

第6 多数傷病者事故に対する災害応急対策計画

多数の傷病者が発生した災害や各種の事故については、次により対処する。

1 対象災害

次に掲げる災害又は事故による傷病者を対象とし、通常の出動体制では対処できないときに適用する。

- (1) 地震等の災害

- (2) 自動車、電車、航空機等の大規模事故
- (3) 火災、爆発等の大規模事故
- (4) 危険物、ガス、放射性物質、毒劇物等の流出又は漏洩の事故
- (5) 前各号以外の突発的事故で消防署長が必要と認めるもの

2 実施方法

救急活動（搬送時）にあつては、負傷者の状況、救護所や病院に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送する。

また、現場救急処置を要する住民が多数の場合は、「集団救急事故時の救急業務計画」に基づき活動する。

また、現有の消防車両や人員では処置が困難なときは、隣接市町村の消防関係機関に応援を要請する。具体的な方法は、「集団救急事故時の救急業務計画」に準ずるものとする。

- (1) 出動体制
- (2) 活動の原則
- (3) 各隊の活動区分
- (4) 指揮所の設置
- (5) 現地救護所の設置
- (6) 報告、広報
- (7) 非常招集
- (8) 関係機関等の連絡調整
- (9) 市本部との連携

3 事故処置

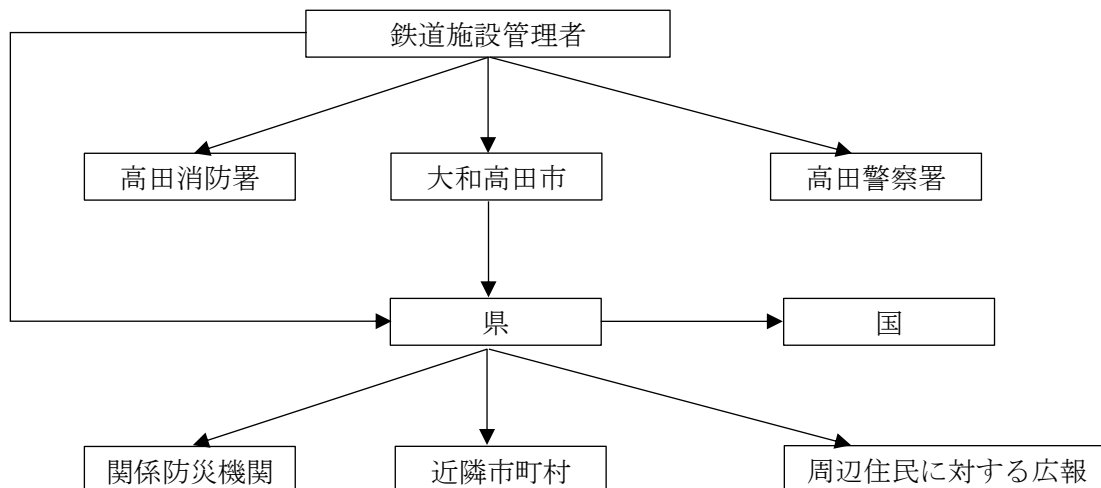
市長は、関係部に迅速な事態の収集を行わせ、その結果を県知事に報告するものとする。

第37節 鉄道災害応急対策計画

(危機管理課、生活安全課)

鉄道会社は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧にあたり安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

第1 鉄道災害応急対策に係る情報系統図



第2 西日本旅客鉄道株式会社

1 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故等の発生又は発生の恐れがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

(1) 体制・招集の決定者

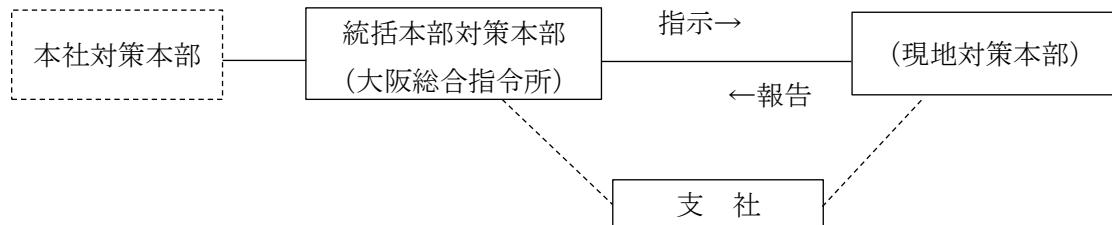
対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。

(2) 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種別	設置基準	招集範囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> 乗客等の救護、情報収集、復旧等が必要なとき 乗客等に死傷者が生じたとき又はその恐れがあるとき 不通線区の復旧等が長期間に及ぶとき 特に必要と認めたとき 	招集可能者 全員
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> 事故等が発生し、情報収集、復旧等が必要なとき 不通線区の復旧等に時間を要するとき又は不通線区の範囲が拡大する恐れがあるとき 特に必要と認めたとき 	招集可能者 の半数

第3種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風・降雨降雪等の災害及び車両・設備等の不具合による大きな輸送障害の恐れがあるとき ・ その他必要と認めたとき 	必要人数
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

(3) 統括本部対策本部体制図



(4) 支社、区所等への体制の伝達と指示

統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じて旅客一斉放送、メール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び区所等に対して現地への出動を指示する。

(5) 支社、区所等の対応

体制の伝達のほか、出動の指示を受けた支社、区所等の長は、直ちに関係社員を出動させること。なお、出動区所等以外の長は必要に応じ要員を確保し、待機させておくこと。また、第2、3種体制についても、自箇所の体制整備について、統括本部対策本部の指示を受けること。

(6) 本社、他支社との協力体制

統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。

(7) 現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括すること。

ア 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先すること。

※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ること。

イ 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告すること。

ウ 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。

(8) 統括本部対策本部への報告及び要請

ア 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告すること。

イ 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請すること。

ウ 前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所に指示を行なう。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請すること。

エ 応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出動人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要と認める事項を統括本部対策本部長に報告すること。

第3 近畿日本鉄道株式会社

災害が発生した場合には、被害の拡大防止に努め、速やかに被害復旧にあたり旅客の安全確保を図るとともに、輸送力の確保に努める。

災害応急対策

1 異例事態対策本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対処規定」により本社に異例事態対策本部を設置し、必要により現地に現地対策本部を設置して対処する。

2 配備態勢及び動員数

「異例事態対応規定」により異例事態の程度に応じた業務担当班を設置して動員する。

3 通信連絡体制

- (1) 鉄道電話、N T T加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。
- (2) 必要に応じて携帯用無線機を所持した係員を災害地に急派し、本部との通信連絡に当たらせる。
- (3) 必要に応じて各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保に当たらせる。

4 情報収集

列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

第3章 復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

(危機管理課、生活安全課、土木管理課、都市計画課、営繕課、関係各課)

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

第1 復旧事業の方針

1 災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、市は、防災関係機関と連携を図り、実施に必要な職員の配備、また、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について検討し、措置をとる。

2 災害復旧事業計画の作成と緊急査定の促進

被災施設の復旧事業の計画を速やかに作成し、国、県又は市が復旧事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものについては、市又はその他の機関は復旧事業費の決定若しくは決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。

査定を行う必要のある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進

激甚災害が発生した場合、市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

4 復旧事業の計画、実施に際しての留意事項

(1) 緊急事業の決定

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、緊急事業を定め、適切な復旧を図る。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。

(2) 復旧事業の計画化

再度災害防止のため、災害復旧事業と合わせ施行することが適切な施設の新設又は改良に関する事業が行われるよう配慮する。

(3) 復旧事業の総合化

ライフライン機関等他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

(4) 事業期間の短縮化

災害地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等、具体的に検討し

事業期間の短縮に努める。

- (5) 県警察と連携して暴力団等の動向を把握し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行い、復旧事業に関する各種規定等に暴力団排除条項を整備する等相互に連携し、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底を図る。

5 災害復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、迅速な実施を図り、実施効率を上げるよう努める。

第2 復旧事業計画の種類

1 公共土木施設災害復旧計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (3) 道路災害復旧事業計画
- (4) 下水道災害復旧事業計画
- (5) 公園災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市災害復旧事業計画

4 社会福祉施設災害復旧事業計画

5 公立学校施設災害復旧事業計画

6 公営住宅災害復旧事業計画

7 公立医療施設災害復旧事業計画

8 その他の災害復旧事業計画

第2節 被災者の生活確保計画

(税務課、収納対策課、市民課、まち振興課、議会事務局、契約監理課、選挙管理委員会事務局、保険医療課、人権施策課、監査委員事務局、保護課、こども家庭課、保育幼稚園課、社会福祉課、介護保険課、地域包括ケア推進課、健康増進課、営繕課、関係各課)

市は県及び関係機関と連携して、災害時の混乱状態を早期に解消し住民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。

第1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

市長は、災害対策基本法第90条の2に基づき、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から罹災証明書の申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他市の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である「罹災証明書」を交付しなければならない。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

市長は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、税務課をはじめとする家屋等被害調査班に対し、住家等被害認定調査や罹災証明書の交付マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、及び他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受け入れ体制の構築等を実施させる。また、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

なお、罹災証明書の発行体制の整備にあたっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の家屋等被害調査班と応急危険度判定を担当する建物班とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

また、市長は、法第90条の3に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

第2 被災者生活再建支援法

保護課等の物資斡旋班は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給する。

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村

における自然災害

- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域にあって、(3) (4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害

2 支援金の対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅を解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯（中規模半壊世帯）

3 支給額

- (1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
解体世帯	建設・購入	100	200	300
	賃貸	100	50	150
長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	賃貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	0	100	100
	補修	0	50	50
	賃貸	0	25	25

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	解体世帯	補修	75	75
長期避難世帯	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入		75	75
	補修		37.5	37.5
	賃貸		18.75	18.75

基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

4 法の対象となる自然災害の公示

県は、発生した災害が対象となる自然災害に該当するものと認めた場合、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

- (1) 法の対象となる自然災害が発生した市町村名または都道府県名
- (2) 当該市町村における住家に被害を受けた世帯数
- (3) 公示を行う日
- (4) その他必要な事項

5 長期避難世帯

(1) 認定

県は、住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受ける恐れがあるなど世帯に属する者の生命または身体に著しい危険が切迫していると認められ、当該住宅への居住が不可能な状態がすでに継続しており、かつその状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある世帯を、長期避難世帯として認定する。

(2) 公示

県は、長期避難世帯の認定をしたとき、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者生活支援法人に報告するとともに、公示する。

- ア 長期避難世帯の所在する市町村名及び地域名
- イ 長期避難世帯となった日
- ウ 公示を行う日
- エ その他必要な事項

(3) 解除

県は、長期避難世帯として認定後、避難指示等の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合にあつては、速やかに長期避難世帯認定の認定を解除する。

ただし、避難指示等の解除後も、ライフラインの復旧に期日を要する場合には、当該ライフラインの復旧までは長期避難世帯として取り扱うものとする。

また、長期避難世帯の認定を解除した場合は、(2)に準じて速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

第3 生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容について関係機関と協議の上、対応策を講ずる。

なお、窓口担当職員は、被災者からの相談内容及びその処理内容等について、記録するものとする。

第4 女性のための相談

災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等におけるストレスなどの悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話、面接相談〈こころの悩み相談、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談〉）

第5 就職、職業訓練の促進

被災者が災害のため収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、公共職業安定所又は県に対して、その実情に応じ通勤地域において適職、求人の開拓を行い、又は広域職業紹介により広く就職の機会を求める等の方法により、就職あっせんの援助を行うとともに、職業訓練所の施設をもって職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の修得ができるよう、依頼する。

第6 援助資金の貸付等

1 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

種別	対象となる災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
災害弔意金	<p>自然災害であり、かつ下記のいずれかに該当するものであること</p> <p>1 市の区域内において、住家滅失世帯数が5以上であること</p>	<p>1 実施主体市（市条例に基づく）</p> <p>2 経費負担国1/2 県1/4 市町村1/4</p>	<p>死亡者の配偶者</p> <p>死亡者の子</p> <p>死亡者の父母</p> <p>死亡者の孫</p> <p>死亡者の祖父母</p>	<p>1 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合500万円以内</p> <p>2 その他の場合250万円以内</p>	<p>1 支給方法</p> <p>市が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する</p> <p>2 支給制限</p> <p>①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（市長の判断による）</p> <p>②下記の規則等に基づく支給がある場合</p> <p>ア 警察表彰規則</p> <p>イ 消防表彰規程</p> <p>ウ 賞じゅつ金に関する訓令</p> <p>③その他市長が支給を不適当と認める場合</p>
災害障害見舞金	<p>2 県内において5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上であること</p> <p>3 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上であること</p> <p>4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</p>		<p>対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する</p> <p>1 両眼が失明した者</p> <p>2 咀嚼及び言語の機能を廃した者</p> <p>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者</p> <p>4 両上肢をひじ関節から先を失った者</p> <p>5 両上肢の用を全廃した者</p> <p>6 両下肢をひざ関節から先を失った者</p> <p>7 両下肢の用を全廃した者</p> <p>8 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者</p>	<p>1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合250万円以内</p> <p>2 その他の場合125万円以内</p>	

2 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）)

種別	対象となる障害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	県内において災害救助法の適用市町村が1以上ある自然災害	1 実施種 体市（市 条例に基 づく） 2 経費負 担 国2／3 県1／3	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上の場合 1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住家が滅失した場合は1,270万円	1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円以内 2 家財等の損害 (1) 家財の1／3以上の損害150万円以内 (2) 住居の半壊 170万円以内 (3) 住居の全壊 250万円以内 (4) 住居全体の滅失又は流失350万円以内 3 1と2が重複した場合 (1) 1と2アが重複 250万円以内 (2) 1と2イが重複 270万円以内 (3) 1と2ウが重複 350万円以内 4 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるをえないなど特別の事情がある場合 (1) 2イの場合 250万円以内 (2) 2ウの場合 350万円以内 (3) 3イの場合 350万円以内	1 申請 被害を受けた後3か月以内 2 据置期間 3年（特別の事情のある場合5年） 3 償還期間 据置期間経過後7年 （特別の事情のある場合5年） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 貸付利率 年3％ （据置期間中は無利子） 6 延滞利息 年10.75％

3 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付けを行う。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

（根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生省社援0728第9号））

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金	福祉資金（災害援護資金） 災害救助法の適用されない小規模の自然災害、及び火災等自然災害以外の災害など	1 実施主体 県社会福祉協議会 2 窓口 市社会福祉協議会及び民生委員・児童委員	災害を受けたことにより困窮し、自立更生をするために資金を必要とする低所得世帯	150万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 年1.5% （保証人がいる場合は無利子） （据置期間中は無利子）

4 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

(1) 母子福祉資金

母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）及び寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童、寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる次の特例措置がある。

(2) 父子福祉資金

父子家庭の父（配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のいない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。（根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法）

貸付金の種類	被害の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	住宅又は 家財の被害	個人：2,830,000円 団体：4,260,000円	1年間	7年以内	無利子 (連帯保証人無し 1.5%)
事業継続資金		個人：1,420,000円 団体：1,420,000円	6カ月間	7年以内	無利子 (連帯保証人無し 1.5%)
住宅資金		1,500,000円 特別 2,000,000円	6カ月間	6年以内 特別7年以内	無利子 (連帯保証人無し 1.5%)
<p>事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であって、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から1年以内に貸付けられるものについては、その据置期間を、貸付の日から2年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、期間の延長をすることができる。</p>					

第7 独立行政法人住宅金融支援機構へのあっせん

1 災害復興建築物、被災建築物

県と連携を図り、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物又は被災建築物に該当するときと判断したときは、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、資金の借入の促進を図る。

2 災害予防建築物、災害予防移転建築物、災害予防関連工事

住宅金融支援機構法の規定により、建築基準法や地すべり等防止法、土砂災害警戒域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等により除却、移転、擁壁工事等の対策が必要な建築物については、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

第8 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、市は県と連携を図り、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市は、災害住宅の状況を速やかに調査して県及び国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の実施が得られるよう努める。

なお、公営住宅を建設し、被災者に住宅として居住させる場合、従前の地域コミュニティの維持や居住者同士の交流の促進等に努め、孤立しないよう配慮に努める。

第9 防災集団移転促進事業の活用

市は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

実施主体は市とするが、大規模な移転が必要となる場合は、県に協力を要請するものとする。

1 移転促進区域

(1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象）にかかるもの

(2) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

2 補助制度等

(1) 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：3/4）

ア 住宅団地の用地取得造成

イ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

ウ 住宅団地の公共施設の整備

エ 移転促進区域内の宅地等の買い取り

オ 住宅団地内の共同作業所等

カ 移転者の住居の移転に対する補助

キ 事業計画の策定

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第10 税負担等の軽減

市は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、市は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

1 国民健康保険税(料)の減免

市は、県の指導を受け、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税(料)の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

2 国民健康保険税(料)の減免の基準

(1) 災害により障害者となったとき9/10を減免

(2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、

その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下の者に対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税(料)の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3/10以上5/10未満	5/10以上
500万円以下	1 / 2	10 / 10
500万円超	1 / 4	1 / 2
750万円超	1 / 8	1 / 4

(3) 国民健康保険税(料)の一部負担金の減免

市は、県の指導・助言により、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税(料)の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。一部負担金の減免基準は、市が基準を定め減免を行う。

第3節 被災中小企業の振興、農業者への融資計画

(農業委員会、まち振興課、商工振興課、農業振興課)

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農業の生産力回復を図るため、市は県の指導のもとに、資金対策に万全を期し、民生の安定、社会経済活動の早期回復に努める。

第1 中小企業支援対策

- 1 被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行う。
- 2 再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。
- 3 被災した中小企業を早期に支援するため、自治体と商工団体等の連携による被害状況の把握、報告体制の整備を進める。
- 4 中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。
- 5 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。
- 6 信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対し保証枠の増大等を要請する。
- 7 地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。

第2 金融支援

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずるよう、県に依頼する。

- 1 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けるために必要な措置を講ずること。
- 2 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行うこと。
- 3 信用力の低い中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠の増大等を要請すること。
- 4 地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し協力を求めること。
- 5 災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」に基づく指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第3 農業災害に対する融資制度

1 日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金

農業（被害果樹の改植等の復旧）に要する費用を融通する。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通する。

(3) 農業基盤整備資金

災害により流出、埋没した農地、農道等の復旧に要する費用を融通する。

2 経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

第4 雇用対策

1 市は、被災地の事業主や労働者への利便を図るため、県、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施する。

2 県は、被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設ける。

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則としてとして風水害、震災等の天災に限る、火災等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通する。

第4節 義援金の受入・配分等に関する計画

(財政課、会計課、保護課、社会福祉課、まち振興課、保険医療課)

義援金については、市の被災状況を十分考慮しながら、市及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携することにより、必要な事項を協議して実施する。

第1 義援金の募集

市は、県及び日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と相互に連携することにより、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、市が保有する広報媒体の他報道機関等を通じて国民への周知を図る。

第2 義援金の配分

- 1 義援金の配分については、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、公平かつ迅速な配分を行うものとする。
- 2 委員会等は、以下のことについて検討するものとする。
 - (1) 配分金額
 - (2) 配分対象者
 - (3) 配分方法
 - (4) その他義援金配分に関すること

第3 市の支援活動

- 1 市は、県、日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関との連携のもと、寄託された義援金を委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。
- 2 市は、委員会等と連絡調整等に努め、当該組織が行う義援金の受入・管理等について、ホームページ等を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

(危機管理課、関係各課)

市は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、本節で「法」という。)に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、復旧が円滑に行われるよう努める。

第1 激甚災害に関する調査

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して、県に報告する。

また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第2 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出しなければならない。

第3 激甚災害の指定基準

根拠法	適用すべき措置
法第2章(3条~4条) 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額>全国標準税収入×0.5% B基準 査定見込額>全国標準税収入×0.2% かつ、次sの要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額>当該都道府県標準税収入×25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 >都道府県内市町村の標準税収入額×5%
法第5条 農地等の災害復旧事業等に 関する補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額>全国農業所得推定額×0.5% B基準 査定見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額>当該都道府県の 農業所得推定額×4% 又は (2) 都道府県内査定見込額>10億円

<p>法第6条 農業水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例</p>	<p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込みが50,000千円以下と認められる場合は除く。</p> <p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>A基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B基準 農業所得推定額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上</p> <p>1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%</p>
<p>法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</p>	<p>法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。</p> <p>浸水面積（1週間以上）30ha以上の区域</p> <p>排除される湛水量30万m³以上</p> <p>最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること</p>
<p>法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>A基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% （樹木に係るもの）（木材生産部門）</p> <p>B基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% （樹木に係るもの）（木材生産部門）</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額 × 60%</p> <p>(2) 都道府県林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%</p>
<p>法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> <p>法第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係法令</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>A基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>B基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上</p> <p>1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%</p> <p>又は > 1,400億円</p>

<p>法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助</p> <p>法第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合適用</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
<p>法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>A基準 被災地全域滅失住宅戸数\geq4,000戸</p> <p>B基準 次の1, 2のいずれかに該当する災害</p> <p>1 被災地全域滅失住宅戸数\geq2,000戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数\geq200戸</p> <p>(2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数\geq10%</p> <p>2 被災地全域滅失住宅戸数\geq1,200戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数\geq400戸</p> <p>(2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数\geq20%</p>
<p>法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>	<p>1公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される場合適用</p> <p>2農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合適用</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>上記以外の措置</p>

第4 局地激甚災害指定基準

根拠法	適用すべき措置
<p>法第2章（第3条～4条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助</p>	<p>査定事業費$>$当該市町村の標準税収入\times50% （ただし、当該査定事業費10,000千円未満は除外）</p> <p>ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p>
<p>法第2章（第3条～4条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助</p>	<p>査定事業費$>$当該市町村の標準税収入\times50% （ただし、当該査定事業費10,000千円未満は除外）</p> <p>ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p>

	<p>又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合</p> <p>(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く)</p> <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10%</p> <p>(ただし、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外)</p> <p>ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。</p> <p>又は</p> <p>当該市町村の漁業被害額 > 農業被害額</p> <p>かつ、漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額の10%</p> <p>(ただし、当該漁船等の被害額が10,000千円未満は除外)</p> <p>ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く)</p>
<p>法第11条の2</p> <p>森林災害復旧事業に対する補助</p>	<p>林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額 × 150%</p> <p>(ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05%未満の場合は除く)</p> <p>かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積(人口林に係るもの)のおおむね25%を超える場合。</p>
<p>法第12条</p> <p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> <p>法第13条</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例</p>	<p>中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10%</p> <p>(ただし、被害額が10,000千円未満は除外)</p> <p>に該当する市町村が1以上。</p> <p>ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。</p>
<p>法第24条</p> <p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等</p>	<p>法第2章又は5条の措置が適用される場合適用</p>

第6節 災害復旧・復興計画

(全部局)

災害発生後から被災者が、速やかに再起できるよう各種支援、社会経済基盤の再構築を図るとともに、甚大な被害を受けた地域について、市と県が連携して復旧・復興計画を作成する。

また、本節の計画を進展させ「事前復興計画」を策定する。

第1 基本方針

1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

市は、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障がい者、高齢者、女性等の参画を促進するものとする。

第2 復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・市民生活を目指し、発災後、市民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

1 復旧・復興基本方針及び復旧・復興計画

県は、市が策定する復旧・復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復旧・復興に関する基本的な方針（復旧・復興ビジョン）を策定し、これを周知するものとする。

市は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、市復旧・復興計画を策定するものとする。

2 事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、市は、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握するものとする。

3 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会

等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

4 技術的・財政的支援の要請

市は、円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、県に対し、連絡調整や技術的支援等を行うための職員の派遣を要請する。

5 復興基金設立の検討

被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、市は、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。

6 県、国等への提案・要望

市は、迅速な復旧・復興対策が出来るよう、県、国等に対し、制度の創設や改善、復旧・復興財源の確保などに関して積極的に提案・要望活動を行う。

第3 復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、市は災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立するものとする。

市は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- 1 復旧・復興計画の策定
- 2 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- 3 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
関西広域連合等の受援体制の確立

- 4 県の設立する復興基金への協力
- 5 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- 6 被災者の生活再建の支援

インフラ復旧、仮設住宅等の設置、および被災建物の応急危険度判定・住家被害認定調査・り災証明各種事務手続を始めとする事務手続きの早期実施（応急危険度判定：被害調査班、住家被害認定調査及び罹災証明：現地情報班）のためには、平素から担当班は、実施マニュアルを作成し、訓練を行い、研修等受けによる要員育成等の体制の確立を実施。

- 7 相談窓口等の運営
- 8 民心安定上必要な広報
- 9 その他の復旧・復興対策

第4 特定大規模災害からの復興

1 国の復興基本方針

特定大規模災害の復興に際して、特別の必要があるとき、国は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、災害対策基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

2 市の復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

3 県の復興計画

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

第7節 災害対応の検証、記録と活用

(全部局)

将来の災害被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、記録しそれに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、住民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを検証し、その結果を今後の地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより市の防災体制の向上や、住民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取り組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

また、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の記録として、災害の都度、記録集等の作成に努める。

第1 検証の実施

市は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「良好な事項」、「改善を要する事項」等を整理し、検証する。

なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

【主な検証項目例】

- 1 情報処理
県や国、近隣市町村などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等
- 2 資源管理
業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材など）の調達等
- 3 指揮・調整
災害対策本部内における①指揮・統制、②決定、③本部事務局各担当・庁内各課の間の業務調整
- 4 組織間の連携
庁外各機関（県、国、市内関係機関、協定締結団体など）との調整
- 5 個別の活動
救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等
- 6 広報・相談
住民や市外への広報・相談等
- 7 計画やマニュアル
事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第2 検証体制

市は、災害対策本部事務局職員及び災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に応じ、庁内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第3 検証の対象

応急対策の実施者及び住民の視点に立ち、おおむね次の主体を対象とする。

- 1 災害対策本部（庁内各課等）
- 2 県
- 3 防災関係機関
- 4 住民
- 5 自主防災組織
- 6 支援自治体
- 7 ボランティア団体など

第4 検証手法

市は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、防災関係機関との意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第5 検証結果と防災対策への反映

市は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により県や国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第6 災害教訓の記録の活用

市は、作成した報告書や記録集等、さらに検討に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、市民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、記録し防災教育に活用するなど、市民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に継承するよう努める。